

3.1.4 安全裕度評価

設計上の想定を超える事象の発生を仮定し、評価対象の発電用原子炉施設が、どの程度の事象まで燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の著しい損傷を発生させることなく、また、格納容器機能喪失及び放射性物質の異常放出をさせることなく耐えることができるか、安全裕度を評価する。また、燃料体等の著しい損傷並びに格納容器機能喪失及び放射性物質の異常放出を防止するための措置について、深層防護(defense in depth)の観点から、その効果を示すとともに、クリフェッジ・エフェクト（例えば、設計時の想定を超える地震及び津波により機器類の損傷、浸水等が生じ、燃料損傷等を引き起こす安全上重要な機器等の一連の機能喪失が生じること。）を特定して、設備の潜在的な脆弱性を明らかにする。これにより、発電用原子炉施設について、設計上の想定を超える外部事象に対する頑健性に関して、総合的に評価する。

また、本届出書の評価対象期間において、大規模な工事等に該当する特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）、常設直流電源設備（3系統目）（以下「第3バッテリー」という。）が供用開始したことから、第2回安全性向上評価届出書（2021年8月6日付け関原発第301号）までの安全裕度評価の結果が変わることが見込まれる。更に、本届出書の評価対象期間において、大規模な工事等には該当しないもののRCP-SDSが供用を開始した。よって、本届出書では第1回届出書で実施した地震、津波及び地震と津波の重畠事象を対象に、特重施設、第3バッテリー、RCP-SDS（以下「特重施設等」という。）を考慮した安全裕度評価を実施し、そのリスク低減効果を確認する。

3.1.4.1 評価実施方法

3.1.4.1.1 評価項目

評価項目は、「実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド（2020年3月31日 原規規発第20033110号 原子力規制委員会決定）」（以下「運用ガイド」という。）に基づき、以下の項目について評価を実施する。

【評価項目】

- ・ 地震
- ・ 津波
- ・ 地震と津波の重畠事象（地震随伴事象及び津波随伴事象含む）
- ・ その他自然現象に対するリスク評価

なお、地震、津波以外のその他自然現象に対するリスク評価については、必ずしもクリフエッジを求めるような安全裕度評価を行うのではなく、各自然現象の特性に応じた評価手法によりリスク評価を実施する。

また、特重施設等を踏まえた号機間相互影響評価については大飯発電所3号機第3回届出時に実施する。

3.1.4.1.2 評価の進め方

(1) 各評価項目に対する共通的な前提条件及び留意事項

評価において、事象の進展過程については、イベントツリーの形式で示すこととし、イベントツリーの各段階において、その段階で使用可能な防護措置について検討し、それぞれの有効性及び限界を示す。このような各段階の状況を示すことにより、深層防護の観点からの評価を明らかにする。評価に当たっては、以下の点に留意する。

- a. 起因事象発生時の状況として、最大出力下での運転等、最も厳しい運転条件を想定するとともに、使用済燃料ピットが使用済燃料で満たされている等、最も厳しい発電用原子炉の状態を設定する。

- b. 評価対象事象は、地震、津波及びその他自然現象とする。地震と津波については、これらの重畠事象についても想定する。評価においては、設計段階での想定事象に限らず、最新の知見に照らして最も過酷と考えられる条件及びそれを上回る事象を想定する。
- c. 地震及び津波に対する随伴事象やその他自然現象の重畠による影響を確認する。具体的には、前項の評価結果から特定されるクリフエッジを回避するために必要な緩和機能を防護すべき対象と位置付け、これらに対する随伴事象やその他自然現象の重畠の影響を評価する。
- d. 発電用原子炉及び使用済燃料ピットが同時に影響を受けると想定する。また、防護措置の評価にあたっては、合理的な評価による場合を除き、一度失った機能は回復に期待せず、また外部からの支援は受けられない等、厳しい状況を仮定する。
- e. 個別の発電用原子炉施設で自主的に強化した施設及び機能並びに耐震B・Cクラスの構造物・機器であっても合理的な評価によって機能が維持されることが示せる場合は、その機能に期待するものとする。
- f. 安全裕度評価が自らの発電用原子炉施設の有する安全裕度及び潜在的な脆弱性を把握し、たえず安全性を向上させるためのプロセスの一貫であることを認識しつつ実施する。
- g. 評価時点までに対応を実施した対策を含め、最新の情報を反映した評価を実施する。
- h. 運転開始以降の設備の状態に関し、事象発生後における設備の機能維持、相互干渉、二次的影響、防護措置に係る作業性及び接近性等について情報を収集し、防護措置に係る成立性及び頑健性を確認するため、安全裕度評価の実施方法に照らして確認すべき観点を明確にしたうえで、プラント・ウォークダウンを体系的に実施する。

なお、実施に当たっては、新規制基準への適合性確認やPR

A等、これまでに実施したプラント・ウォークダウンの結果が活用できる場合は、これを活用する。

(2) 建物・構築物、機器等の安全裕度評価における実応答値及び実耐力値又は設計応答値及び設計耐力値の使用方法

a. 地震に対する耐力評価の指標

運用ガイドでは、「安全裕度評価では、実応答値及び実耐力値を用いることとし、設計応答値及び設計耐力値を混在して使用しない。」(運用ガイド 参考資料2 1. 評価実施方法(3) 安全裕度評価実施事項①(a)より抜粋)とされている。

今回の地震に対する安全裕度評価では、地震に対する耐力評価の指標としてフラジリティを使用することとしている。このフラジリティ評価では、文献値や専門家判断を活用して耐力・応答のそれぞれについて中央値を設定するとともに、対数正規分布を仮定することでそれぞれの分布を考慮しており、得られた耐力分布・応答分布から建物、構築物、機器等の損傷確率を評価している。各分布の作成に当たっては、設計における保守性※を排除した現実的な評価が前提となるため、結果として得られるフラジリティは建物・構築物、機器等の実力値である。

※設計においては、耐力値・応答値についてそれぞれ以下に例示するような保守性を有している。

耐力値：物性値に規格基準値を使用、機能維持確認済加速度の使用、安全率を付加した許容値の設定等

応答値：保守的な減衰定数の使用、床応答曲線の拡幅、保守的な解析モデル等

フラジリティ評価で考慮する耐力分布・応答分布は設計における保守性を排除した現実的な評価に基づくという点は、建物、構築物、機器等のフラジリティ評価において共通であり、フラジリティを評価指標とする安全裕度評価においては、「設計値と実力値の混在」が発生することはない。

また、運用ガイドでは、評価の信頼性について、「設計応答値

及び設計耐力値を用いる場合には、その信頼度を明確にする。更に、クリフェッジ・エフェクトの値の信頼度（例えば、95%信頼度の5%損傷確率等）には、偶然的不確実さ及び認識論的不確実さを考慮する。また、安全裕度評価が有する信頼性を明確にする。」（運用ガイド 参考資料2 1. 評価実施方法(3) 安全裕度評価実施事項①(a)より抜粋）と記載されている。

前述の通り、地震に係る安全裕度評価では実力値とみなすことができるフラジリティを指標とするため、運用ガイドの「設計応答値及び設計耐力値を用いる場合」に該当しない。

なお、地震に係る安全裕度評価においては、第3.1.4.1.2.1図に示すフラジリティに対して、95%信頼度における5%損傷確率に相当する地震加速度レベル（以下「HCLPF」という。ここで、HCLPFはHigh Confidence of Low Probability of Failure（高信頼度低損傷確率）の略称である。）を用いてクリフェッジ・エフェクトの値（以下「クリフェッジ・エフェクト地震加速度」という。）を表わすこととし、HCLPFを評価における指標とする。工学分野においては、高い信頼度を求める場合には慣例的に信頼度95%（有意水準5%）が設定されることから、本評価の指標としてHCLPFを使用することは、十分高い信頼度が確保できていることを意味するものである。

HCLPFはフラジリティ評価により算出されるAmと不確実さ β_{CR} 及び β_{CU} により、次式のように表される。

$$HCLPF = Am \times \exp(-1.65 \times (\beta_{CR} + \beta_{CU}))$$

ここで、

Am：フラジリティ加速度中央値

（損傷確率50%に対応する地震動強さ）

β_{CR} ：偶然的不確実さ

β_{CU} ：認識論的不確実さ

である。

β_{CR} 及び β_{CU} は、フラジリティ評価において、物性値や地震応

答等の物理現象が持つ不確実さ、並びに知識及び認識の不足に関係する不確実さを、分布のばらつきとして定量的に評価することにより得るものであり、具体的には以下のとおりである。

- β_{CR} ：偶然的不確実さ

材料特性等に見られるように対象物が本来持っている「ばらつく特性」による不確実さである。物理現象が本質的に持っているランダム性に起因する「ばらつき」であるため、データの補充、評価モデルの詳細化を行ったとしても技術的に減じることができない性質のものである。第 3.1.4.1.2.2 図のフラジリティ曲線において、この不確実さ β_{CR} は曲線の傾きに相当する。

安全裕度評価においては、例えば、加振試験等により求めた現実的耐力の統計的精度（試験体の個体差、加振器の動作条件、計測器のノイズ等に起因する統計的精度）の不確実さや、建屋の地震応答評価におけるせん断波速度等の地盤物性値及びコンクリート強度にかかる不確実さ等に、この偶然的不確実さを考慮している。

- β_{CU} ：認識論的不確実さ

知識及び認識の不足に関係する不確実さである。評価に用いるデータの不足、モデルの詳細度、複数の専門家の解釈の相違等が起因となる「不確実さ」を考慮するものといえる。

これは、将来的な知識の増加又は科学の進展によってそのばらつきを減じることが期待できる。

この不確実さ β_{CU} はフラジリティ曲線の信頼度と関連しており、第 3.1.4.1.2.2 図における 95% 信頼度フラジリティ曲線と 5% 信頼度フラジリティ曲線の値の開き（同一損傷確率における地震加速度レベルの値の差）は、 β_{CU} が大きくなるほど大きくなる。評価においてより高い信頼度を必要とするほど、フラジリティ曲線は図の左側（地震加速度が小さい側）に移動し、不確実さ β_{CU} の影響を考慮しない場合（50% 信頼度のフ

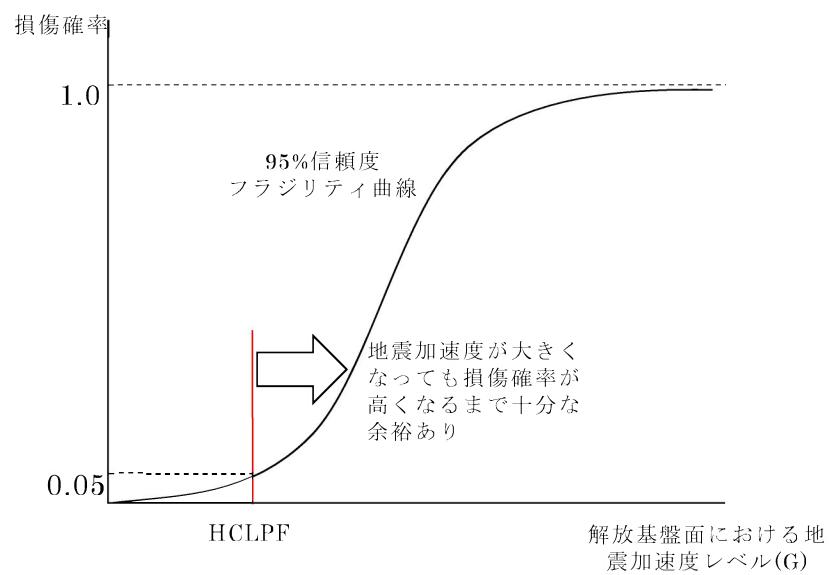
ラジリティ曲線に相当)に比べ、より小さい加速度で高い損傷確率を示すようになる。

安全裕度評価においては、構造部材の現実的耐力を求める際、引張り強さ等の物性値に一般データを用いている場合の不確実さや、評価に用いる解析モデル自体が持つ不確実さ等に、この認識論的不確実さを考慮している。

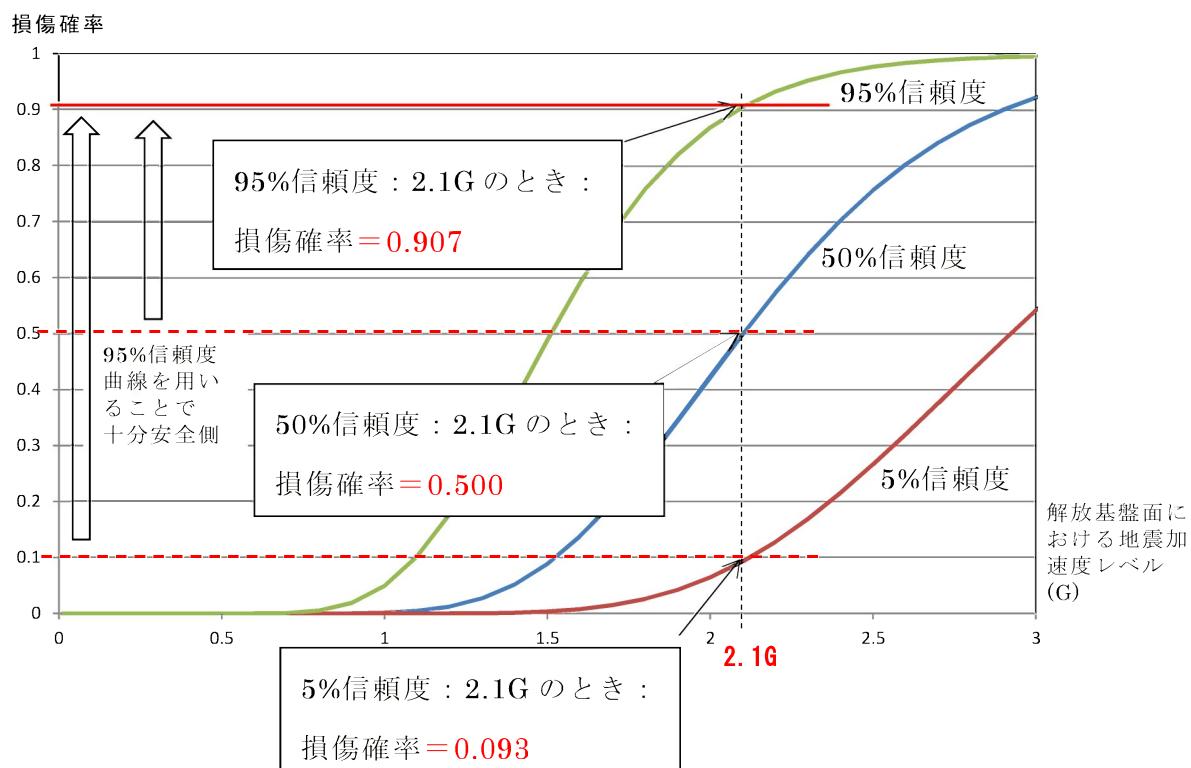
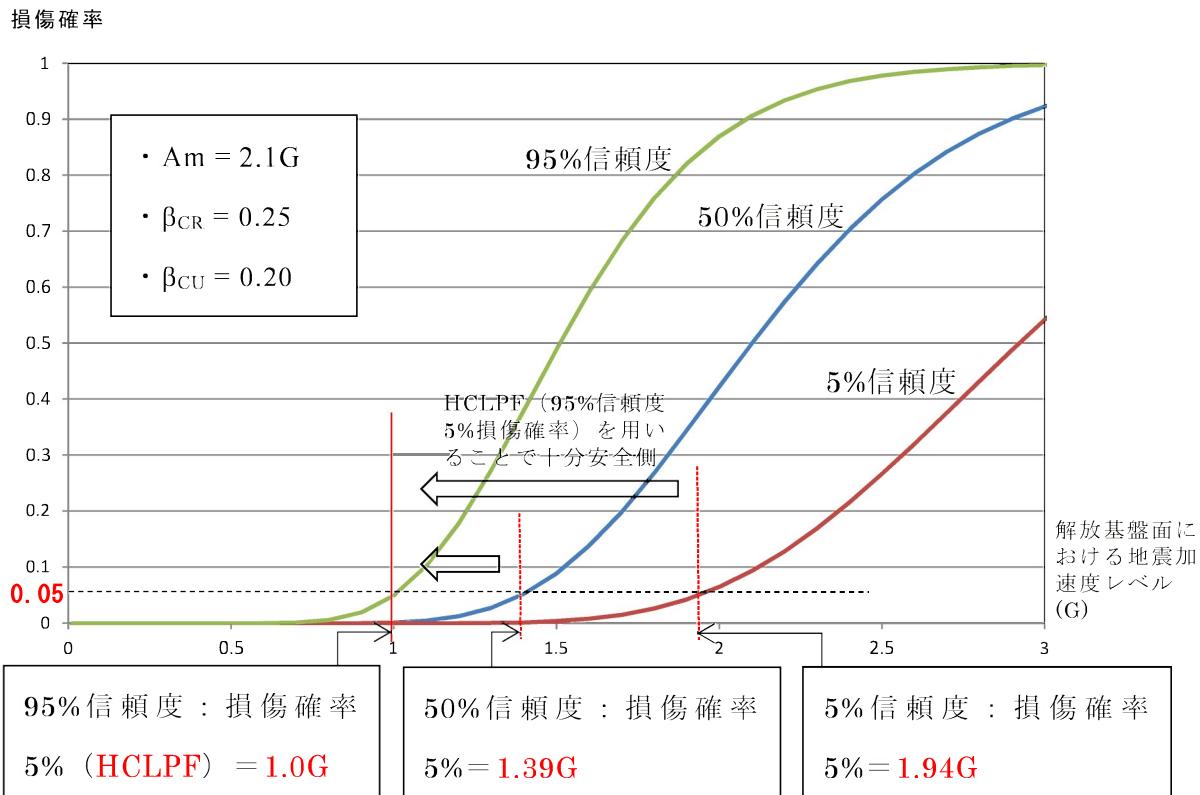
したがって、HCLPFを指標とすることで、信頼性に関する評価が含まれることとなり、運用ガイドの「偶然的不確実さ及び認識論的不確実さ」を考慮していることとなる。

なお、今回の評価においてはクリフェッジ・エフェクト地震加速度を解放基盤面における加速度レベル(G)で記載しているが、上記のとおりHCLPFの定義を踏まえれば、第3.1.4.1.2.1 図に示すとおり、HCLPFに相当する地震加速度が生じても、損傷確率が高くなる地震加速度までは十分な余裕があることから、必ずクリフェッジ・エフェクトが発生することを意味するものではない。

さらに、HCLPFが意味する損傷確率 5%の加速度レベルは、前述の通り 95%信頼度に基づく値であることを考慮すると、第 3.1.4.1.2.2 図に示すとおり、信頼度の観点からも十分安全側(保守的)に設定されている値である。



第 3.1.4.1.2.1 図 建物・構築物、機器等の損傷確率



第 3.1.4.1.2.2 図 各信頼度におけるフラジリティ曲線^{注)}
($A_m=2.1$ 、 $\beta_{CR}=0.25$ 、 $\beta_{CU}=0.20$ のフラジリティ曲線を例とする)

注) 各信頼度におけるフラジリティ曲線は以下の式により算出される。

$$F(A) = \Phi \left\{ \frac{\ln \left(\frac{A}{Am} \right) + \beta c_U \cdot X}{\beta c_R} \right\}$$

ここで、

F : 損傷確率

Φ : 標準正規累積分布関数

A : 入力加速度

Am : フラジリティ加速度中央値

(損傷確率 50%に対応する入力加速度 (地震動強さ))

β_{CR} : 偶然的不確実さ要因の対数標準偏差

β_{CU} : 認識論的不確実さ要因の対数標準偏差

$$\beta c_R = \sqrt{(\beta_{R-s})^2 + (\beta_{R-r})^2}$$

$$\beta c_U = \sqrt{(\beta_{U-s})^2 + (\beta_{U-r})^2}$$

β_{R-s} : 現実的耐力の偶然的不確実さ

β_{R-r} : 現実的応答の偶然的不確実さ

β_{U-s} : 現実的耐力の認識論的不確実さ

β_{U-r} : 現実的応答の認識論的不確実さ

X : フラジリティ曲線の信頼度 p に対応する標準正規確率変量 ($\Phi^{-1}(p)$)

$p=5\%$ 信頼度の時 $X = -1.65$

$p=50\%$ 信頼度の時 $X = 0$

$p=95\%$ 信頼度の時 $X = 1.65$

b. 津波に対する耐力評価の指標

運用ガイドでは、「安全裕度評価では、実応答値及び実耐力値を用いることとし、設計応答値及び設計耐力値を混在して使用しない。ここで、実応答値及び実耐力値を用いる場合には、その根拠及び妥当性を明確にする。設計応答値及び設計耐力値を用いる場合には、その信頼度を明確にする。更に、クリフェッジ・エフェクトの値の信頼度（例えば、95%信頼度の5%損傷確率等）には、偶然的不確実さ及び認識論的不確実さを考慮する。また、安全裕度評価が有する信頼性を明確化し、フラジリティの信頼度及び損傷の定義を明確にする。」（運用ガイド 参考資料2 1. 評価実施方法(3) 安全裕度評価実施事項②(a)より抜粋）とされている。

ここで、津波に関するフラジリティ評価は、「3.1.3 内部事象及び外部事象に係る確率論的リスク評価（P R A）」にて記載したとおり、以下の各損傷・機能喪失の要因に対して実施しているが、ここでは各々の要因に対して、津波に対する安全裕度評価における耐力評価の指標について整理する。

① 被水・没水（屋外設備）

津波P R Aに適用した屋外設備の被水・没水に対するフラジリティの作成においては、遡上応答に係る不確実さを考慮している。

ここで、遡上応答に係る不確実さについて、津波に対する安全裕度評価では、クリフェッジ津波高までの遡上評価を行い津波の遡上による影響を直接評価することで、これに代えることとしている。

このため、津波に対する安全裕度評価では、津波P R Aに適用した屋外設備の被水・没水に対するフラジリティを用いる必要は無く、屋外設備の設置高さに津波が到達した時点で、屋外設備が機能喪失するものとする。

② 被水・没水（屋内設備）

津波 P R A に適用した屋内設備の被水・没水に対するフラジリティとしては、建屋シールの耐力を基にしており、遡上応答に係る不確実さを考慮している。

ここで、遡上応答に係る不確実さについて、津波に対する安全裕度評価では、クリフエッジ津波高さでの遡上評価を行い津波の遡上による影響を直接評価することで、これに代えることとしている。このため、津波に対する安全裕度評価では、津波 P R A に適用した屋内設備の被水・没水に対するフラジリティを用いる必要は無く、建屋シール等の設置高さ（E.L. + 11.4m）に津波が到達した時点で、屋内設備が機能喪失するものとする。

以上を踏まえ、津波に対する安全裕度評価では、津波に関するフラジリティは考慮せず、許容津波高さとして機器等又は建屋シール等の設置高さを用いることとする。

3.1.4.2 評価結果

3.1.4.2.1 地震

(1) 地震単独の評価

a. 炉心損傷防止対策

(a) 出力運転時

i 評価方法

出力運転時の炉心損傷を防止するための措置について、

第1回届出書の評価結果における「3.1.4.2.1(1)a.(a) ii ①起因事象の選定結果」及び「3.1.4.2.1(1)a.(a) ii ② 各起因事象発生に係るHCLPF及び地震加速度区分の特定結果」を基に、以下の評価を実施する。

① 影響緩和機能及び収束シナリオの特定

第1回届出書の評価結果における、地震により生じる起因事象に対して最も耐力を有する収束シナリオ（以下、「クリフエッジシナリオ」という。）に対し、特重施設等を踏まえた場合の影響緩和機能及び収束シナリオを特定する。

② 各影響緩和機能の喪失に係るHCLPFの特定

①項にて特定した各影響緩和機能について、フロントライン系^{*1}及びサポート系^{*2}の各々に対し、機能喪失を引き起こす設備等とそのHCLPFを特定する。具体的には、影響緩和機能の機能喪失に係るHCLPFは、フロントライン系とサポート系の機能喪失に至る各々のHCLPFのうち、小さい方となる。なお、特重施設の各影響緩和機能に関わるHCLPFについては、「3.1.3 内部事象及び外部事象に係る確率論的リスク評価（PRA）」に示す地震PRAの評価結果を踏まえて特定する。

* 1：各イベントツリーの安全機能の達成に直接必要な影響緩和機能をフロントライン系という。例えば主給水流量喪失事象では、原子炉停止、補

助給水による蒸気発生器への給水、主蒸気逃がし弁による熱放出等がフロントライン系である。

* 2 : フロントライン系を機能させるために必要な電源や冷却水等を供給する機能をサポート系という。例えば、電動補助給水の機能達成に必要な監視、制御のための直流電源やポンプ駆動力のための交流電源等がサポート系である。

③ 各収束シナリオの機能喪失に係るH C L P F の特定

②項にて特定した各影響緩和機能の喪失に係るH C L P F の結果から、各収束シナリオの機能喪失に係るH C L P F を特定する。具体的には、各収束シナリオの機能喪失に係るH C L P F は、当該収束シナリオに必要な各影響緩和機能のH C L P F のうち、最も小さいものとなる。

④ クリフエッジ・エフェクト評価

①項にて特定した各起因事象のイベントツリーに対し、起因事象の発生及び各影響緩和機能の喪失による収束シナリオの変化を評価する。また、収束シナリオに変化を及ぼす起因事象の発生及び各影響緩和機能の喪失となるH C L P F が、各クリフエッジ・エフェクトの地震加速度となる。

⑤ 特重施設等の導入によるリスク低減効果の確認

④項により得られた結果と第1回届出書における炉心損傷防止対策の結果を基に、特重施設等の導入によるリスク低減効果について確認する。

ii 評価結果

① 影響緩和機能及び収束シナリオの特定

第1回届出書評価結果における地震加速度区分2 (1.07G～1.26G未満) で発生する起因事象である「外部電源喪失（主給水流量喪失）」及び「主蒸気管破断（主蒸

気隔離弁上流)」について、別紙 3.1.4.2.1(1)-1 のとおり、影響緩和機能及び収束シナリオを特定した。

収束シナリオの特定においては、炉心の未臨界性が確保され、かつ、燃料が安定、継続的に冷却される状態に至るシナリオを収束シナリオ（冷却成功）とし、この状態に至らないシナリオを燃料の重大な損傷に至るシナリオ（炉心損傷）とした。

なお、収束シナリオの詳細は以下のとおり。

・収束シナリオ①

起因事象発生の後、原子炉の停止及びディーゼル発電機の起動が成功し、非常用所内電源からの給電がなされ、主蒸気隔離に成功した状態において、電動、又はタービン動補助給水ポンプによる SGへの給水が行われる。その後、充てん系によるほう酸水の給水により、1次冷却材と未臨界性を確保する。また、主蒸気逃がし弁による2次系による冷却が行われる。この状態では復水タンク枯渇までに海水を補給することにより2次系冷却を継続する。この状態では未臨界性が確保された上で、海水を水源とした安定、継続的な2次系冷却が行われており、最終的には余熱除去系による冷却を継続することで燃料の重大な損傷に至る事態は回避される。

・収束シナリオ②～④

収束シナリオ②～④は、収束シナリオ①の種々の機能喪失に対処する収束シナリオであり、1次冷却材系統のフィードアンドブリードにより崩壊熱を除去する収束シナリオである。

② 各影響緩和機能の喪失に係る H C L P F の特定

①項にて抽出した各影響緩和機能について、フロントライン系とそれに必要なサポート系の関連を整理すると

ともに、各々の機能喪失を引き起こす設備等のH C L P F の評価結果を用いて、各影響緩和機能の喪失に係るH C L P F を別紙 3.1.4.2.1(1)-2 のとおり特定した。

③ 各収束シナリオの機能喪失に係るH C L P F の特定

「外部電源喪失（主給水流量喪失）」及び「主蒸気管破断（主蒸気隔離弁上流）」の収束シナリオ①～④の機能喪失に係るH C L P F について、別紙 3.1.4.2.1(1)-3 のとおり特定した。

④ クリフエッジ・エフェクト評価

第 1 回届出書評価結果における地震加速度区分 2 (1.07G～1.26G 未満) では、「外部電源喪失（主給水流量喪失）」に加えて地震加速度 1.07G 以上で「主蒸気管破断（主蒸気隔離弁上流）」の起因事象が新たに発生し、その収束シナリオは①～④の 4 種類となる。そして、地震加速度 1.07G 以上で収束シナリオ①の機能が喪失、地震加速度 1.26G 以上で収束シナリオ②、③、④の機能が喪失することで全ての収束シナリオが機能喪失し、炉心損傷に至る。

その結果、収束シナリオ②～④は、機能喪失に係るH C L P F が 1.26G 以上であることから、地震加速度区分 2 (1.07G～1.26G 未満) では炉心損傷に至ることはない。

よって、地震加速度 1.26G 以上により、「C V 機能喪失直結」等の起因事象が新たに発生し、直接炉心損傷に至ることから、地震加速度 1.26G をクリフエッジとして特定した。（別紙 3.1.4.2.1(1)-13 参照）

⑤ 特重施設等の導入によるリスク低減効果の確認

別紙 3.1.4.2.1(1)-4 に第 1 回届出書における炉心損傷防止対策の結果を示す。同シナリオでは収束シナリオが 4 種類あり、地震加速度 1.26G 以上で「C V 機能喪失直結」の起因事象が新たに発生し直接炉心損傷に至ることから、

地震加速度 1.26G を炉心損傷のクリフェッジとして特定している。

一方で、特重施設等を考慮した今回の評価結果においては、特重施設等の導入によって追加された収束シナリオはなかった。また、地震加速度 1.26G 超える場合には、原子炉建屋が損傷し、特重施設等の緩和策にも期待できないことから、直接炉心損傷に至ると評価され、クリフェッジ地震加速度の向上は認められなかった。

以上より、特重施設等の導入により収束シナリオ数、クリフェッジ地震加速度は変わらなかった。

(b) 運転停止時

i 評価方法

運転停止時の炉心損傷を防止するための措置について、崩壊熱が高く、1次系保有水量が少ない燃料取出前のミッドループ運転中を対象に、第 1 回届出書の評価結果における「3.1.4.2.1(1)a.(b) ii ① 起因事象の選定結果」及び「3.1.4.2.1(1)a.(b) ii ② 各起因事象発生に係る H C L P F 及び地震加速度区分の特定結果」を基に、以下の評価を実施する

① 影響緩和機能及び収束シナリオの特定

第 1 回届出書の評価結果におけるクリフェッジシナリオに対し、特重施設等を踏まえた場合の影響緩和機能及び収束シナリオを特定する。

② 各影響緩和機能の喪失に係る H C L P F の特定

①項にて特定した各影響緩和機能について、フロントライン系及びサポート系の各々に対し、機能喪失を引き起こす設備等とその H C L P F を特定する。具体的には、影響緩和機能の機能喪失に係る H C L P F は、フロントライン系とサポート系の機能喪失に至る各々の H C L P F のうち、小さい方となる。

③ 各収束シナリオの機能喪失に係るHCLPFの特定

②項にて特定した各影響緩和機能の喪失に係るHCLPFの結果から、各収束シナリオの機能喪失に係るHCLPFを特定する。具体的には、各収束シナリオの機能喪失に係るHCLPFは、当該収束シナリオに必要な各影響緩和機能のHCLPFのうち、最も小さいものとなる。

④ クリフエッジ・エフェクト評価

①項にて特定した各起因事象のイベントツリーに対して、起因事象の発生及び各影響緩和機能の喪失による収束シナリオの変化を評価する。また、収束シナリオに変化を及ぼす起因事象の発生及び各影響緩和機能の喪失となるHCLPFが、各クリフエッジ・エフェクトの地震加速度となる。

⑤ 特重施設等の導入によるリスク低減効果の確認

④項により得られた結果と第1回届出書における炉心損傷防止対策の結果を基に、特重施設等の導入によるリスク低減効果について確認する。

ii 評価結果

① 影響緩和機能及び収束シナリオの特定

第1回届出書評価結果における地震加速度区分1(1.26G未満)で発生する起因事象である「外部電源喪失」について、別紙3.1.4.2.1(1)-5のとおり、影響緩和機能及び収束シナリオを特定した。

収束シナリオの特定においては、炉心の未臨界性が確保され、かつ、燃料が安定、継続的に冷却される状態に至るシナリオを収束シナリオ（冷却成功）とし、この状態に至らないシナリオを燃料の重大な損傷に至るシナリオ（炉心損傷）とした。

なお、収束シナリオの詳細は以下のとおり。

・収束シナリオ①

起因事象発生の後、ディーゼル発電機の起動が成功し、非常用所内電源からの給電がなされている状態で、余熱除去系による冷却を行う。この状態では海を最終ヒートシンクとした安定、継続的な冷却が行われており、燃料の重大な損傷に至る事態は回避される。

・収束シナリオ②

起因事象発生の後、ディーゼル発電機の起動が成功し、非常用所内電源からの給電がなされている状態で、収束シナリオ①で期待していた余熱除去系による冷却に失敗した場合、充てんポンプにより R W S P のほう酸水を炉心へ注入し、1次系の冷却を行う。R W S P の水位低下後、再循環切替を行い、高圧注入ポンプによる再循環炉心冷却、及び格納容器スプレイポンプによる代替再循環炉心冷却を行う。この状態では海を最終ヒートシンクとした安定、継続的な冷却が行われており、燃料の重大な損傷に至る事態は回避される。

・収束シナリオ③

起因事象発生の後、ディーゼル発電機の起動が成功し、非常用所内電源からの給電がなされている状態で、収束シナリオ②で期待していた格納容器スプレイポンプによる代替再循環炉心冷却に失敗した場合、格納容器スプレイ冷却器を用いた再循環格納容器冷却を行う。この状態では海を最終ヒートシンクとした安定、継続的な冷却が行われており、燃料の重大な損傷に至る事態は回避される。

・収束シナリオ④

起因事象発生の後、ディーゼル発電機の起動が成

功し、非常用所内電源からの給電がなされている状態で、収束シナリオ③で期待していた格納容器スプレイ冷却器を用いた再循環格納容器冷却に失敗した場合、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を行う。この状態では海を最終ヒートシンクとした安定、継続的な冷却が行われており、燃料の重大な損傷に至る事態は回避される。

・収束シナリオ⑤

起因事象発生の後、ディーゼル発電機の起動が成功し、非常用所内電源からの給電がなされている状態で、収束シナリオ②で期待していた高圧注入ポンプによる再循環炉心冷却に失敗した場合、格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転を行う。この状態では海を最終ヒートシンクとした安定、継続的な冷却が行われており、燃料の重大な損傷に至る事態は回避される。

・収束シナリオ⑥～⑨

収束シナリオ⑥～⑨は、②～⑤の収束シナリオのうち充てん注入による炉心への注水が失敗し、当該機能を高圧注入による炉心への注水で代替した収束シナリオである。

・収束シナリオ⑩

起因事象発生の後、ディーゼル発電機の起動が成功し、非常用所内電源からの給電がなされている状態で、収束シナリオ⑥で期待していた高圧注入ポンプによるほう酸注入に失敗した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより R W S P のほう酸水を炉心へ注入し、1次系の冷却を行う。R W S P の水位低下後、格納容器スプレイポンプによる代替再循環炉心冷却を行う。この状態では海を最終ヒートシンクとした

安定、継続的な冷却が行われており、燃料の重大な損傷に至る事態は回避される。

・収束シナリオ⑪

起因事象発生の後、ディーゼル発電機の起動に失敗した場合、空冷式非常用発電装置により交流電源を復旧させた後、恒設代替低圧注水ポンプによりR W S P のほう酸水を炉心へ注入し、1次系の冷却を行う。大容量ポンプによる補機冷却機能回復後に、高圧注入ポンプによる再循環炉心冷却、及び格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を行う。この状態では海を最終ヒートシンクとした安定、継続的な冷却が行われており、燃料の重大な損傷に至る事態は回避される。

② 各影響緩和機能の喪失に係るH C L P F の特定

①項にて抽出した各影響緩和機能について、フロントライン系とそれに必要なサポート系の関連を整理するとともに、各々の機能喪失を引き起こす設備等のH C L P F の評価結果を用いて、各影響緩和機能の喪失に係るH C L P F を別紙 3.1.4.2.1(1)-6 のとおり特定した。

③ 各収束シナリオの機能喪失に係るH C L P F の特定

「外部電源喪失」の収束シナリオ①～⑪の機能喪失に係るH C L P F について、別紙 3.1.4.2.1(1)-7 のとおり特定した。

④ クリフエッジ・エフェクト評価

第 1 回届出書評価結果における地震加速度区分 1 (1.26G 未満) では、「外部電源喪失」の起因事象が発生し、その収束シナリオは①～⑪の 11 種類となる。そして、地震加速度 1.25G 以上で収束シナリオ⑩、⑪が機能喪失し、地震加速度 1.26G 以上で収束シナリオ①～⑨の機能が喪失することで、全ての収束シナリオが機能喪失し、

炉心損傷に至る。

その結果、収束シナリオ①～⑨は、機能喪失に係るH C L P F が 1.26G 以上であることから、地震加速度区分 1 (1.26G 未満) で炉心損傷に至ることはない。

よって、地震加速度 1.26G 以上により、「C V 機能喪失直結」等の起因事象が新たに発生し、直接炉心損傷に至ることから、地震加速度 1.26G をクリフェッジとして特定した。(別紙 3.1.4.2.1(1)-13 参照)

⑤ 特重施設等の導入によるリスク低減効果の確認

別紙 3.1.4.2.1(1)-8 に第 1 回届出書における炉心損傷防止対策の結果を示す。同シナリオでは収束シナリオが 11 種類あり、地震加速度 1.26G 以上で「C V 機能喪失直結」の起因事象が新たに発生し直接炉心損傷に至ることから、地震加速度 1.26G を炉心損傷のクリフェッジとして特定している。

一方で、特重施設等を考慮した今回の評価結果においては、特重施設等の導入によって追加された収束シナリオはなかった。また、地震加速度 1.26G 超える場合には、原子炉建屋が損傷し、特重施設等の緩和策にも期待できないことから、直接炉心損傷に至ると評価され、特重施設等の導入によってクリフェッジ地震加速度の向上は認められなかった。

以上より、特重施設等の導入により収束シナリオ数、クリフェッジ地震加速度は変わらなかった。

b. 格納容器損傷防止対策

i 評価方法

格納容器損傷を防止するための措置について、第1回届出書の評価結果における「3.1.4.2.1(1)b. ii ① 起因事象の選定結果」及び「3.1.4.2.1(1)b. ii ② 各起因事象発生に係るHCLPF及び地震加速度区分の特定結果」を基に、以下の評価を実施する。

① 影響緩和機能及び収束シナリオの特定

第1回届出書の評価結果におけるクリフエッジシナリオに対し、特重施設等を踏まえた場合の影響緩和機能及び収束シナリオを特定する。

② 各影響緩和機能の喪失に係るHCLPFの特定

①項にて特定した各影響緩和機能について、フロントライン系及びサポート系の各々に対し、機能喪失を引き起こす設備等とそのHCLPFを特定する。具体的には、影響緩和機能の機能喪失に係るHCLPFは、フロントライン系とサポート系の機能喪失に至る各々のHCLPFのうち、小さい方となる。なお、特重施設の各影響緩和機能に関するHCLPFについては、「3.1.3 内部事象及び外部事象に係る確率論的リスク評価（PRA）」に示す地震PRAの評価結果を踏まえて特定する。

③ 各収束シナリオの機能喪失に係るHCLPFの特定

②項にて特定した各影響緩和機能の喪失に係るHCLPFの結果から、各収束シナリオの機能喪失に係るHCLPFを特定する。具体的には、各収束シナリオの機能喪失に係るHCLPFは、当該収束シナリオに必要な各影響緩和機能のHCLPFのうち、最も小さいものとなる。

④ クリフエッジ・エフェクト評価

①項にて特定した各起因事象のイベントツリーに対して、起因事象の発生及び各影響緩和機能の喪失による収束シナ

リオの変化を評価する。また、収束シナリオに変化を及ぼす起因事象の発生及び各影響緩和機能の喪失となるH C L P Fが、各クリフエッジ・エフェクトの地震加速度となる。

⑤ 特重施設等の導入によるリスク低減効果の確認

④項により得られた結果と第1回届出書における格納容器損傷防止対策の結果を基に、特重施設等の導入によるリスク低減効果について確認する。

ii 評価結果

① 影響緩和機能及び収束シナリオの特定

第1回届出書評価結果においては、区分1及び区分2では炉心損傷に至らないことから、区分3より評価を実施している。地震加速度区分3（1.26G～1.31G未満）で新たに発生する起因事象である「CV機能喪失直結」及び「大破断LOCA」のうち、「CV機能喪失直結」については、影響緩和系に期待せず直接炉心損傷及び格納容器損傷に至るシーケンスであるため、緩和機能及び収束シナリオの特定は不要である。

② 各影響緩和機能の喪失に係るH C L P Fの特定

①項に記載したとおり、事象緩和に期待できないことから、影響緩和機能はない。

③ 各収束シナリオの機能喪失に係るH C L P Fの特定

①項に記載したとおり、事象緩和に期待できないことから、収束シナリオはない。

④ クリフエッジ・エフェクト評価

第1回届出書評価結果における地震加速度区分3（1.26G～1.31G未満）では、1.26G以上の地震加速度により「CV機能喪失直結」等の起因事象が新たに発生し、直接格納容器損傷に至ることから、1.26Gをクリフエッジとして特定した。（別紙3.1.4.2.1(1)-13参照）

⑤ 特重施設等の導入によるリスク低減効果の確認

第 1 回届出書における格納容器損傷防止対策の結果では、地震加速度 1.26G 以上で「C V 機能喪失直結」の起因事象が新たに発生することで直接炉心損傷及び格納容器損傷に至ることから、地震加速度 1.26G を格納容器損傷のクリフエッジとして特定している。

一方で、特重施設等を考慮した今回の評価結果においては、特重施設等の導入によって追加された収束シナリオはなかった。また、地震加速度 1.26G 超える場合には、原子炉建屋が損傷し、特重施設等の緩和策にも期待できないことから、直接格納容器機能損傷に至ると評価され、特重施設等の導入によってクリフエッジ地震加速度の向上は認められなかった。

以上より、特重施設等の導入により収束シナリオ数、クリフエッジ地震加速度は変わらなかった。

c. 使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策

i 評価方法

使用済燃料ピット（以下「SFP」という。）にある燃料の損傷を防止するための措置について、第1回届出書の評価結果における「3.1.4.2.1(1)c. ii ① 起因事象の選定結果」及び「3.1.4.2.1(1)c. ii ② 各起因事象発生に係るHCLPF及び地震加速度区分の特定結果」を基に、以下の評価を実施する。

① 影響緩和機能及び収束シナリオの特定

第1回届出書の評価結果におけるクリフエッジシナリオに対し、特重施設等を踏まえた場合の影響緩和機能及び収束シナリオを特定する。

② 各影響緩和機能の喪失に係るHCLPFの特定

①項にて特定した各影響緩和機能について、フロントライン系及びサポート系の各々に対し、機能喪失を引き起こす設備等とそのHCLPFを特定する。具体的には、影響緩和機能の機能喪失に係るHCLPFは、フロントライン系とサポート系の機能喪失に至る各々のHCLPFのうち、小さい方となる。

③ 各収束シナリオの機能喪失に係るHCLPFの特定

②項にて特定した各影響緩和機能の喪失に係るHCLPFの結果から、各収束シナリオの機能喪失に係るHCLPFを特定する。具体的には、各収束シナリオの機能喪失に係るHCLPFは、当該収束シナリオに必要な各影響緩和機能のHCLPFのうち、最も小さいものとなる。

④ クリフエッジ・エフェクト評価

①項にて特定した各起因事象のイベントツリーに対して、起因事象の発生及び各影響緩和機能の喪失による収束シナリオの変化を評価する。また、収束シナリオに変化を及ぼす起因事象の発生及び各影響緩和機能の喪失となるHCLPFが、各クリフエッジ・エフェクトの地震加速度となる。

⑤ 特重施設等の導入によるリスク低減効果の確認

④項により得られた結果と第1回届出書におけるSFP燃料損傷防止対策の結果を基に、特重施設等の導入によるリスク低減効果について確認する。

ii 評価結果

① 影響緩和機能及び収束シナリオの特定

第1回届出書評価結果における地震加速度区分2(1.26G～1.31G未満)で発生する起因事象である「SFP損傷」については、影響緩和系に期待せず直接SFP燃料損傷に至ることから、地震加速度区分1(1.26G未満)における影響緩和機能及び収束シナリオを特定する。

地震加速度区分1(1.26G未満)で発生する起因事象である「外部電源喪失」について、別紙3.1.4.2.1(1)・9のとおり、影響緩和機能及び収束シナリオを特定した。

収束シナリオの特定においては、SFPの未臨界性が確保され、かつ、燃料が安定、継続的に冷却される状態に至るシナリオを収束シナリオ(冷却成功)とし、この状態に至らないシナリオを燃料の重大な損傷に至るシナリオ(SFP燃料損傷)とした。

なお、収束シナリオの詳細は以下のとおり。

・収束シナリオ①

非常用ディーゼル発電機から給電されたSFP冷却系により崩壊熱を除去するシナリオである。

・収束シナリオ②

非常用ディーゼル発電機から給電された燃料取替用水ポンプにより、燃料取替用水ピットの水を注水し、崩壊熱を除去するシナリオである。

・収束シナリオ③

送水車を使用して海水を給水し、崩壊熱を除去するシナリオである。

② 各影響緩和機能の喪失に係るHCLPFの特定

①項にて抽出した各影響緩和機能について、フロントライン系とそれに必要なサポート系の関連を整理するとともに、各々の機能喪失を引き起こす設備等のHCLPFの評価結果を用いて、各影響緩和機能の喪失に係るHCLPFを別紙3.1.4.2.1(1)-10のとおり特定した。

③ 各収束シナリオの機能喪失に係るHCLPFの特定

「外部電源喪失」の収束シナリオ①～③の機能喪失に係るHCLPFについて、別紙3.1.4.2.1(1)-11のとおり特定した。

④ クリフエッジ・エフェクト評価

第1回届出書評価結果における地震加速度区分1（1.26G未満）では、「外部電源喪失」の起因事象が発生し、その収束シナリオは①～③の3種類となる。そして、地震加速度1.26G以上で収束シナリオ①～③の機能が喪失することで、全ての収束シナリオが機能喪失し、SFP燃料損傷に至る。

その結果、収束シナリオ①～③は、機能喪失に係るHCLPFが1.26G以上であることから、地震加速度区分1（1.26G未満）でSFP燃料損傷に至ることはない。

よって、地震加速度区分2（1.26G～1.31G未満）において、地震加速度1.26G以上により「SFP損傷」の起因事象が新たに発生し直接SFP燃料損傷に至る。（別紙3.1.4.2.1(1)-13参照）

⑤ 特重施設等の導入によるリスク低減効果の確認

別紙3.1.4.2.1(1)-12に第1回届出書におけるSFP燃料損傷防止対策の結果を示す。同シナリオでは収束シナリオが3種類あり、地震加速度1.26G以上で「SFP損傷」の起因事象が新たに発生し直接SFP燃料損傷に至ることから地震加速度1.26GをSFP燃料損傷防止対策のクリフエッジとして特定している。

一方で、特重施設等を考慮した今回の評価結果においては、特重施設等の導入によって追加された収束シナリオはなかった。また、地震加速度 1.26G 超える場合には、直接 S F P 燃料が損傷し、特重施設等の緩和策にも期待できないことから、直接格納容器機能損傷に至ると評価され、特重施設等の導入によってクリフェッジ地震加速度の向上は認められなかった。

以上より、特重施設等の導入により収束シナリオ数、クリフェッジ地震加速度は変わらなかった。

(2) 地震単独の評価に対する随伴事象の影響

a. 地震随伴溢水

(a) 炉心損傷防止対策（出力運転時）、格納容器損傷防止対策及び使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策への影響

① 溢水評価方針

1) 建屋内の防護すべき設備に関する溢水評価方針

1-1) 防護すべき設備の設定

「3.1.4.2.1(1)a.(a) ii 評価結果」、「3.1.4.2.1(1)b. ii 評価結果」及び「3.1.4.2.1(1)c. ii 評価結果」を踏まえて特定されるクリフエッジシナリオの成立のために必要な設備のうち、建屋内に設置されているものを防護すべき設備とする。

1-2) 溢水評価条件の設定

1-2-1) 溢水源及び溢水量の設定

流体を内包する溢水源となり得る機器のうち、そのH C L P F がクリフエッジ地震加速度以上であることが確認できないものを溢水源とする。

溢水量の算出に当たっては、溢水が生じるとした機器のうち防護すべき設備への溢水の影響が最も大きくなる位置で溢水が生じるものとして評価する。

溢水源となる容器については全保有水量を溢水量とする。溢水源となる配管は完全全周破断を考慮した溢水量とする。

また、クリフエッジ地震加速度により発生する使用済燃料ピットのスロッシングにて使用済燃料ピット外へ漏えいする溢水量を算出する。

なお、3号機側からの溢水伝播はないことから、3号機からの溢水を考慮する必要はない。

1-2-2) 溢水防護区画及び溢水経路の設定

溢水防護区画は、防護すべき設備を設置している

すべての区画について設定する。

溢水防護区画は壁、扉及び堰又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定し、溢水防護区画の水位が最も高くなるように保守的に溢水経路を設定する。

1・3) 溢水評価

1・3・1) 没水影響に対する評価

1・3・1・1) 評価方法

建屋内で発生を想定する溢水源、溢水量、溢水防護区画及び溢水経路から算出される溢水水位と、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれのある高さ（以下「機能喪失高さ」という。）を比較し、防護すべき設備が没水影響により要求される機能を損なうおそれのないことを評価する。没水影響評価に用いる溢水水位の算出は、漏えい発生階とその経路上のすべての溢水防護区画に対して行い、水位 H は、以下の式に基づいて算出する。床勾配が溢水防護区画にある場合には、保守的に床勾配分の滞留量は考慮せず、溢水水位の算出は床勾配高さ^(注1) 分嵩上げする。

(注1) 床勾配の下端から上端までの高さ

$$H = Q/A + h$$

H :水位(m)

Q :流入量(m^3)

(設定した溢水量及び溢水経路に基づき評価対象区画への流入量を算出する。)

A :滞留面積(m^2)

(評価対象区画内と溢水経路に存在する区画の総面積を滞留面積として評価する。滞留面積は、壁及び床の盛り上がり（コ

ンクリート基礎等)範囲を除く有効面積
を滞留面積とする。)

h:床勾配高さ(m)

(溢水防護区画に床勾配がある場合)

1・3・1・2) 判定基準

以下の判定基準を満足することを確認する。

- ・発生を想定する溢水水位と、防護すべき設備の機能喪失高さを比較し、防護すべき設備が没水して要求される機能を損なうおそれがないこと。

1・3・2) 被水影響に対する評価

1・3・2・1) 評価方法

建屋内における溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水又は天井面開口部若しくは貫通部からの被水影響により、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれのないことを評価する。

1・3・2・2) 判定基準

以下のいずれかの判定基準を満足することを確認する。

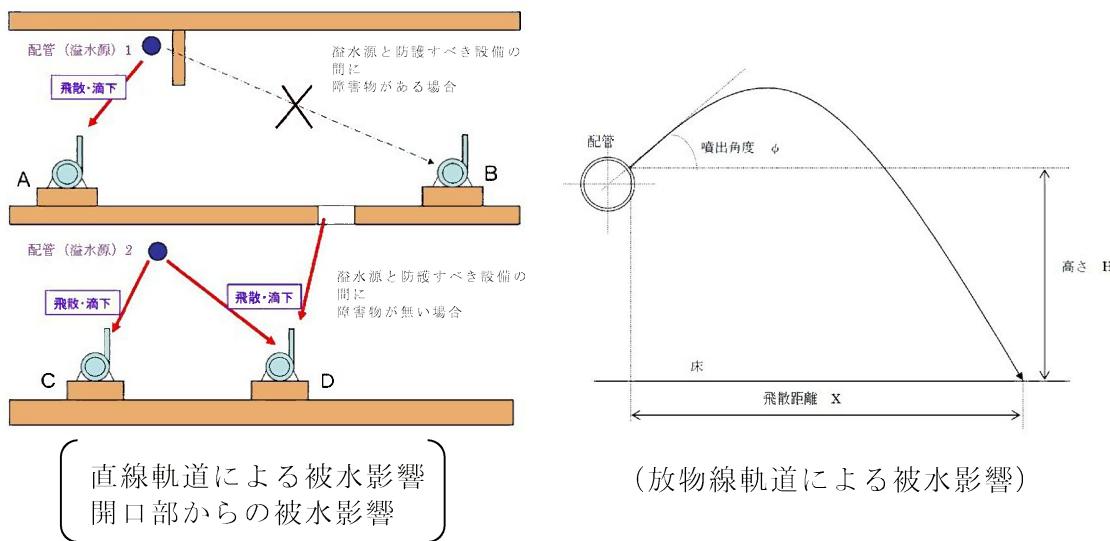
- ・対象設備が、被水源からの直線軌道及び放射線軌道の飛散による被水^(注1)の範囲外であり、かつ天井面の開口部又は貫通部からの被水の影響を受ける範囲外であること。
- ・対象設備が多重性又は多様性を有しており、各々が別区画に設置されていることから、同時に要求される機能を損なうおそれのないこと。
- ・評価対象区画に流体を内包する設備が設置されている場合は、防護すべき設備に対し被水

防護措置^(注2)がなされていること。

- ・評価対象区画に流体を内包する設備が設置されていない場合は、天井面に開口部又は貫通部が存在しないこと。
- ・評価対象区画に流体を内包する設備が設置されておらず、かつ、天井面に開口部又は貫通部が存在する場合は、当該開口部及び貫通部に密封処理等の流出防止対策がなされていること。
- ・評価対象区画に流体を内包する設備が設置されておらず、天井面に開口部又は貫通部が存在し、かつ、当該開口部及び貫通部に密封処理等の流出防止対策がなされていない場合にあっては、防護すべき設備に対し被水防護措置^(注2)がなされていること。
- ・上記を満足しない場合は、防護すべき設備が防滴仕様であること。

(注 1) 飛散距離については、管内圧力を高い側に包絡できる直線の軌道を採用する。また、放射線軌道による被水の影響についても現場確認を踏まえて評価する。被水影響範囲の考え方を第 3.1.4.2.1.1 図に示す。

(注 2) 被水防護措置において、保護カバーや盤筐体扉部のパッキンにより防護すべき設備の要求される機能を損なうおそれのない対策を実施している場合は、被水試験を踏まえて評価する。



第 3.1.4.2.1.1 図 被水影響範囲の考え方

1-3-3) 蒸気影響に対する評価

地震起因で発生を想定する区画内での漏えい蒸気及び区画間を拡散する漏えい蒸気による影響について、設定した空調条件や解析区画条件により評価し、防護すべき設備が蒸気影響により要求される機能を損なうおそれのないことを評価する。なお蒸気の溢水源が存在しない場合は、蒸気影響に対する評価は不要である。

2) 建屋外の防護すべき設備に関する溢水評価方針

2-1) 防護すべき設備の設定

「3.1.4.2.1(1)a.(a) ii 評価結果」、「3.1.4.2.1(1)b. ii 評価結果」及び「3.1.4.2.1(1)c. ii 評価結果」を踏まえて特定される、クリフェッジシナリオの成立のために必要な設備のうち、建屋外に設置されているものを防護すべき設備とする。

2-2) 溢水評価条件の設定

流体を内包する溢水源となり得る機器のうち、その H C L P F がクリフェッジ地震加速度以上であること

が確認できないものを溢水源とする。

2-3) 溢水評価

2-3-1) 評価方法

地震に起因する溢水による影響を受けて、建屋外に設置される防護すべき設備が、要求される機能を損なうおそれのないことを評価する。

2-3-2) 判定基準

以下のいずれかの判定基準を満足することを確認する。

- ・防護すべき設備が溢水源であるタンク等から発生する溢水の経路上に存在せず、要求される機能を損なうおそれのないこと。
- ・防護すべき設備が溢水源であるタンク等から発生する溢水の経路上に存在するが、設備周辺において溢水が滞留せずに低位へ流下する地形等であるため、没水して要求される機能を損なうおそれのないこと。

② 評価結果

1) 建屋内の防護すべき設備に関する溢水評価結果

1-1) 防護すべき設備の設定結果

「3.1.4.2.1(1)a.(a) ii 評価結果」、「3.1.4.2.1(1)b. ii 評価結果」及び「3.1.4.2.1(1)c. ii 評価結果」を踏まえて特定される、クリフェッジシナリオの成立のために必要な設備のうち、建屋内に設置されているものを防護すべき設備とし選定した。第3.1.4.2.1.1表には、「1-2-2) 溢水防護区画及び溢水経路の設定結果」で設定する溢水防護区画のうち、溢水経路上の区画において、機能喪失高さが最も低い設備を示す。なお、格納容器損傷防止に関する設備については、地震加速度 1.26G で炉心損傷が発生するとともに格納容器損傷にも至る

ことから、防護すべき設備はない。

また、使用済燃料ピットの燃料損傷防止に関する設備については、屋外設備だけで収束可能であるシナリオ（送水車による SFP 注水（海水）のみに期待するシナリオ）をクリフェッジシナリオの代表として評価することから、建屋内の防護すべき設備はない。

第 3.1.4.2.1.1 表 防護すべき設備

溢水防護区画	設置建屋	床面高さ (E.L.[m])	防護すべき設備（代表） ^{*1}	機能喪失高さ (床上[m])
①	原子炉周辺建屋	39.0	4 原子炉補機冷却水サージタンク 水位Ⅲ(4LT-1200) 4 原子炉補機冷却水サージタンク 水位IV(4LT-1201)	0.99
②	原子炉周辺建屋	17.1	4A よう素除去薬品注入ライン第 2 止め弁 (4V-CP-056A) 4B よう素除去薬品注入ライン第 2 止め弁 (4V-CP-056B)	0.52
④	原子炉周辺建屋	10.0	4A 高圧注入流量(I)(4FT-962)	1.11
⑤	原子炉周辺建屋	10.0	4B 高圧注入流量(II)(4FT-963)	1.08
⑥	原子炉周辺建屋	3.5	4A 格納容器スプレイポンプ	0.83
⑦	原子炉周辺建屋	3.5	4B 格納容器スプレイポンプ	0.83

※1：各溢水防護区画のうち、溢水経路上の区画において、機能喪失高さが最も低い設備を示す。

1-2) 溢水評価条件の設定結果

1-2-1) 溢水源及び溢水量の設定結果

評価方針に基づき設定した建屋内の溢水量を第 3.1.4.2.1.2 表に示す。

使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水量は、クリフェッジ地震加速度に対して生じるスロッシン

グ現象を 3 次元流動解析により評価し、使用済燃料ピット外へ漏えいする水量を考慮して設定した。また、使用済燃料ピットの初期水位等の評価条件は保守的となるように設定して評価した。

モデル化範囲は、使用済燃料ピットフロアレベルの原子炉周辺建屋とした。原子炉周辺建屋(E.L.+33.6m)の使用済燃料ピット周辺の概要を第3.1.4.2.1.2 図に示す。

使用済燃料ピットスロッシングの 3 次元流動解析条件を第 3.1.4.2.1.3 表に、使用済燃料ピットスロッシングによる最大溢水量を第 3.1.4.2.1.4 表に示す。

なお、クリフエッジ地震加速度は、第 3.1.4.2.1.5 表のとおり炉心損傷防止（出力運転時）のクリフエッジ地震加速度である 1.26G を用いた。

第 3.1.4.2.1.2 表 設定した各建屋の溢水量

溢水量(m ³)	
原子炉周辺建屋	制御建屋
124.4	0

第 3.1.4.2.1.3 表 3 次元流動解析に用いた評価条件

モデル化範囲	・使用済燃料ピットのあるフロアレベルの全体（第 3.1.4.2.1.6 図）
境界条件	・上部は開放とする。他は壁による境界を設定。
初期水位	・E.L.+33.21m (High Water Level : 高水位警報設定値)
評価用地震動	・応答スペクトルに基づく地震動評価結果による基準地震動 Ss（以下、応答スペクトルベース）の 1.77 倍（クリフェッジ地震加速度 1.26G）による原子炉周辺建屋 E.L.+33.6m の応答を使用 ・応答スペクトルベースに対し、NS 方向と UD 方向について時刻歴により評価する。
解析コード	・FLOW-3D Ver.9.2.1 (流体解析ソフトウェア)
その他	・使用済燃料ラックは考慮せず、使用済燃料ピット内の水がすべて揺動するとした。 ・使用済燃料ピット周りに設置されているフェンス等による流出に対する抵抗は考慮しない。

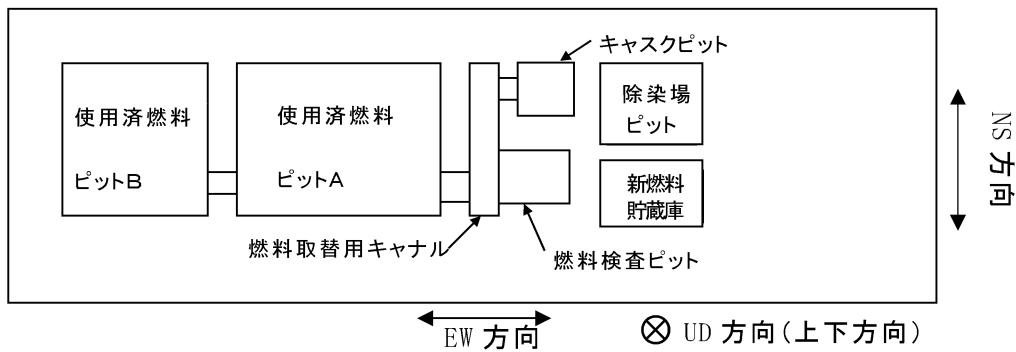
第 3.1.4.2.1.4 表 使用済燃料ピットスロッシングによる最大溢水量

クリフェッジ地震動 NS方向、UD方向	75.9m ³
---------------------	--------------------

第 3.1.4.2.1.5 表 地震時の安全裕度評価結果（クリフェッジ地震加速度）

シナリオ	各シナリオのクリフェッジ地震加速度
炉心損傷防止（出力運転時）	1.26G
格納容器損傷防止	1.26G
使用済燃料ピットの燃料損傷防止*	1.26G

* : 使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策に対する溢水影響
評価対象設備は、いずれも屋外設備であるため、屋内溢水の影響を受けることは無い。



第 3.1.4.2.1.2 図 使用済燃料ピット周辺の概要図

1・2・2) 溢水防護区画及び溢水経路の設定結果

評価方針に基づき設定した溢水防護区画の一例を第 3.1.4.2.1.3 図に示す。また、当該溢水防護区画における機器の位置とその機能喪失高さを第 3.1.4.2.1.4 図及び第 3.1.4.2.1.6 表に示す。

溢水経路は、床面開口部（機器ハッチ、階段等）及び溢水評価において期待することのできる設備（水密扉、堰等）の抽出を行い、溢水防護区画内外で発生を想定する溢水に対して当該区画の溢水水位が最も高くなるよう保守的に設定した。

参考資料に記載する。

第 3.1.4.2.1.3 図 溢水防護区画の一例 (E.L.+3.5m)

参考資料に記載する。

第 3.1.4.2.1.4 図 防護すべき設備の配置図（溢水防護区画⑥）

第 3.1.4.2.1.6 表 防護すべき設備の機能喪失高さ一覧（溢水防護区画⑥）

防護すべき設備	機能喪失高さ (床上[m])	当該溢水防護 区画の代表
4A 格納容器スプレイポンプ	0.83	○
4A 格納容器スプレイポンプ 現場操作箱（4LB-18）	1.22	

1・3) 溢水評価結果

1・3・1) 没水影響評価結果

没水影響に対して、防護すべき設備の機能喪失高さが発生を想定する溢水水位を上回ることから、没水の影響を受けて要求される機能を損なうおそれはないことを確認した。溢水防護区画ごとの評価結果を第 3.1.4.2.1.7 表に示す。

第 3.1.4.2.1.7 表 没水影響評価結果

溢水防護区画	設置建屋	床面高さ (E.L.[m])	防護すべき設備（代表）※1	溢水水位 [m]	機能喪失高さ (床上[m])	判定
①	原子炉周辺建屋	39.0	4 原子炉補機冷却水サージタンク水位III(4LT-1200) 4 原子炉補機冷却水サージタンク水位IV(4LT-1201)	0.01	0.99	○
②	原子炉周辺建屋	17.1	4A よう素除去薬品注入ライン第2止め弁 (4V-CP-056A) 4B よう素除去薬品注入ライン第2止め弁 (4V-CP-056B)	0.15	0.52	○
④	原子炉周辺建屋	10.0	4A 高圧注入流量(I)(4FT-962)	0.49	1.11	○
⑤	原子炉周辺建屋	10.0	4B 高圧注入流量(II)(4FT-963)	0.45	1.08	○
⑥	原子炉周辺建屋	3.5	4A 格納容器スプレイポンプ	0.72	0.83	○
⑦	原子炉周辺建屋	3.5	4B 格納容器スプレイポンプ	0.62	0.83	○

※1：各溢水防護区画のうち、溢水経路上の区画において、機能喪失高さが最も低い設備を示す。

1・3・2) 被水影響評価結果

地震起因による被水影響に対して、防護すべき設備が判定基準のいずれかを満足することから、被水の影響を受けて要求される機能を損なうおそれはないことを確認した。一例として、「1・3・1) 没水影響評価結果」において示した溢水防護区画⑥における機器の評価結果を第3.1.4.2.1.8表に示す。

第3.1.4.2.1.8表 被水影響評価結果の一例（溢水防護区画⑥）

防護すべき設備	評価	判定
4A 格納容器スプレイポンプ	被水源からの直線軌道及び放射線軌道の飛散による被水の範囲外であり、かつ天井面の開口部又は貫通部からの被水の影響を受ける範囲外である	○
4A 格納容器スプレイポンプ 現場操作箱(4LB-18)	被水源からの直線軌道及び放射線軌道の飛散による被水の範囲外であり、かつ天井面の開口部又は貫通部からの被水の影響を受ける範囲外である	○

1・3・3) 蒸気影響評価結果

蒸気を内包する設備についてHCLPFを確認した結果、HCLPFが最も小さい設備である4計算機室給気加熱コイルの値が1.28Gであった。これは、格納容器損傷におけるクリフェッジ地震加速度の1.26Gを上回っていることから、防護すべき設備に対する蒸気影響評価は不要であることを確認した。

2) 建屋外の防護すべき設備に関する溢水評価結果

2・1) 防護すべき設備の選定結果

「3.1.4.2.1(1)a.(a) ii 評価結果」、「3.1.4.2.1(1)b. ii 評価結果」及び「3.1.4.2.1(1)c. ii 評価結果」を踏まえて特定される、クリフェッジシナリオの成立のために必要な設備のうち、建屋外に設置されているものを防護すべき設備とし選定した。選定した結果を第

3.1.4.2.1.9 表に示す。なお、格納容器損傷防止に関する設備については、地震加速度 1.26G で炉心損傷が発生するとともに格納容器損傷にも至ることから、防護すべき設備はない。

第 3.1.4.2.1.9 表 防護すべき設備

防護すべき設備	設置高さ (E.L.[m])	機能喪失 高さ (E.L.[m])
4A 海水ポンプ		
4B 海水ポンプ	2.5	4.65
4C 海水ポンプ		
送水車	約 14	14.16
送水車	約 31	31.16
送水車（3号機設備、3・4号機共用予備）	約 62	62.19
タンクローリー（3号機設備、3・4号機共用）	約 31	31.25
タンクローリー（3号機設備、3・4号機共用）	約 31	31.25
タンクローリー（3号機設備、3・4号機共用予備）	約 14	14.25

2-2) 溢水評価条件の設定結果

評価方針に基づき、流体を内包する溢水源となり得る機器のうち、その HCLPF がクリフエッジ地震加速度以上であることが確認できないものを溢水源とした。

建屋外における防護すべき設備及び屋外タンクの配置を第 3.1.4.2.1.5 図に示す。

参考資料に記載する。

2・3) 溢水評価結果

屋外の防護すべき設備に対する溢水評価結果を第3.1.4.2.1.10表に示す。溢水源であるタンク等から発生する溢水の経路上に存在し影響を受ける設備には、海水ポンプ及びその関連設備並びに送水車、タンクローリー及びその関連設備があるが、これらの設備の設置場所は、周辺において溢水が滞留せずに低位へ流下する地形または滞留した場合を想定しても機能喪失高さに至らない溢水水位である。よって、これらの設備は没水して要求される機能を損なうおそれはない。

第3.1.4.2.1.10表 屋外の防護すべき設備に対する溢水評価結果

防護すべき設備	溢水の流出 経路上 ○：経路上で ない ×：経路上	設置場所周辺において 溢水が滞留せずに 低位へ流下する地形等 ○：該当する ×：該当しない
4A 海水ポンプ	○	—
4B 海水ポンプ	○	—
4C 海水ポンプ	○	—
送水車	○	—
送水車	○	—
送水車（3号機設備、3・4号機共用予備）	○	—
タンクローリー（3号機設備、3・4号機共用）	×	○
タンクローリー（3号機設備、3・4号機共用）	×	○
タンクローリー（3号機設備、3・4号機共用予備）	○	—

(b) 炉心損傷防止対策（運転停止時）の評価に対する影響評価

① 溢水評価方針

運転停止時における地震随伴内部溢水の評価は、炉心損傷防止対策（出力運転時）、格納容器損傷防止対策及び使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策における溢水評価方針である「3.1.4.2.1(2)a.(a)① 溢水評価方針」の評価に準ずる。

具体的な評価方針を以下の通り示す。

1) 建屋内の防護すべき設備に関する溢水評価方針

1-1) 防護すべき設備の設定

「3.1.4.2.1(1)a.(b) ii 評価結果」を踏まえて特定される、クリフエッジシナリオの成立のために必要な設備のうち、建屋内に設置されているものを防護すべき設備とし、これらが設置されている溢水防護区画を整理する。

1-2) 溢水評価条件の設定

運転停止時における溢水評価条件については、「(a)①1-2) 溢水評価条件の設定」と同様である。なお、クリフエッジ地震加速度は、「3.1.4.2.1 地震」において運転停止時の炉心損傷を想定した場合のクリフエッジ地震加速度である 1.26G を用いる。

1-3) 溢水評価

運転停止時における溢水評価については、「(a)①1-3) 溢水評価」と同様である。

2) 建屋外の防護すべき設備に関する溢水評価

2-1) 防護すべき設備の設定

「3.1.4.2.1(1)a.(b) ii 評価結果」を踏まえて特定される、クリフエッジシナリオの成立のために必要な設備のうち、建屋外に設置されているものを防護すべき設備とする。

2-2) 溢水評価条件の設定

運転停止時における溢水評価条件については、「(a)①2)2-2) 溢水評価条件の設定」と同様である。

2-3) 溢水評価

運転停止時における溢水評価については、「(a)①2)2-3) 溢水評価」と同様である。

② 評価結果

1) 建屋内の防護すべき設備に関する溢水評価結果

1-1) 防護すべき設備の選定結果

「3.1.4.2.1(1)a.(b) ii 評価結果」を踏まえて特定される、クリフエッジシナリオの成立のために必要な設備のうち、建屋内に設置されているものを防護すべき設備とし選定した。第 3.1.4.2.1.11 表には、「(a)②1-2) 溢水防護区画及び溢水経路の設定結果」で設定する溢水防護区画のうち、溢水経路上の区画において、機能喪失高さが最も低い設備を示す。

第 3.1.4.2.1.11 表 防護すべき設備

溢水防護区画	設置建屋	床面高さ (E.L.[m])	防護すべき設備（代表） ^{*1}	機能喪失高さ (床上[m])
①	原子炉周辺建屋	39.0	4 原子炉補機冷却水サージタンク水位 III(4LT-1200) 4 原子炉補機冷却水サージタンク水位 IV(4LT-1201)	0.99
②	原子炉周辺建屋	17.1	4 燃料取替用水ピット水位 II (4LT-1401)	0.97
③	原子炉周辺建屋	17.1	4B 余熱除去ポンプミニマムフローライン止め弁(4FCV-611)	0.88
④	原子炉周辺建屋	10.0	4AM 用代替再循環ライン第 1 電動弁 (4V-RH-060)	0.92
⑤	原子炉周辺建屋	10.0	4B 高圧注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁 (4V-SI-093B)	1.83
⑧	原子炉周辺建屋	10.0	4A 充てんポンプ 4B 充てんポンプ	0.65
⑥	原子炉周辺建屋	3.5	4A 余熱除去ポンプ	0.81
⑦	原子炉周辺建屋	3.5	4B 余熱除去ポンプ	0.82

*1：溢水経路上の防護対象設備のうち、各溢水防護区画において、機能喪失高さが最も低い設備を示す。

1-2) 溢水評価条件の設定結果

運転停止時における溢水評価条件については、

「(a)②1)1-2) 溢水評価条件の設定結果」と同様に実施した。

溢水源については、運転停止時のクリフェッジ地震加速度は出力運転時よりも小さな値となるが、保守的に「(a)②1)1-2)1-2-1) 溢水源及び溢水量の設定結果」と同じ設備を溢水源とした。

溢水量については、使用済燃料ピットのスロッシング現象を検討する際に用いるクリフェッジ地震加速度を 1.26G とした。そのため、各建屋の溢水量（管理区域）が第 3.1.4.2.1.12 表の通りとなった。

使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水量の設定におけるモデル化範囲は、「(a)②1)1-2)1-2-1) 溢水源及び溢水量の設定結果」と同じとした。使用済燃料ピットスロッシングの 3 次元流動解析条件を第 3.1.4.2.1.13 表に、使用済燃料ピットスロッシングによる最大溢水量を第 3.1.4.2.1.14 表に示す。

溢水防護区画については、「(a)②1)1-2)1-2-2) 溢水防護区画及び溢水経路の設定結果」に基づき設定する。

第 3.1.4.2.1.12 表 設定した各建屋の溢水量

溢水量(m^3)	
原子炉周辺建屋	制御建屋
124.4	0

第 3.1.4.2.1.13 表 3 次元流動解析に用いた評価条件

モデル化範囲	・使用済燃料ピットのあるフロアレベルの全体（第 3.1.4.2.1.6 図）
境界条件	・上部は開放とする。他は壁による境界を設定。
初期水位	・E.L. +33.21m (High Water Level : 高水位警報設定値)
評価用地震動	・応答スペクトルに基づく地震動評価結果による基準地震動 Ss (以下、応答スペクトルベース) の 1.77 倍 (クリフェッジ地震加速度 1.26G) による原子炉周辺建屋 E.L.+33.6m の応答を使用 ・応答スペクトルベースに対し、NS 方向と UD 方向について時刻歴により評価する。
解析コード	・FLOW-3D Ver.9.2.1 (流体解析ソフトウェア)
その他	・使用済燃料ラックは考慮せず、使用済燃料ピット内の水がすべて揺動するとした。 ・使用済燃料ピット周りに設置されているフェンス等による流出に対する抵抗は考慮しない。

第 3.1.4.2.1.14 表 使用済燃料ピットスロッシングによる最大溢水量

クリフェッジ地震動 NS方向、UD方向	75.9m ³
---------------------	--------------------

1-3) 溢水評価結果

1-3-1) 没水影響評価結果

地震起因による没水影響に対して、防護すべき設備の機能喪失高さが発生を想定する溢水水位を上回ることから、没水の影響を受けて要求される機能を損なうおそれはないことを確認した。溢水防護区画ごとの評価結果を第 3.1.4.2.1.15 表に示す。

第 3.1.4.2.1.15 表 没水影響評価結果

溢水防護区画	設置建屋	床面高さ (E.L.[m])	防護すべき設備（代表） ^{*1}	溢水水位 [m]	機能喪失高さ (床上[m])	判定
①	原子炉周辺建屋	39.0	4 原子炉補機冷却水サージタンク水位III(4LT-1200) 4 原子炉補機冷却水サージタンク水位IV(4LT-1201)	0.01	0.99	○
②	原子炉周辺建屋	17.1	4 燃料取替用水ピット水位II(4LT-1401)	0.15	0.97	○
③	原子炉周辺建屋	17.1	4B 余熱除去ポンプミニマムフローライン止め弁 (4FCV-611)	0.14	0.88	○
④	原子炉周辺建屋	10.0	4AM 用代替再循環ライン第1電動弁 (4V-RH-060)	0.45	0.92	○
⑤	原子炉周辺建屋	10.0	4B 高圧注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁(4V-SI-093B)	0.45	1.83	○
⑧	原子炉周辺建屋	10.0	4A 充てんポンプ 4B 充てんポンプ	0.25	0.65	○
⑥	原子炉周辺建屋	3.5	4A 余熱除去ポンプ	0.72	0.81	○
⑦	原子炉周辺建屋	3.5	4B 余熱除去ポンプ	0.62	0.82	○

※1：各溢水防護区画のうち、溢水経路上の区画において、機能喪失高さが最も低い設備を示す。

1-3-2) 被水影響評価結果

被水影響に対して、防護すべき設備が判定基準のいずれかを満足することから、被水の影響を受けて要求される機能を損なうおそれはないことを確認した。一例として、「1-3-1) 没水影響評価結果」において示した溢水防護区画⑥における機器の評価結果を第 3.1.4.2.1.16 表に示す。

第 3.1.4.2.1.16 表 被水影響評価結果の一例（溢水防護区画⑥）

防護すべき設備	評価	判定
4A 余熱除去ポンプ	被水源からの直線軌道及び放射線軌道の飛散による被水の範囲外であり、かつ天井面の開口部又は貫通部からの被水の影響を受ける範囲外である	○
4A 格納容器スプレイポンプ	被水源からの直線軌道及び放射線軌道の飛散による被水の範囲外であり、かつ天井面の開口部又は貫通部からの被水の影響を受ける範囲外である	○
4A 余熱除去ポンプ出口流量 (4FT-601)	被水源からの直線軌道及び放射線軌道の飛散による被水の範囲外であり、かつ天井面の開口部又は貫通部からの被水の影響を受ける範囲外である	○
4A 格納容器スプレイポンプ 現場操作箱(4LB-18)	被水源からの直線軌道及び放射線軌道の飛散による被水の範囲外であり、かつ天井面の開口部又は貫通部からの被水の影響を受ける範囲外である	○
4A 余熱除去ポンプ現場操作箱 (4LB-14)	被水源からの直線軌道及び放射線軌道の飛散による被水の範囲外であり、かつ天井面の開口部又は貫通部からの被水の影響を受ける範囲外である	○

1-3-3) 蒸気影響評価結果

蒸気を内包する設備については「(a)②1)1-3)1-3-3) 蒸気影響評価結果」より、H C L P F がクリフエッジ地震加速度を下回るものはなく、防護すべき設備に対する蒸気影響評価は不要であることを確認した。

2) 建屋外の防護すべき設備に関する溢水評価結果

2-1) 防護すべき設備の選定結果

「3.1.4.2.1(1)a.(b) ii 評価結果」を踏まえて特定される、クリフエッジシナリオの成立のために必要な設備のうち、建屋外に設置されているものを防護すべき設備とし選定した。整理した結果を第 3.1.4.2.1.17 表に示す。なお、これらの設備は、「(a)②2-1) 防護すべき設備の選定結果」の選定設備に包絡される。

第 3.1.4.2.1.17 表 防護すべき設備

防護すべき設備	設置高さ (E.L.[m])	機能喪失高さ (E.L.[m])
4A 海水ポンプ		
4B 海水ポンプ	2.5	4.65
4C 海水ポンプ		
タンクローリー (3号機設備、3・4号機共用)	約 31	31.25
タンクローリー (3号機設備、3・4号機共用)	約 31	31.25
タンクローリー (3号機設備、3・4号機共用予備)	約 14	14.25

2-2) 溢水評価条件の設定結果

評価方針に基づき、流体を内包する溢水源となり得る機器のうち、そのH C L P F がクリフエッジ地震加速度以上であることが確認できないものを溢水源とした。なお、これらの溢水源は、「(a)②2-2) 溢水評価条件の設定結果」と同じである。

2-3) 溢水評価結果

防護すべき設備が出力運転時の対象に包絡されており、また、溢水源については出力運転時と同じであることから、評価結果については「(a)②2-3) 溢水評価結果」と同様である。よって、防護すべき設備は要求される機能を損なう恐れはない。

- b. 原子炉建屋の背後斜面等のすべり及び剥落
- (a) 炉心損傷防止対策、格納容器損傷防止対策及び使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策への影響

1) 評価方法

1-1) 防護すべき設備等の選定

「3.1.4.2.1(1) 地震単独の評価」における、「3.1.4.2.1(1)a.(a) ii 評価結果」、「3.1.4.2.1(1)a.(b) ii 評価結果」、「3.1.4.2.1(1)b. ii 評価結果」及び「3.1.4.2.1(1)c. ii 評価結果」を踏まえて特定される、クリフエッジを回避するために必要な緩和設備等を選定する。

ここで、屋内設備等の防護については、それらを設置する建屋を防護すべき設備等とする。

一方、屋外設備等については、その使用継続に必要となる燃料等に加え、ホース敷設等の屋外作業に必要なアクセスルートの整備に必要となる重機等についても、防護すべき設備等として選定する。

その結果、防護すべき設備等としては、別紙3.1.4.2.1(2)b-1 のとおり整理された。これらの配置場所を第3.1.4.2.1.6図に示す。

参考資料に記載する。

第3.1.4.2.1.6図 防護すべき設備等の配置場所

1-2) 防護すべき設備等への影響評価

「3.1.4.2.1(1) 地震単独の評価」から得られる、炉心損傷防止対策、格納容器損傷防止対策、及び使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策に係るクリフエッジ地震加速度である 1.26G に対して、背後斜面等のすべり及び剥落の影響を確認する。

斜面崩壊範囲については、斜面の安定性評価及び斜面の崩壊影響評価を行い、その範囲を想定する。

2) 評価結果

2-1) 屋外設備等に対する評価結果

評価する斜面として防護すべき設備等が存在する斜面のうち、基準地震動で最も最小すべり安全率が低い 1, 2 号機背後斜面を選定した（第 3.1.4.2.1.6 図参照）。1, 2 号機背後斜面について斜面安定性評価を実施した結果、当該斜面は 1.26G の地震加速度では崩壊しない。

また、その他の防護すべき設備等が存在する斜面については、その最小すべり安全率が 1, 2 号機背後斜面より大きいため崩壊しない、又は、斜面から十分な離隔距離がある若しくはすべり方向が違うため崩壊してもその影響を受けない。

2-2) 屋内設備等に対する評価結果

2-1)項のとおり、3 号機及び 4 号機周辺の斜面については、1.26G の地震加速度では崩壊しない、又は、斜面から十分な離隔距離があるため崩壊時に発生する土砂が建屋に到達することはない。したがって、建屋の健全性は維持されることから、屋内設備等の健全性は維持される。

2-3) 評価結果まとめ

2-1)項及び 2-2)項の評価の結果、クリフエッジ地震加速度では、必要な屋外設備等についてその機能を維持出

来ることを確認した。

これは防護すべき設備等の機能維持の観点での確認結果であり、接近性、作業性の観点もあいまって格納容器損傷を防止できることについては、「3.1.4.3.1 余裕時間に関する評価」にて詳細に評価する。

c. 地震随伴内部火災

(a) 炉心損傷防止対策への影響

a) 出力運転時

1) 評価方法

地震随伴内部火災による地震単独の安全裕度への影響の有無を評価するにあたり、地震時の随伴火災発生の可能性や影響範囲等の想定について考慮する必要がある。

地震時において、機器等はその耐震設計に応じて、損傷、機能の喪失等が想定されるが、その随伴火災については、必ずしも発生するとは限らない現象であり、火災発生の閾値を適切に設定することが困難である。

この点については、地震による損傷に伴って内包する流体が系外へ溢れ出る蓋然性が高い地震随伴内部溢水と比較すると、それとは異なるアプローチが必要となる。

したがって、この地震随伴火災の評価においては、これまで決定論に基づいて実施してきた火災防護対策を踏まえつつ、機器等の種別等を考慮して、火災源の想定上の取扱いと影響範囲等を検討する。その上で、それぞれの火災源からの火災が事象緩和機能に影響を与えないことを確認することにより、地震単独の安全裕度が、地震随伴内部火災による影響を受けないことを確認する。

具体的な評価の流れについては、まず、評価対象となる区画を設定する。その区画については、出力運転時の炉心損傷を防止するために必要な事象緩和機器が設置されている区画（以下、評価対象区画という。）を設定する。

なお、評価対象区画は、2017年8月25日に認可を受けた大飯発電所4号機の工事計画変更認可申請および令和3年8月24日に認可を受けた大飯発電所4号機の設計及び工事計画認可申請において設定した火災区域・区画に基づき設定するものとする。

次に考慮すべき点として、火災源の選定を行う必要があるが、ここで火災源については評価対象区画にある可燃物を種類で分類する。火災源の選定にあたり、その可燃物の物質特性である引火点や、発生防止に係る機器の構造面、過去事例等の知見を考慮するとともに、必要に応じ、現場での確認（以下、「プラント・ウォークダウン」という。）により可燃物の周囲に着火源となり得るもののが設置されていないことも確認して、火災源を選定する。

そして、選定された火災源について、着火時の事象緩和機能への影響の有無を評価する。

この評価の結果、それぞれの火災源からの火災が事象緩和機能に影響を与えないことが確認できた場合、地震単独の安全裕度が、地震随伴内部火災による影響を受けないこととなる。

2) 評価結果

2-1) 評価対象区画の設定

出力運転時の炉心損傷を防止するために必要な事象緩和機器が設置されている区画を対象に、第3.1.4.2.1.7 図に示すような火災区域・区画を評価対象区画として設定した。

2-2) 火災源の選定

評価対象区画内で発生する火災事象としては、油火災、可燃性ガス火災、電気火災、その他可燃物による火災があり、その原因となる評価対象区画内の可燃物を以下のとおり抽出した。

(油火災)

- ・潤滑油
- ・燃料油

(可燃性ガス火災)

- ・水素ガス

(電気火災)

- ・電気盤
- ・ケーブル

(その他可燃物火災)

- ・換気空調系フィルタ
- ・モータ絶縁物

抽出した可燃物については、潤滑油を除き、地震随伴内部火災の火災源となる可能性のあるものとして選定した。

以下、潤滑油を火災源から除外する考え方を示す。

2-2-1) 潤滑油

潤滑油は引火点（約 180°C）以上に加熱されないと着火しにくい物質である。ここで、大飯発電所における原子炉格納容器内、原子炉周辺建屋内、制御建屋内、廃棄物処理建屋内および特重建屋内に設置されている機器の潤滑油の引火点は約 220～256°Cであり、第 3.1.4.2.1.18 表に示すとおり、各火災区画の室内温度及び機器運転時の潤滑油温度に対して、十分に高いことを確認している。

また、プラント・ウォークダウン（結果の一例を第 3.1.4.2.1.19 表に示す。）により、潤滑油を内包している機器（以下、「油内包機器」という。）の軸受の損傷等による潤滑油の漏えいを想定しても、それぞれの漏えい範囲内に着火源になり得る設備（電気盤等）が設置されていないことを確認している。

以上のことから、潤滑油については火災源として選定しない。

2-3) 火災源の事象緩和機能への影響の有無

2-2)項で火災源として選定された各可燃物に対して、実際に火災が発生した場合の事象緩和機能への影響の

有無について評価した結果を以下に示す。

2-3-1) 燃料油火災

燃料油を内包する設備としては、ディーゼル発電機及び特重電源設備があるが、ディーゼル機関及び特重電源設備機関内で燃焼している場合、地震発生時に機器の不具合等から室内火災になるおそれがある。

また、潤滑油と比較して引火点が低い（重油：約60°C）ため、仮に機器が損傷し、燃料油が漏えいした場合、近傍に設置されている電気設備との接触により着火するおそれがある可燃物である。

しかし、仮に燃料油火災が発生したとしても、ディーゼル発電機は第 3.1.4.2.1.7 図の火災区域・区画図（E.L.+10.0m）に示すとおり、A 系と B 系の区画が位置的に分離されていることから、地震により発生した燃料油火災により、ディーゼル発電機の両系統が同時に機能喪失することはない。

よって、燃料油火災は、事象緩和機能への影響は無いと評価する。

2-3-2) 水素ガス火災

水素ガスは、水素ガスを内包する系統から系外へ漏えいした場合は、空気により希釈される過程で可燃性混合気体を形成し、静電気等の非常に小さなエネルギーの着火源で着火するおそれがある可燃物である。

しかし、評価対象区画内の水素ガスを内包する系統を構成する弁、配管は、溶接構造、ベローズ及びダイヤフラム構造にすることによって、水素の漏えい防止対策を講じていることから地震発生時に水素が漏えいするおそれは無い。

よって、水素ガス火災は、事象緩和機能への影響は無いと評価する。

2-3-3) 電気盤火災

電気盤は、盤内の構成品が地震により破損し、過電流が発生すること等により、電気的に加熱され、着火するおそれがある可燃物である。

しかし、電気盤は金属製の筐体に覆われていることから、盤内構成品の火災が発生しても、筐体により、電気盤外への火災の影響範囲は限定される。さらに、電気盤については、片トレンの安全系電源盤自身の火災を想定しても、第 3.1.4.2.1.7 図の火災区域・区画図 (E.L.+17.1m) に示すとおり、異トレンの電源盤が設置されている区画とは耐火壁で分離されており、影響を及ぼすことはない。

よって、電気盤火災は、事象緩和機能への影響は無いと評価する。

2-3-4) ケーブル火災

ケーブルは地震により破損し、過電流が発生すること等により、電気的に加熱され、着火するおそれがある可燃物である。

しかし、ケーブルが着火したとしても、難燃性材料が使用されているため、延焼し難い。また、筐体や電線管に収納されていることから、ケーブルの火災の影響範囲は限定される。

よって、ケーブル火災は、事象緩和機能への影響は無いと評価する。

2-3-5) 換気空調系フィルタ

換気空調系フィルタ内にあるチャコールフィルタは地震発生時に電気ヒータにより加熱され、着火するおそれがある可燃物である。

しかし、チャコールフィルタが着火したとしても、金属製の筐体に収納されていることから、換気空調系フィルタの火災の影響範囲は限定される。

よって、換気空調系フィルタ火災は、事象緩和機能への影響は無いと評価する。

2-3-6) モータ絶縁物火災

モータ絶縁物は、モータ内の構成品が地震により破損し、過電流が発生すること等により、電気的に加熱され、着火するおそれがある可燃物である。

しかし、モータ絶縁物は絶縁物の量が限定されていること、金属製の筐体により覆われており、モータ絶縁物が着火したとしても、火災の影響範囲は限定されることにより、周囲に影響し難いと考えられる。

よって、モータ絶縁物火災は、事象緩和機能への影響は無いと評価する。

2-4) 評価結果まとめ

地震随伴内部火災の安全裕度評価については、設定した評価対象区画において、火災源を選定し、着火時の事象緩和機器への影響の有無を確認、評価した。出力運転時における各可燃物に対する評価結果の一覧を第 3.1.4.2.1.20 表に示す。

第 3.1.4.2.1.20 表に記載の通り、出力運転時において設計上の想定を超える地震の発生を仮定し、評価対象である炉心損傷を防止するための措置の地震単独の安全裕度が、地震随伴内部火災による影響を受けないことを確認した。

b) 運転停止時

1) 評価方法

出力運転時における地震単独の評価に対する随伴事象

の影響のうち、出力運転時と同様の評価方法を適用する。

ただし、運転停止時において、出力運転時と異なる条件に着目して、火災源の選定を行い、選定された火災源による事象緩和機能への影響の有無を評価する。

2) 評価結果

2-1) 評価対象区画の設定

運転停止時の炉心損傷を防止するために必要な事象緩和機器が設置されている区画を対象に、第3.1.4.2.1.7 図に示すような火災区域・区画を評価対象区画として設定した。

2-2) 火災源の選定

地震に随伴した内部火災を評価するにあたり、出力運転時と運転停止時の評価において異なる条件に着目して、火災源の選定を行う。

出力運転時の評価において抽出した可燃物について運転停止時と出力運転時とで異なる条件としては、運転停止時においては、電気盤及びケーブルが通電されていない状態、水素内包系統については、プラント運転停止時には定められた手順により、水素は放出されている状態が考えられる。電気盤火災及びケーブル火災については、出力運転時の評価として通電状態であることを前提として評価を実施し、水素ガス火災については水素が内包状態であることを前提として評価を実施している。よって、電気盤火災、ケーブル火災及び水素ガス火災の運転停止時における評価については、出力運転時における評価結果に包絡される。

また、運転停止時と出力運転時の評価で燃料油を内包する設備の分離状態に変更は無いことから、燃料油火災については出力運転時での評価結果と同様となる。

したがって、出力運転時に抽出した可燃物のうち、

運転停止時においても評価対象とする可燃物としては、潤滑油、換気空調系フィルタ及びモータ絶縁物とする。

また、上記の可燃物に加え、運転停止時においては定期点検等の保守作業のため、火氣使用作業及び有機溶剤等を使用した保守作業が想定されることから、火氣使用作業時に発生する可燃物・引火物及び作業時に持ち込む有機溶剤等の持込可燃物についても、運転停止時に評価対象とする可燃物とする。

以上のことから、運転停止時における地震単独の評価に対する随伴事象の影響評価としては、潤滑油、換気空調系フィルタ、モータ絶縁物、火氣使用作業時に発生する可燃物・引火物及び作業時に持ち込む有機溶剤等の持込可燃物を火災源とした場合について、事象緩和機能への影響の有無を評価する。

2-3) 火災源の事象緩和機能への影響の有無

2-3-1) 潤滑油火災

運転停止時においては、出力運転時と異なり、潤滑油を内包する機器の保守点検作業による分解点検等により潤滑油内包部位が油拡大防止措置の範囲外に設置されることが想定され、油拡大防止措置の範囲外に設置されていた場合は、潤滑油が漏えい・拡大し、周辺の着火源により着火することが考えられる。しかし、仮に潤滑油火災が発生したとしても、作業中においては常時保守要員が現地に滞在していることから、早期に火災を感知し、消火することができるため、事象緩和機能へ影響を及ぼすような規模の火災になるおそれは無い。また、日々の作業中断時及び作業完了時においては、原子力発電所請負工事一般仕様書にて、周辺を整備し、整理・整頓等を推進すること、及び火氣使用作業では後始末

を確実に実施すること、火気使用作業管理要領にて火気使用作業の養生管理や作業周辺エリア周辺で可燃物・引火物がないことの確認等を規定していることから、火災が発生するおそれは無い。

よって、潤滑油火災は、事象緩和機能への影響は無いと評価する。

2-3-2) 換気空調系フィルタ火災

運転停止時においては、出力運転時と異なり、フィルタユニットの点検により分解されていること、及びチャコールフィルタの取替作業が実施されていることが想定される。これらの作業時には、換気空調系フィルタにおいて着火源と考えられる電気ヒータは通電されておらず、仮に試験運転等により通電され、チャコールフィルタ火災が発生したとしても、常時保守要員が現地に滞在していることから、早期に火災を感知し、消火することが可能であるため、事象緩和機能へ影響を及ぼすような規模の火災になるおそれは無い。また、取り替えたチャコールフィルタについては、大飯発電所 火災防護計画にて固体廃棄物として処理を行うまでの間、金属製の容器や不燃シートに包んで保管することを規定していることから、使用済みのチャコールフィルタにて火災が発生するおそれは無い。

よって、換気空調系フィルタ火災は、事象緩和機能への影響は無いと評価する。

2-3-3) モータ絶縁物火災

モータ絶縁物は、絶縁物の量が限定されていること、金属製の筐体により覆われており、モータ絶縁物が着火したとしても、火災の影響範囲は限定される。

運転停止時においては、出力運転時と異なり、モータの分解点検により、モータブラケットを取り外すことで、モータ絶縁物が露出し、着火源により着火されることが想定される。しかし、仮にモータ絶縁物火災が発生したとしても、作業中においては、常時保守要員が現地に滞在していることから、早期に火災を感知し、消火することが可能であるため、事象緩和機能へ影響を及ぼすような規模の火災になるおそれは無い。また、日々の作業中断時及び作業完了時においては、原子力発電所請負工事一般仕様書にて、周辺を整備し、整理・整頓等を推進すること、及び火気使用作業では後始末を確実に実施すること、火気使用作業管理要領にて火気使用作業の養生管理や作業周辺エリア周辺で可燃物・引火物がないことの確認等を規定していることから、火災が発生するおそれは無い。

よって、モータ絶縁物火災は、事象緩和機能への影響は無いと評価する。

2-3-4) 火気使用作業時に発生する可燃物・引火物

火気使用作業により発生する可燃物・引火物については、火気使用作業管理要領にて火気使用作業の養生管理や作業エリア周辺で可燃物・引火物がないことの確認等を規定している。

さらに、原子力発電所請負工事一般仕様書にて、「作業中は常に現場の状況監視に努め、不安全状態が生じた場合には作業を中断し、適切な処置を行うこと」を規定しており、地震が発生した場合には火気使用作業を中断して、適切な処置を行うことを規定していることから、火気使用作業により火災が発生しても事象緩和機能へ影響を及ぼすような規模の

火災になるおそれは無い。

よって、火気使用作業により発生する可燃物・引火物による火災は事象緩和機能への影響は無いと評価する。

2-3-5) 持込可燃物

火気使用作業管理要領による作業エリア周辺の可燃物管理に加え、現場資機材管理所則では、資機材の固定や、転倒防止を含めた保管管理等について規定している。さらに、原子力保修業務要綱において、特定化学物質、有機溶剤及び危険物を取り扱う作業管理が規定していることから、持込可燃物により火災が発生しても事象緩和機能へ影響を及ぼすような規模の火災になるおそれは無い。

よって、持込可燃物により発生する可燃物・引火物による火災は事象緩和機能への影響は無いと評価する。

2-4) 評価結果まとめ

地震随伴内部火災の安全裕度評価については、設定した評価対象区画において、火災源を選定し、着火時の事象緩和機器への影響の有無を確認、評価した。プラント運転停止時における各可燃物に対する評価結果の一覧を第 3.1.4.2.1.21 表に示す。

第 3.1.4.2.1.21 表に記載の通り、プラント運転停止時において、設計上の想定を超える地震の発生を仮定し、評価対象である炉心損傷を防止するための措置の地震単独の安全裕度が、地震随伴内部火災による影響を受けないことを確認した。

(b) 格納容器損傷防止対策への影響

1) 評価方法

地震単独の評価に対する随伴事象の影響のうち、出力運

転時における炉心損傷防止対策と同様の評価方法を適用する。

なお、評価対象区画は、大飯発電所の既工事計画書において設定した火災区域・区画に基づき設定するものとし、格納容器損傷を防止するための措置に必要な事象緩和機器が設置されている区画を対象とする。

2) 評価結果

2-1) 評価対象区画の設定

格納容器損傷を防止するために必要な事象緩和機器が設置されている区画を対象に、第 3.1.4.2.1.7 図に示すような火災区域・区画を評価対象区画として設定した。

2-2) 火災源の選定

評価対象区内の発生する火災事象としては、出力運転時における炉心損傷防止対策と同様であり、火災源も同様とする。

2-3) 火災源の事象緩和機能への影響の有無

2-2)項で火災源として選定された各可燃物に対して、実際に火災が発生した場合の事象緩和機能への影響の有無については、出力運転時における炉心損傷防止対策と同様の評価結果を適用する。

2-4) 評価結果まとめ

地震随伴内部火災の安全裕度評価については、設定した評価対象区画において、火災源を選定し、着火時の事象緩和機器への影響の有無を確認、評価した。出力運転時における各可燃物に対する評価結果の一覧を第 3.1.4.2.1.20 表に示す。

第 3.1.4.2.1.20 表に記載の通り、出力運転時において設計上の想定を超える地震の発生を仮定し、評価対象である格納容器損傷を防止するための措置の地震単独の安全裕度が、地震随伴内部火災による影響を受けないこと

を確認した。

(c) 使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策への影響

1) 評価方法

地震単独の評価に対する随伴事象の影響のうち、出力運転時及び運転停止時における炉心損傷防止対策と同様の評価方法を適用する。

なお、評価対象区画は、大飯発電所の既工事計画書において設定した火災区域・区画に基づき設定するものとし、使用済燃料ピットにある燃料の損傷を防止するための措置に必要な事象緩和機器が設置されている区画を対象とする。

2) 評価結果

2-1) 評価対象区画の設定

使用済燃料ピットの燃料損傷を防止するために必要な事象緩和機器が設置されている区画を対象に、第3.1.4.2.1.7 図に示すような火災区域・区画を評価対象区画として設定した。

2-2) 火災源の選定

評価対象区内で発生する火災事象としては、油火災、電気火災、その他可燃物による火災があり、その原因となる評価対象区内の可燃物を以下のとおり抽出した。

(油火災)

- ・潤滑油

(電気火災)

- ・電気盤
- ・ケーブル

(その他可燃物火災)

- ・モータ絶縁物
- ・火気使用作業時に発生する可燃物・引火物
- ・持込可燃物

抽出した可燃物については、潤滑油を除き、地震随伴

内部火災の火災源となる可能性のあるものとして選定した。

なお、潤滑油を火災源から除外する考え方については出力運転時及び運転停止時における炉心損傷防止対策と同様の評価結果を適用する。

2-3) 火災源の事象緩和機能への影響の有無

2-2)項で火災源として選定された各可燃物に対して、実際に火災が発生した場合の事象緩和機能への影響の有無については、出力運転時及び運転停止時における炉心損傷防止対策と同様の評価結果を適用する。

2-4) 評価結果まとめ

地震随伴内部火災の安全裕度評価については、設定した評価対象区画において、火災源を選定し、着火時の事象緩和機器への影響の有無を確認、評価した。使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策における各可燃物に対する評価結果の一覧を第 3.1.4.2.1.22 表に示す。

第 3.1.4.2.1.22 表に記載の通り、設計上の想定を超える地震の発生を仮定し、評価対象である使用済燃料ピットにある燃料の損傷を防止するための措置の地震単独の安全裕度が、地震随伴内部火災による影響を受けないと確認した。

参考資料－6に記載する。

参考資料に記載する。

第 3.1.4.2.1.18 表 潤滑油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度

潤滑油品種	潤滑油内包機器	引火点 [°C]	室内温度 [°C]	機器運転時の 潤滑油温度 [°C]
コスモタービンス パーE32	余熱除去ポンプ タービン動補助給水ポンプ 他	220	40	115
			33	80
コスモオルパス 100	充てんポンプ 他	248	40	80
コスモタービンス パー68	制御用空気圧縮機 他	246	34	89
コスモマリン 4010	ディーゼル発電機 他	256	40	66

第 3.1.4.2.1.19 表 プラント・ウォークダウン結果 (1 / 4)

例

大飯発電所 4 号機 安全性向上評価のためのプラントウォークダウンチェックシート

S S C 名 : 1タービン動補助給水ポンプ
機器番号 : -
可燃物名 : 潤滑油
区画 : R/B 1-27

潤滑油を内包する S S C は以下を記載

漏洩拡大防止措置 : 有
漏洩範囲 [m2] : 漏洩拡大防止措置内
(等価直徑 [m])

[チェック対象項目] 要 否
A) 潤滑油漏洩範囲内の着火源の確認

総合評価
漏洩範囲内に着火源となるものは無い。

第 3.1.4.2.1.19 表 プラント・ウォークダウン結果 (2 / 4)

例

A) 潤滑油漏洩範囲内の着火源の確認

漏洩拡大防止措置内又は漏洩範囲内の潤滑油に対して着火源は無い

	Y	N	U	N/A
1. 電気盤は無い	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 裸火は無い	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 高温の発熱体は無い	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. その他着火源は無い (Nの場合、具体的着火源を特記事項に記入)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

特記事項

特に無し。

----- (記号の説明) ----- Y : YES, N : NO, U : 調査不可, N/A : 対象外 -----

第 3.1.4.2.1.19 表 プラント・ウォークダウン結果 (3 / 4)

例



図27-1 4タービン動補助給水ポンプ
機器名表示



図27-2 4タービン動補助給水ポンプ
外観

第 3.1.4.2.1.19 表 プラント・ウォークダウン結果 (4 / 4) 例



図27-3 4タービン動補助給水ポンプ
漏洩拡大防止措置

第 3.1.4.2.1.20 表 炉心損傷防止対策（出力運転時）及び格納容器損傷防止対策における地震随伴内部火災影響評価結果一覧表

可燃物種別	評価結果		備考
	火災源選定要否	事象緩和機能への影響有無	
潤滑油	否	—	機器に使用される潤滑油は引火点が高く、また潤滑油を内包する設備の周辺に、着火源となり得る設備は無いことから、火災源には選定しない。
燃料油	要	無	燃料油を内包する設備の A 系と B 系は位置的に分離されているため、事象緩和機能への影響は無い。
水素ガス	要	無	水素ガス内包系統の弁及び配管は漏えいしない構造であることから、事象緩和機能への影響は無い。
電気盤	要	無	電気盤は金属製の筐体により覆われており、筐体により火災の範囲は限定される。また、異トレンの電気盤は、耐火能力を有する隔壁で分離されていることから、事象緩和機能への影響は無い。
ケーブル	要	無	難燃性材料の使用や金属製の電線管、トレイへ敷設されており、火災の範囲は限定されるため、事象緩和機能への影響は無い。
換気空調系フィルタ	要	無	換気空調系フィルタは金属製の筐体により覆われており、火災の範囲は限定されるため、事象緩和機能への影響は無い。
モータ絶縁物	要	無	モータ絶縁物火災は、筐体により限定されること、絶縁物の量が限定されていることから、事象緩和機能への影響は無い。

第 3.1.4.2.1.21 表 炉心損傷防止対策（運転停止時）における地震随伴内部火災影響評価結果一覧表

可燃物種別	評価結果		備考
	出力運転時の評価結果に 包絡されるか否か	事象緩和機能 への影響有無	
潤滑油	包絡されない	無	出力運転時との相違点として、保守作業（分解点検等）により、潤滑油内包部位の場所が異なる可能性があるが、作業中は保守要員が現地に常駐していること、作業中断時には養生管理等を確実に実施することを社内ルールに規定していることから、事象緩和機能への影響は無い。
燃料油	包絡される	—	プラント運転停止時においても燃料油を内包する設備の分離状態に変更は無いことから、出力運転時の評価結果に包絡される。
水素ガス	包絡される	—	水素内包系統については、プラント運転停止時には定められた手順により、水素ガスを放出しており、系統内に水素は内包していないことから、出力運転時の評価結果に包絡される。
電気盤	包絡される	—	プラント運転停止時にはプラント運転中とは異なり、通電されていない電気盤もあるため、通電状態を前提とした出力運転時の評価結果に包絡される。
ケーブル	包絡される	—	プラント運転停止時にはプラント運転中とは異なり、通電されていないケーブルもあるため、通電状態を前提とした出力運転時の評価結果に包絡される。
モータ絶縁物	包絡されない	無	出力運転時との相違点として、モータケーシングの分解によりモータ絶縁物が露出している状態が想定されるが、作業中は保守要員が現地に常駐していること、作業中断時には養生管理等を確実に実施することを社内ルールに規定していることから、事象緩和機能への影響は無い。
換気空調系フィルタ	包絡されない	無	出力運転時との相違点として、①フィルタユニットの分解、②チャコールフィルタの取替作業等が想定されるが、①については、作業中は保守要員が現地に常駐していること、②については、取り替えたチャコールフィルタを固体廃棄物として処理を行うまでの間、金属製の容器等に包んで保管することを社内ルールにて規定していることから、事象緩和機能への影響は無い。
火気使用作業時に発生する可燃物・引火物 ^{※1}	— (出力運転時には無し)	無	養生管理や作業エリア周辺に可燃物・引火物がないことの確認等を社内ルールに規定していることから、事象緩和機能への影響は無い。
持込可燃物 ^{※1}	— (出力運転時には無し)	無	作業エリア周辺の可燃物管理や保管管理、特定化学物質、有機溶剤及び危険物を取り扱う作業管理を社内ルールに規定していることから、事象緩和機能への影響は無い。

※ 1 プラント運転停止時にのみ想定される可燃物である。

第 3.1.4.2.1.22 表 使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策における地震随伴内部火災影響評価結果一覧表

可燃物種別	評価結果		備考
	火災源選定要否	事象緩和機能への影響有無	
潤滑油	否	—	機器に使用される潤滑油は引火点が高く、また潤滑油を内包する設備の周辺に、着火源となり得る設備は無いことから、火災源には選定しない。
電気盤	要	無	電気盤は金属製の筐体により覆われており、筐体により火災の範囲は限定される。また、異トレンの電気盤は、耐火能力を有する隔壁で分離されていることから、事象緩和機能への影響は無い。
ケーブル	要	無	難燃性材料の使用や金属製の電線管、トレイへ敷設されており、火災の範囲は限定されるため、事象緩和機能への影響は無い。
モータ絶縁物	要	無	モータ絶縁物火災は、筐体により限定されること、絶縁物の量が限定されていることから、事象緩和機能への影響は無い。
火気使用作業時に発生する可燃物・引火物 ^{※1}	— (出力運転時には無し)	無	養生管理や作業エリア周辺に可燃物・引火物がないことの確認等を社内ルールに規定していることから、事象緩和機能への影響は無い。
持込可燃物 ^{※1}	— (出力運転時には無し)	無	作業エリア周辺の可燃物管理や保管管理、特定化学物質、有機溶剤及び危険物を取り扱う作業管理を社内ルールに規定していることから、事象緩和機能への影響は無い。

※ 1 プラント運転停止時にのみ想定される可燃物である。

d. 地震随伴外部火災

(a) 炉心損傷防止対策、格納容器損傷防止対策及び使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策への影響

地震随伴外部火災については、2017年5月24日、2020年2月26日に許可を受けた原子炉設置（変更）許可申請（以下「設置許可」という。）及び2017年8月25日に認可を受けた工事計画変更認可申請、2021年8月24日に認可を受けた設計及び工事の計画の認可申請（以下「工認」という。）において想定されている火災に対して、地震随伴の観点で火災源を選定する。

次に、「3.1.4.2.1(1) 地震単独の評価」を踏まえて特定される、炉心損傷防止対策、格納容器損傷防止対策及び使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策に対するクリフェッジを回避するために必要な緩和設備等を選定し、屋外設備等、屋内設備等及びアクセスルートに対する外部火災の影響を評価する。

1) 評価方法

1-1) 地震随伴外部火災として想定する火災源の選定

発電所敷地内（屋外）の火災源としては、設置許可及び工認においては、森林火災、発電所敷地内に存在する危険物タンク火災、航空機墜落による火災及び発電所港湾内に入港する船舶の火災が想定されている。

ここで、森林火災については工認で種々の評価条件を最も保守的に設定した評価を基に防火帯を設けており、仮に地震随伴外部火災が発生したとしても、工認での評価条件に包絡されると考えられる。また航空機墜落による火災及び発電所港湾内に入港する船舶の火災については、その性質上、地震起因で起こらないと考えられる。したがって、森林火災、航空機墜落による火災及び発電所港湾内に入港する船舶の火災については火災源として選定しない。

また、危険物タンクについては、大飯発電所構内には、「補助ボイラ燃料タンク（重油、 $250\text{k}\ell \times 2$ 基）」、「3号機及び4号機油計量タンク（タービン油、 $130\text{k}\ell$ ）」、「1号機及び2号機油計量タンク（タービン油、 $100\text{k}\ell$ ）」、「変圧器絶縁油保管タンク（絶縁油、 $300\text{k}\ell$ ）」、「海生物焼却炉燃料タンク（重油、 $30\text{k}\ell$ ）」、「燃料油貯蔵タンク（重油、 $114\text{k}\ell \times 4$ 基）」、「重油タンク（重油、 $160\text{k}\ell \times 4$ 基）」及び「特重電源設備用燃料油貯蔵タンク」がある。

このうち、「3号機及び4号機油計量タンク（タービン油、 $130\text{k}\ell$ ）」及び「1号機及び2号機油計量タンク（タービン油、 $100\text{k}\ell$ ）」については、空運用としているため火災源として選定しない。

また、燃料油貯蔵タンク（重油、 $114\text{k}\ell \times 4$ 基）」、「重油タンク（重油、 $160\text{k}\ell \times 4$ 基）」及び「特重電源設備用燃料油貯蔵タンク」については、コンクリート構造物に収納した地下埋設タンクとなっているため地表面で火災が発生する可能性は低く、輻射熱による防護対象施設へ影響を与えないことから火災源として選定しない。

「補助ボイラ燃料タンク（重油、 $250\text{k}\ell \times 2$ 基）」については、通常は空運用としているが、一時的に使用する場合（ $10\text{k}\ell$ 以上保有時）には、当該タンクから燃料が流出した際に消火泡の放出を行う要員を当該タンク周辺に待機させ、地震により当該タンクから燃料が流出した際には、ポンプ車により漏洩した燃料に消火泡を放出し発火を未然に防止する運用を「大飯発電所 防火管理所達」で定めていることから火災源として選定しない。

以上より、外部火災源としては変圧器絶縁油保管タンク（絶縁油、 $300\text{k}\ell$ ）及び海生物焼却炉燃料タンク（重油、 $30\text{k}\ell$ ）を想定することとする。

1-2) 防護すべき設備等の選定

「3.1.4.2.1(1) 地震単独の評価」における、「3.1.4.2.1(1)a.(a) ii 評価結果」、「3.1.4.2.1(1)a.(b) ii 評価結果」、「3.1.4.2.1(1)b. ii 評価結果」及び「3.1.4.2.1(1)c. ii 評価結果」を踏まえて特定される、クリフエッジを回避するためには必要な緩和設備等をまとめると、別紙3.1.4.2.1(2)d-1のとおり整理された。

2) 評価結果

1-1)項で外部火災源として特定された変圧器絶縁油保管タンク（絶縁油、300kℓ）及び海生物焼却炉燃料タンク（重油、30kℓ）については、第3.1.4.2.1.8図に示す通り、3、4号機建屋から約400m及び約580mと十分な距離が離れていることから、4号機建屋に外部火災の影響はなく、屋内設備等の健全性は維持される。

屋外の防護すべき設備等についても同様に、各保管場所は火災源から十分な距離が離れている。よって、これらに保管されている設備を使用することで、別紙3.1.4.2.1(2)d-1に示す必要数量を確保可能である。

アクセスルートへの外部火災の影響を確認した結果、消防活動に必要な設備であるポンプ車、泡原液搬送車、小型動力ポンプ付水槽車は、第3.1.4.2.1.8図で示す配置図の通り、外部火災源に対して十分な距離が確保されており、また「大飯発電所 防火管理所達」において、消防活動に必要な手順が整備されていることから、適切な消防活動を行えることを確認した。

以上より、クリフエッジを回避するために必要な緩和設備及びアクセスルートに対する外部火災の影響がないことを確認した。

参考資料に記載する。

第 3.1.4.2.1.8 図 防護すべき設備等の配置場所

参考資料に記載する。

各起因事象における収束シナリオ（地震：出力運転時炉心損傷（区分2））
起因事象：主蒸気管破断（主蒸気隔離弁上流）及び外部電源喪失

影響緩和機能	設備	原子炉停止 非常用所内電源からの給電	主蒸気隔離	フロントライン系												フィードアンドブリード				
				補助給水による蒸気発生器への給水 (電動またはターピン動)		充てん系による ほう酸の添加	主蒸気逃がし弁による 熱放出 (手動・中央制御室)		加圧器逃がし弁による 減圧 (手動・中央制御室)		余熱除去系によ る冷却	高圧注入による 炉心への注水 (フィードアンドブリード)				加圧器逃がし弁に よる減圧 (フィードアンドブリード)	格納容器スフレイによる 格納容器除熱	高圧注入による 再循環炉心冷却 (CCW冷却)	格納容器スフレイによる 再循環格納容器冷却	格納容器内自然 対流冷却による 格納容器除熱 (CW冷却)
				電動	ターピン動		ほう酸タンク	原子炉建屋 (主蒸気管室)	ケーブルトレイ	ケーブルトレイ	ケーブルトレイ	ケーブルトレイ	ケーブルトレイ	ケーブルトレイ						
影響緩和機能	設備	燃料集合体 制御棒クリスマス	ディーゼル機関	原子炉建屋 (主蒸気管室)	原子炉建屋 (主蒸気管室)	原子炉建屋 (主蒸気管室)	ほう酸タンク	原子炉建屋 (主蒸気管室)	ケーブルトレイ	ケーブルトレイ	ケーブルトレイ	ケーブルトレイ	ケーブルトレイ	ケーブルトレイ	ケーブルトレイ	ケーブルトレイ	ケーブルトレイ	ケーブルトレイ	原子炉建屋冷却器	
6.6kV AC電源	メタルクラッドスイッチギヤ	1.37	1.61	1.30	1.07	1.07	1.07	1.22	1.07	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43	1.37	
440V AC電源	パワーセンタ	1.35		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
125V DC電源	直流水槽	1.38		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
115V AC電源	制御建屋	1.58		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
バッテリー	蓄電池	1.37		○																
空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置 信号処理盤	1.25																		
原子炉補機冷却水系	原子炉補機冷却水冷却器	1.37																		
海水系	海水ポンプ	1.31		○				○	○	●	●	○	●	○	○	○	○	●		
大容量ポンプ	原子炉補機冷却水冷却器	1.37							○					○			●	●		
サホート系	制御用空気系	1.43																		
再循環切替	ケーブルトレイ	1.43																		
RWSP	格納容器再循環サンプ	1.26																		
電動補助給水ポンプ室換気装置	燃料取替用水ヒット	1.26																		
電動補助給水ポンプ室換気装置	電動補助給水ポンプ室給排気ダクト	1.38																		
ディーゼル発電機室空調装置	ディーゼル発電機室給排気ダクト	1.38																		
中央制御室非常用循環系(被ばく低減)	中央制御室空調ダクト	1.38																		
アニュラス空気浄化系	放射線管理室排気ダクト (アニュラスハウンドリ) アニュラス空気浄化ダクト 格納容器給排気ダクト (アニュラスハウンドリ) 補助建屋排気ダクト (アニュラスハウンドリ)	1.38																		
各影響緩和機能のHCLPF		1.61	1.30	1.07	1.07	1.07	1.22	1.07	1.07	1.31	1.31	1.26	1.31	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26	1.31	

○: フロントライン系の機能に必要なサポート系であることを示す
 ●: ○に該当する項目のうち、各緩和機能のうち最もHCLPF(G)の小さい項目であることを示す

フロントライン系とサポート系の関連表（地震：出力運転時炉心損傷（区分2））

起因事象：主蒸気管破断（主蒸気隔離弁上流）及び外部電源喪失

参考資料に記載する。

各収束シナリオの機能喪失に係るH C L P F 及びクリフエッジ評価（地震：出力運転時炉心損傷（区分2））
起因事象：主蒸気管破断（主蒸気隔離弁上流）及び外部電源喪失

参考資料に記載する。

第1回届出書における出力運転時炉心損傷防止対策の結果
起因事象：主蒸気管破断（主蒸気隔離弁上流）及び外部電源喪失

参考資料に記載する。

各起因事象における収束シナリオ（地震：運転停止時炉心損傷（区分1））
起因事象：外部電源喪失

		影響緩和機能	フロントライン系													
			非常用所内電源からの給電	余熱除去系による冷却	空冷式非常用発電装置からの給電	充てん注入による炉心への注水	高圧注入による炉心への注水	恒設代替低圧注水ポンプによる炉心への注水	高圧注入による再循環炉心冷却(CCW冷却)	格納容器スプレイによる代替再循環炉心冷却	格納容器スプレイによる再循環格納容器冷却	格納容器内自然対流冷却による格納容器除熱(CCW冷却)	大容量ポンプによる補機冷却	高圧注入による再循環炉心冷却(海水冷却)	格納容器内自然対流冷却による格納容器除熱(海水冷却)	
設備			ディーゼル機関	ケーブルトレイ	空冷式非常用発電装置 信号処理盤	ケーブルトレイ	ケーブルトレイ	低圧注入ポンプ制御ユニット	ケーブルトレイ	格納容器再循環サンプ	ケーブルトレイ	原子炉補機冷却水冷却器	原子炉補機冷却水冷却器	ケーブルトレイ	原子炉補機冷却水冷却器	原子炉補機冷却水冷却器
サポート系	影響緩和機能	設備		1.30	1.43	1.25	1.43	1.43	1.28	1.43	1.26	1.43	1.37	1.37	1.43	1.37
	6.6kV AC電源	メタルクラッドスイッチギア	1.37	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	440V AC電源	パワーセンタ	1.35	○	○		○	○	○	○	○	○	●	○	○	●
	125V DC電源	直流水電盤	1.36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	115V AC電源	制御建屋	1.58	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	バッテリー	蓄電池	1.37	○		○			●							
	空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置 信号処理盤	1.25													
	原子炉補機冷却水系	原子炉補機冷却水冷却器	1.37		○		○	○		○	○	○	○			
	海水系	海水ポンプ	1.31	○	○		○	○		○	○	○	●			
	大容量ポンプ	原子炉補機冷却水冷却器	1.37											○	○	
サポート系	制御用空気系	ケーブルトレイ	1.43							●	●	●			●	
	再循環切替	格納容器再循環サンプ	1.26													
	RWSP	燃料取替用水ビット	1.26		●		●	●	○							
	電動補助給水ポンプ室換気装置	電動補助給水ポンプ室給気ファン 現場操作箱 電動補助給水ポンプ室給排気ダクト	1.38													
	ディーゼル発電機室換気系	ディーゼル発電機室給気ファン 現場操作箱 ディーゼル発電機室給排気ダクト	1.38	○												
各影響緩和機能のHCLPF			1.30	1.26	1.25	1.26	1.26	1.25	1.26	1.26	1.26	1.26	1.31	1.35	1.26	1.35

○: フロントライン系の機能に必要なサポート系であることを示す

●: ○に該当する項目のうち、各緩和機能のうち最もHCLPF(G)の小さい項目であることを示す

フロントライン系とサポート系の関連表（地震：運転停止時炉心損傷（区分1））

起因事象：外部電源喪失

参考資料に記載する。

各収束シナリオの機能喪失に係るHCLPF及びクリフエッジ評価（地震：運転停止時炉心損傷（区分1））
起因事象：外部電源喪失

参考資料に記載する。

第1回届出書における運転停止時炉心損傷防止対策の結果
起因事象：外部電源喪失

参考資料に記載する。

各起因事象における収束シナリオ（地震：SFP燃料損傷（区分1））
起因事象：外部電源喪失

		フロントライン系				
		影響緩和機能	非常用所内電源からの給電	SFP冷却系による冷却	燃料取替用水ポンプによる注水	送水車によるSFP注水(海水)
サポート系	設備	ディーゼル機関	使用済燃料ピット*	燃料取替用水ピット	使用済燃料ピット*	
	6.6kV AC電源	メタルクラッドスイッチギア	1.37	○	○	○
	440V AC電源	パワーセンタ	1.35	○	○	○
	125V DC電源	直流き電盤	1.36	○	○	
	115V AC電源	制御建屋	1.58	○	○	○
	バッテリー	蓄電池	1.37	○		
	原子炉補機冷却水系	原子炉補機冷却水冷却器	1.37		○	
	海水系	海水ポンプ	1.31	○	○	
	大容量ポンプ	原子炉補機冷却水冷却器	1.37			
	制御用空気系	ケーブルトレイ	1.43			
	再循環切替	格納容器再循環サンプ	1.26			
	RWSP	燃料取替用水ピット	1.26			
	電動補助給水ポンプ室換気系	電動補助給水ポンプ室給排気ダクト 電動補助給水ポンプ室給気ファン現場操作箱	1.38			
	ディーゼル発電機室換気系	ディーゼル発電機室給排気ダクト ディーゼル発電機室給気ファン現場操作箱	1.38	○		
	中央制御室非常用循環系 (被ばく低減)	中央制御室空調ダクト	1.38			
アニュラス空気浄化系		放射線管理室排気ダクト (アニュラスハウンドリ) アニュラス空気浄化ダクト 格納容器給排気ダクト (アニュラスハウンドリ) 補助建屋排気ダクト (アニュラスハウンドリ)	1.38			
各影響緩和機能のHCLPF			1.30	1.26	1.26	1.26

※: 使用済燃料ピット自体が損傷することにより、緩和機能が喪失する。

○: フロントライン系の機能に必要なサポート系であることを示す

●: ○に該当する項目のうち、各緩和機能のうち最もHCLPF(G)の小さい項目であることを示す

関連するサポート系なし

フロントライン系とサポート系の関連表（地震：SFP燃料損傷（区分1））

起因事象：外部電源喪失

参考資料に記載する。

各収束シナリオの機能喪失に係るHCLPF及びクリフエッジ評価（地震：SFP燃料損傷（区分1）
起因事象：外部電源喪失

参考資料に記載する。

第1回届出書におけるSFP燃料損傷防止対策の結果
起因事象：外部電源喪失

評価対象	地震加速度区分	イベントツリーの起因事象	クリフェッジ・エフェクト 引き起こす 地震加速度	クリフェッジ・エフェクト	各クリフェッジ・エフェクト 引き起こす機器	収束シナリオ			備考
						機能喪失した 収束シナリオ	機能する 収束シナリオ	機能する 収束シナリオ数	
運転出力時炉心損傷	区分2 (1.07G~1.26G未満)	主給水流量喪失 外部電源喪失 主給水管破断 主蒸気管破断(主蒸気隔離弁上流) 主蒸気管破断(主蒸気隔離弁下流)	1.07G	主給水管破断	原子炉建屋 (主蒸気管室)	①	②~④	3	—
				主蒸気管破断(主蒸気管破断上流)		—	—	—	—
				主蒸気管破断(主蒸気管破断下流)		—	—	0	—
	区分3 (1.26G~1.31G未満)	主給水流量喪失 外部電源喪失 主給水管破断 主蒸気管破断(主蒸気隔離弁上流) 主蒸気管破断(主蒸気隔離弁下流) CV機能喪失直結 大破断LOCA	1.26G	高圧注入による炉心への注水機能等の喪失	原子炉建屋 (インナーコンクリート)	②~④	—	0	—
				CV機能喪失直結		—	—	0	クリフェッジ
				大破断LOCA	制御棒駆動装置	—	—	—	—
運転停止時炉心損傷	区分1 (1.26G未満)	外部電源喪失	1.07G未満	外部電源喪失	外部電源系	—	①~⑪	11	—
			1.25G	空冷式非常用発電装置からの給電機能等の喪失	空冷式非常用発電装置 信号処理盤	⑩、⑪	①~⑨	9	—
				恒設代替低圧注水ポンプによる炉心への注水機能の喪失					
			1.26G	余熱除去系による冷却機能の喪失	原子炉建屋 (インナーコンクリート)	①~⑨	—	0	—
				充てん注入による炉心への注水機能等の喪失					
				高圧注入による炉心への注水機能等の喪失					
	区分2 (1.26G~1.31G未満)	外部電源喪失 CV機能喪失直結	1.26G	CV機能喪失直結	原子炉建屋 (インナーコンクリート)	—	—	0	クリフェッジ
格納容器損傷	区分3 (1.26G~1.31G未満)	主給水流量喪失 外部電源喪失 主給水管破断 主蒸気管破断(主蒸気隔離弁上流) 主蒸気管破断(主蒸気隔離弁下流) CV機能喪失直結 大破断LOCA	1.26G	CV機能喪失直結	原子炉建屋 (インナーコンクリート)	—	—	0	クリフェッジ
				大破断LOCA	制御棒駆動装置	—	—	—	—
SFP燃料損傷	区分1 (1.26G未満)	外部電源喪失	1.26G未満	外部電源喪失	外部電源系	—	①~③	3	—
			1.26G	燃料取替用水ポンプによる注水機能の喪失	燃料取替用水ピット	①~③	—	0	—
				SFP冷却系による冷却機能の喪失	使用済燃料ピット				
	区分2 (1.26~1.31G未満)	外部電源喪失 SFP冷却機能喪失 SFP損傷	1.26G	SFP燃料損傷直結	使用済燃料ピット	—	—	0	クリフェッジ

地震におけるクリフェッジ・エフェクト評価

	防護すべき設備等	出力時 炉心損傷防止 (1.26G)	停止時 炉心損傷防止 (1.26G)	出力時 CV損傷防止 (1.26G)	SFP損傷防止 (1.26G)
屋内設備等	原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、制御建屋、中間建屋、特重建屋	○ 屋内設備の防護	○ 屋内設備の防護	—	○ 屋内設備の防護
屋外設備等	・空冷式非常用発電装置(2台)	—	—	—	—
	・送水車及びホース類(1式)	○ 送水車による復水ピットへの水源補給	—	—	○ 送水車によるSFP注水(海水)
	・可搬式代替低圧注水ポンプ(1台) ・可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車(1台) ・仮設組立式水槽(1台)	—	—	—	—
	・大容量ポンプ(1台)	—	—	—	—
	・ブルドーザ(1台)	○ アクセスルート確保	○ アクセスルート確保	—	○ アクセスルート確保
	・タンクローリ(1台) ・燃料油貯蔵タンク(非常用所内電源、空冷式非常用発電装置、可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車及び大容量ポンプ用) ・重油タンク(非常用所内電源、空冷式非常用発電装置、可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車及び大容量ポンプ用)	○ 燃料補給	○ 燃料補給	—	—
	・軽油ドラム缶(送水車用)	—	—	—	○ 燃料補給

<凡例>

○:期待する

—:シナリオ上期待しない

各収束シナリオに必要な緩和機能に関する設備等の一覧 (斜面崩壊による影響確認)

	防護すべき設備等	出力時 炉心損傷防止 (1.26G)	停止時 炉心損傷防止 (1.26G)	出力時 CV損傷防止 (1.26G)	SFP損傷防止 (1.26G)
屋内設備等	原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、制御建屋、中間建屋、特重建屋	○ 屋内設備の防護	○ 屋内設備の防護	—	○ 屋内設備の防護
屋外設備等	・空冷式非常用発電装置(2台)	—	—	—	—
	・送水車及びホース類(1式)	○ 送水車による復水ピットへの水源補給	—	—	○ 送水車によるSFP注水(海水)
	・可搬式代替低圧注水ポンプ(1台) ・可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車(1台) ・仮設組立式水槽(1台)	—	—	—	—
	・大容量ポンプ(1台)	—	—	—	—
	・ブルドーザ(1台)	○ アクセスルート確保	○ アクセスルート確保	—	○ アクセスルート確保
	・タンクローリ(1台) ・燃料油貯蔵タンク(非常用所内電源、空冷式非常用発電装置、可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車及び大容量ポンプ用) ・重油タンク(非常用所内電源、空冷式非常用発電装置、可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車及び大容量ポンプ用)	○ 燃料補給	○ 燃料補給	—	—
	・軽油ドラム缶(送水車用)	—	—	—	○ 燃料補給

<凡例>

○:期待する

—:シナリオ上期待しない

各収束シナリオに必要な緩和機能に関連する設備等の一覧 (外部火災による影響確認)

3.1.4.2.2 津波

「(1) 津波単独の評価」では、水面が平らである仮想的な津波でクリフェッジ津波高さを評価する。「(2) 遷上解析による検証」では、上記の評価結果に対して遷上の影響を考慮したクリフェッジ津波高さを評価する。

(1) 津波単独の評価

a. 炉心損傷防止対策

(a) 出力運転時

i 評価方法

出力運転時の炉心損傷を防止するための措置について、第1回届出書の評価結果における「3.1.4.2.2(1)a.(a) ii ①起因事象の選定結果」及び「3.1.4.2.2(1)a.(a) ii ② 各起因事象発生に係る許容津波高さ及び津波高さ区分の特定結果」を基に、以下の評価を実施する。

① 影響緩和機能及び収束シナリオの特定

第1回届出書の評価結果におけるクリフェッジシナリオに対し、特重施設等を踏まえた場合の影響緩和機能及び収束シナリオを特定する。

② 各影響緩和機能の喪失に係る許容津波高さの特定

①項にて特定した各影響緩和機能について、フロントライン系及びサポート系の各々に対し、機能喪失を引き起こす設備等とその許容津波高さを特定する。具体的には、影響緩和機能の機能喪失に係る許容津波高さは、フロントライン系とサポート系の機能喪失に至る各々の許容津波高さのうち、小さい方となる。なお、特重施設の各影響緩和機能に関する許容津波高さについては、「3.1.3 内部事象及び外部事象に係る確率論的リスク評価（P R A）」に示す津波P R Aの評価結果を踏まえて特定する。

③ 各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さの特定

②項にて特定した各影響緩和機能の喪失に係る許容津波高さの結果から、各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さを特定する。具体的には、各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さは、当該収束シナリオに必要な各影響緩和機能の許容津波高さのうち、最も小さいものとなる。

④ クリフエッジ・エフェクト評価

①項にて特定した各起因事象のイベントツリーに対し、起因事象の発生及び各影響緩和機能の喪失による収束シナリオの変化を評価する。また、収束シナリオに変化を及ぼす起因事象の発生及び各影響緩和機能の喪失となる許容津波高さが、各クリフエッジ・エフェクトの津波高さとなる。

⑤ 特重施設等の導入によるリスク低減効果の確認

④項により得られた結果と第1回届出書における炉心損傷防止対策の結果を基に、特重施設等の導入によるリスク低減効果について確認する。

ii 評価結果

① 影響緩和機能及び収束シナリオの特定

第1回届出書評価結果における津波高さ区分2（9.7m～15.8m未満）で発生する起因事象である「原子炉補機冷却海水系の全喪失」、「外部電源喪失」について、別紙3.1.4.2.2(1)-1のとおり、影響緩和機能及び収束シナリオを特定した。

収束シナリオの特定においては、炉心の未臨界性が確保され、かつ、燃料が安定、継続的に冷却される状態に至るシナリオを収束シナリオ（冷却成功）とし、この状態に至らないシナリオを燃料の重大な損傷に至るシナリオ（炉心損傷）とした。

なお、収束シナリオの詳細は以下のとおり。

・収束シナリオ①

起因事象発生の後、原子炉の停止及びR C P – S D S の作動に成功した状態において、タービン動補助給水ポンプによるS Gへの給水が行われる。代替交流電源（空冷式非常用発電装置又は特重電源設備）により交流電源を復旧させた後、復水ピット枯渇までに海水を補給することにより2次系冷却を継続する。この状態では1次系の保有水量が確保された上で、海水を水源とした安定、継続的な2次系冷却が行われており、燃料の重大な損傷に至る事態は回避される。

・収束シナリオ②

起因事象発生の後、原子炉の停止が成功したもののでィーゼル発電機の起動及びR C P – S D S の作動に失敗し、R C P シールL O C A が発生しない状態において、タービン動補助給水ポンプによるS Gへの給水が行われる。制御用空気系統が使用できないことから、主蒸気逃がし弁は現場の手動操作により開放され、2次系による冷却が行われる。1次系の減圧に伴い蓄圧タンクのほう酸水が給水され、1次冷却材と未臨界性を確保する。代替交流電源（空冷式非常用発電装置又は特重電源設備）により交流電源を復旧させた後、蓄圧タンク出口隔離弁を中央制御室からの手動操作により閉止する。また、復水ピット枯渇までに海水を補給することにより2次系冷却を継続する。この状態では未臨界性が確保された上で、海水を水源とした安定、継続的な2次系冷却が行われており、燃料の重大な損傷に至る事態は回避される。

・収束シナリオ③

起因事象発生の後、原子炉の停止が成功したもののでィーゼル発電機の起動及びR C P – S D S の作動に

失敗し、R C P シール L O C A が発生した状態において、タービン動補助給水ポンプによる S G への給水が行われる。制御用空気系統が使用できないことから、主蒸気逃がし弁は現場の手動操作により開放され、2 次系による冷却が行われる。1 次系の減圧に伴い蓄圧タンクのほう酸水が給水され、1 次系冷却材と未臨界性を確保する。代替交流電源（空冷式非常用発電装置又は特重電源設備）により交流電源を復旧させた後、蓄圧タンク出口隔離弁を中央制御室からの手動操作により閉止する。また、復水ピット枯渇までに海水を補給することにより 2 次系冷却を継続する。さらに R W S P を水源として恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水により 1 次系への給水を継続する。大容量ポンプによる補機冷却機能回復後に、高圧注入ポンプによる高圧再循環運転を行い、格納容器再循環ユニットを用いた格納容器内自然対流冷却により崩壊熱除去を行う。この状態で海を最終ヒートシンクとした安定、継続的な冷却が行われており、燃料の重大な損傷に至る事態は回避される。

② 各影響緩和機能の喪失に係る許容津波高さの特定

① 項にて抽出した各影響緩和機能について、フロントライン系とそれに必要なサポート系の関連を整理するとともに、各々の機能喪失を引き起こす設備等の許容津波高さの評価結果を用いて、各影響緩和機能の喪失に係る許容津波高さを別紙 3.1.4.2.2(1)-2 のとおり特定した。

③ 各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さの特定

「原子炉補機冷却海水系の全喪失」、「外部電源喪失」の収束シナリオ①～③の機能喪失に係る許容津波高さについて、別紙 3.1.4.2.2(1)-3 のとおり特定した。

④ クリフェッジ・エフェクト評価

第 1 回届出書評価結果における津波高さ区分 2 (9.7m ~15.8m 未満) では、「外部電源喪失」に加えて、津波高さ 9.7m 以上で「原子炉補機冷却機能喪失」の起因事象が新たに発生し、その収束シナリオは①～③の 3 種類となる。そして、津波高さ 11.4m 以上で収束シナリオ①～③の機能が喪失することで、全ての収束シナリオが機能喪失し、炉心損傷に至る。

以上より、当該の津波高さ区分 2 (9.7m~15.8m 未満) で炉心損傷に至ることから、津波高さ 11.4m をクリフェッジとして特定した。(別紙 3.1.4.2.2(1)-17 参照)

⑤ 特重施設等の導入によるリスク低減効果の確認

別紙 3.1.4.2.2(1)-4 に第 1 回届出書における炉心損傷防止対策の結果を示す。同シナリオでは収束シナリオが 2 種類あり、津波高さ 11.4m 以上で補助給水による蒸気発生器への給水（タービン動）等の機能喪失により炉心損傷に至ることから、津波高さ 11.4m を炉心損傷のクリフェッジとして特定している。

一方で、特重施設等を考慮した今回の評価結果においては、R C P – S D S の導入により R C P シールリーク及び R C P シール L O C A が発生しないシナリオが追加されたことから、収束シナリオ数が 2 種類から 3 種類へ向上した。また、特重施設等の導入によってシナリオ数は増加したが、いずれのシナリオにおいても補助給水による蒸気発生器への給水（タービン動）機能が必要であり、第 1 回届出と同様に津波高さ 11.4m で当該機能が喪失することで炉心損傷に至り、クリフェッジとして特定される。

以上より、特重施設等の導入によりクリフェッジ津波高さの変化は認められなかったものの、収束シナリオ数が 2 種類から 3 種類へ向上したことから、リスク低減効

果を確認できた。

(b) 運転停止時

i 評価方法

運転停止時の炉心損傷を防止するための措置について、崩壊熱が高く、1次系保有水量が少ない燃料取出前のミッドループ運転中を対象に、第1回届出書の評価結果における「3.1.4.2.2(1)a.(b) ii ① 起因事象の選定結果」及び「3.1.4.2.2(1)a.(b) ii ② 各起因事象発生に係る許容津波高さ及び津波高さ区分の特定結果」を基に、以下の評価を実施する

① 影響緩和機能及び収束シナリオの特定

第1回届出書の評価結果におけるクリフェッジシナリオに対し、特重施設等を踏まえた場合の影響緩和機能及び収束シナリオを特定する。

② 各影響緩和機能の喪失に係る許容津波高さの特定

①項にて特定した各影響緩和機能について、フロントライン系及びサポート系の各々に対し、機能喪失を引き起こす設備等とその許容津波高さを特定する。具体的には、影響緩和機能の機能喪失に係る許容津波高さは、フロントライン系とサポート系の機能喪失に至る各々の許容津波高さのうち、小さい方となる。

③ 各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さの特定

②項にて特定した各影響緩和機能の喪失に係る許容津波高さの結果から、各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さを特定する。具体的には、各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さは、当該収束シナリオに必要な各影響緩和機能の許容津波高さのうち、最も小さいものとなる。

④ クリフェッジ・エフェクト評価

①項にて特定した各起因事象のイベントツリーに対し

て、起因事象の発生及び各影響緩和機能の喪失による収束シナリオの変化を評価する。また、収束シナリオに変化を及ぼす起因事象の発生及び各影響緩和機能の喪失となる許容津波高さが、各クリフェッジ・エフェクトの津波高さとなる。

⑤ 特重施設等の導入によるリスク低減効果の確認

④項により得られた結果と第1回届出書における炉心損傷防止対策の結果を基に、特重施設等の導入によるリスク低減効果について確認する。

ii 評価結果

① 影響緩和機能及び収束シナリオの特定

第1回届出書評価結果における津波高さ 11.4m 以上では「原子炉補機冷却海水系の全喪失」及び「外部電源喪失」の起因事象に係る収束シナリオの機能が喪失し、炉心損傷に至ることから、津波高さ区分 2 (9.7m～11.4m 未満) における影響緩和機能及び収束シナリオを特定する。

津波高さ区分 2 (9.7m～11.4m 未満) で発生する起因事象である「原子炉補機冷却海水系の全喪失」及び「外部電源喪失」について、別紙 3.1.4.2.2(1)-5 のとおり、影響緩和機能及び収束シナリオを特定した。

収束シナリオの特定においては、炉心の未臨界性が確保され、かつ、燃料が安定、継続的に冷却される状態に至るシナリオを収束シナリオ（冷却成功）とし、この状態に至らないシナリオを燃料の重大な損傷に至るシナリオ（炉心損傷）とした。

なお、収束シナリオの詳細は以下のとおり。

・収束シナリオ①

起因事象発生の後、空冷式非常用発電装置又は特重電源設備による交流電源を復旧給電させた状態で、R

W S P を水源として恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水により炉心冷却を行う。大容量ポンプによる補機冷却機能回復後に、高圧注入ポンプによる高圧再循環運転を行い、格納容器再循環ユニットを用いた格納容器内自然対流冷却により崩壊熱除去を行う。この状態で海水を最終ヒートシンクとした安定、継続的な冷却が行われており、燃料の重大な損傷に至る事態は回避される。

② 各影響緩和機能の喪失に係る許容津波高さの特定

①項にて抽出した各影響緩和機能について、フロントライン系とそれに必要なサポート系の関連を整理するとともに、各々の機能喪失を引き起こす設備等の許容津波高さの評価結果を用いて、各影響緩和機能の喪失に係る許容津波高さを別紙 3.1.4.2.2(1)-6 のとおり特定した。

③ 各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さの特定

「原子炉補機冷却海水系の全喪失」及び「外部電源喪失」の収束シナリオ①の機能喪失に係る許容津波高さについて、別紙 3.1.4.2.2(1)-7 のとおり特定した。

④ クリフエッジ・エフェクト評価

第 1 回届出書評価結果における津波高さ区分 2 (9.7m ~11.4m 未満) では、「原子炉補機冷却海水系の全喪失」に加えて、津波高さ 9.7m 以上で「外部電源喪失」の起因事象が新たに発生し、その収束シナリオは①の 1 種類となる。そして、津波高さ 11.4m 以上で収束シナリオ①が機能喪失することで、全ての収束シナリオが機能喪失し、炉心損傷に至る。

その結果、収束シナリオ①は、機能喪失に係る許容津波高さが 11.4m 以上であることから、津波高さ区分 2 (9.7m~11.4m 未満) で炉心損傷に至ることはない。

ただし、津波高さ区分 2 (9.7m~11.4m 未満) におい

て津波高さが **11.4m** 以上で炉心損傷に至ると評価されたことから、津波高さ区分 3（**11.4m～15.8m** 未満）においても、津波高さ **11.4m** 以上で「余熱除去機能喪失」、「水位維持失敗」、「反応度の誤投入」及び「原子炉冷却材圧力バウンダリ機能喪失（格納容器バイパス）」の起因事象が新たに発生すると同時に炉心損傷に至ることから、津波高さ **11.4m** をクリフェッジとして特定した。（別紙 3.1.4.2.2(1)-17 参照）

⑤ 特重施設等の導入によるリスク低減効果の確認

別紙 3.1.4.2.2(1)-8 に第 1 回届出書における炉心損傷防止対策の結果を示す。同シナリオでは収束シナリオが 1 種類あり、津波高さ **11.4m** 以上で恒設代替低圧注水ポンプによる炉心への注水機能等が喪失することにより、炉心損傷に至ることから、津波高さ **11.4m** を炉心損傷のクリフェッジとして特定している。

一方で、特重施設等を考慮した今回の評価結果においては、特重施設等の導入によって追加された収束シナリオはなかった。また、特重施設等の導入によるクリフェッジ津波高さの向上は認められなかった。

以上より、特重施設等の導入により収束シナリオ数、クリフェッジ津波高さは変わらなかった。

b. 格納容器損傷防止対策

i 評価方法

格納容器損傷を防止するための措置について、第1回届出書の評価結果における「3.1.4.2.2(1)b. ii ① 起因事象の選定結果」及び「3.1.4.2.2(1)b. ii ② 各起因事象発生に係る許容津波高さ及び津波高さ区分の特定結果」を基に、以下の評価を実施する。

① 影響緩和機能及び収束シナリオの特定

第1回届出書の評価結果におけるクリフエッジシナリオに対し、特重施設等を踏まえた場合の影響緩和機能及び収束シナリオを特定する。

② 各影響緩和機能の喪失に係る許容津波高さの特定

①項にて特定した各影響緩和機能について、フロントライン系及びサポート系の各々に対し、機能喪失を引き起こす設備等とその許容津波高さを特定する。具体的には、影響緩和機能の機能喪失に係る許容津波高さは、フロントライン系とサポート系の機能喪失に至る各々の許容津波高さのうち、小さい方となる。なお、特重施設の各影響緩和機能に関わる許容津波高さについては、「3.1.3 内部事象及び外部事象に係る確率論的リスク評価（PRA）」に示す津波PRAの評価結果を踏まえて特定する。

③ 各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さの特定

②項にて特定した各影響緩和機能の喪失に係る許容津波高さの結果から、各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さを特定する。具体的には、各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さは、当該収束シナリオに必要な各影響緩和機能の許容津波高さのうち、最も小さいものとなる。

④ クリフエッジ・エフェクト評価

①項にて特定した各起因事象のイベントツリーに対して、起因事象の発生及び各影響緩和機能の喪失による収束シナ

リオの変化を評価する。また、収束シナリオに変化を及ぼす起因事象の発生及び各影響緩和機能の喪失となる許容津波高さが、各クリフエッジ・エフェクトの津波高さとなる。

⑤ 特重施設等の導入によるリスク低減効果の確認

④項により得られた結果と第1回届出書における格納容器損傷防止対策の結果を基に、特重施設等の導入によるリスク低減効果について確認する。

ii 評価結果

① 影響緩和機能及び収束シナリオの特定

第1回届出書評価結果における津波高さ 11.4m 以上では「原子炉補機冷却海水系の全喪失」及び「外部電源喪失」の起因事象に係る収束シナリオの機能が喪失し、炉心損傷に至ることから、津波高さ区分 2 (9.7m～11.4m 未満) における影響緩和機能及び収束シナリオを特定する。

津波高さ区分 2 (9.7m～15.8m 未満) で発生する起因事象である「原子炉補機冷却海水系の全喪失」及び「外部電源喪失」について、別紙 3.1.4.2.2(1)-9 のとおり、影響緩和機能及び収束シナリオを特定した。

収束シナリオの特定においては、炉心が損傷した状態において原子炉格納容器内の除熱が安定的に継続されるシナリオが収束シナリオ（格納容器健全）とする。

なお、収束シナリオの詳細は以下のとおり。

・収束シナリオ①

炉心損傷発生の後、代替交流電源（空冷式非常用発電装置又は特重電源設備）から給電されている状態で、格納容器隔離を行う。イグナイタ及びP A Rにより水素濃度の低減を図り、1次系圧力が高い状態での原子炉容器破損を防止するために加圧器逃がし弁による1次系の減圧を行う。溶融炉心・コンクリート相互作用によるコンクリート侵食及びこれに伴う非凝縮性ガスの発生を抑制

する観点から、恒設代替低圧注水ポンプによって原子炉下部キャビティへ注水を行う。原子炉格納容器圧力及び温度の上昇を抑制する観点から、恒設代替低圧注水ポンプ及び可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ、並びに原子炉格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を行う。これらにより、格納容器機能喪失を防止する。

・収束シナリオ②

炉心損傷発生の後、代替交流電源（空冷式非常用発電装置又は特重電源設備）から給電されている状態で、格納容器隔離を行う。イグナイタ及びP A Rにより水素濃度の低減を図り、1次系圧力が高い状態での原子炉容器破損を防止するために加圧器逃がし弁による1次系の減圧を行う。溶融炉心・コンクリート相互作用によるコンクリート侵食及びこれに伴う非凝縮性ガスの発生を抑制する観点から、恒設代替低圧注水ポンプによって原子炉下部キャビティへ注水を行う。原子炉格納容器圧力及び温度の上昇を抑制する観点から、恒設代替低圧注水ポンプ及び可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ、並びに原子炉格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を実施するが、収束シナリオ①で期待していた原子炉格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に失敗した場合に、特重電源設備から特重施設に給電するとともにフィルタベントを行う。これらにより、格納容器機能喪失を防止する。

・収束シナリオ③

炉心損傷発生の後、代替交流電源（空冷式非常用発電装置又は特重電源設備）から給電されている状態で、格納容器隔離を行う。イグナイタ及びP A Rにより水素濃度の低減を図り、1次系圧力が高い状態での原子炉容器

破損を防止するために加圧器逃がし弁による1次系の減圧を行う。溶融炉心・コンクリート相互作用によるコンクリート侵食及びこれに伴う非凝縮性ガスの発生を抑制する観点から、恒設代替低圧注水ポンプによって原子炉下部キャビティへ注水を行う。原子炉格納容器圧力及び温度の上昇を抑制する観点から、恒設代替低圧注水ポンプ及び可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ、並びに原子炉格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を実施するが、収束シナリオ①で期待していた可搬式代替低圧注水ポンプによる格納容器スプレイに失敗した場合、特重電源設備から特重施設に給電するとともに原子炉格納容器圧力の維持及び原子炉格納容器内保有水枯渇の防止の観点から、特重施設による格納容器スプレイを行い、原子炉格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を行う。これらにより、格納容器機能喪失を防止する。

・収束シナリオ④

炉心損傷発生の後、代替交流電源（空冷式非常用発電装置又は特重電源設備）から給電されている状態で、格納容器隔離を行う。イグナイタ及びP A Rにより水素濃度の低減を図り、1次系圧力が高い状態での原子炉容器破損を防止するために加圧器逃がし弁による1次系の減圧を行う。溶融炉心・コンクリート相互作用によるコンクリート侵食及びこれに伴う非凝縮性ガスの発生を抑制する観点から、恒設代替低圧注水ポンプによって原子炉下部キャビティへ注水を行う。原子炉格納容器圧力及び温度の上昇を抑制する観点から、恒設代替低圧注水ポンプ及び可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ、並びに原子炉格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を実施するが、収束シナリオ①で

期待していた可搬式代替低圧注水ポンプによる格納容器スプレイに失敗した場合、特重電源設備から特重施設に給電するとともに原子炉格納容器圧力の維持及び原子炉格納容器内保有水枯渇の防止の観点から、特重施設による格納容器スプレイを行う。収束シナリオ③で期待していた原子炉格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に失敗した場合、フィルタベントを行う。これらにより、格納容器機能喪失を防止する。

・収束シナリオ⑤

炉心損傷発生の後、代替交流電源（空冷式非常用発電装置又は特重電源設備）から給電されている状態で、格納容器隔離を行う。イグナイタ及びP A Rにより水素濃度の低減を図り、1次系圧力が高い状態での原子炉容器破損を防止するために加圧器逃がし弁による1次系の減圧を行う。収束シナリオ①で期待していた恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイに失敗した場合に、溶融炉心・コンクリート相互作用によるコンクリート侵食及びこれに伴う非凝縮性ガスの発生を抑制する観点から、特重電源設備から特重施設に給電するとともに特重施設による代替格納容器スプレイによって原子炉下部キャビティへ注水を行う。原子炉格納容器圧力及び温度の上昇を抑制する観点から、特重施設による代替格納容器スプレイ、並びに原子炉格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を行う。これらにより、格納容器機能喪失を防止する。

・収束シナリオ⑥

炉心損傷発生の後、代替交流電源（空冷式非常用発電装置又は特重電源設備）から給電されている状態で、格納容器隔離を行う。イグナイタ及びP A Rにより水素濃度の低減を図り、1次系圧力が高い状態での原子炉容器

破損を防止するために加圧器逃がし弁による1次系の減圧を行う。収束シナリオ①で期待していた恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイに失敗した場合に、溶融炉心・コンクリート相互作用によるコンクリート侵食及びこれに伴う非凝縮性ガスの発生を抑制する観点から、特重電源設備から特重施設に給電するとともに特重施設による代替格納容器スプレイによって原子炉下部キャビティへ注水を行う。原子炉格納容器圧力及び温度の上昇を抑制する観点から、特重施設による代替格納容器スプレイ、並びに原子炉格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を実施するが、収束シナリオ⑤で期待していた原子炉格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に失敗した場合に、フィルタベントを行う。これらにより、格納容器機能喪失を防止する。

② 各影響緩和機能の喪失に係る許容津波高さの特定

①項にて抽出した各影響緩和機能について、フロントライン系とそれに必要なサポート系の関連を整理するとともに、各々の機能喪失を引き起こす設備等の許容津波高さの評価結果を用いて、各影響緩和機能の喪失に係る許容津波高さを別紙 3.1.4.2.2(1)-10 のとおり特定した。

③ 各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さの特定

「原子炉補機冷却機能喪失」及び「外部電源喪失」の収束シナリオ①の機能喪失に係る許容津波高さについて、別紙 3.1.4.2.2(1)-11 のとおり特定した。

④ クリフレッジ・エフェクト評価

第1回届出書評価結果における津波高さ区分 2 (9.7m~15.8m 未満) では、「原子炉補機冷却海水系の全喪失」に加えて、津波高さ 9.7m 以上で「外部電源喪失」の起因事象が新たに発生し、その収束シナリオは①~⑥の 6 種類となる。

そして、津波高さ **11.4m** で収束シナリオ①～⑤の機能が喪失し、津波高さ **15.8m** 以上で収束シナリオ⑥が機能喪失することで、全ての収束シナリオが機能喪失し、炉心損傷に至る。

その結果、収束シナリオ⑥は、機能喪失に係る許容津波高さが **15.8m** 以上であることから、津波高さ区分 2 (**9.7m** ~**15.8m** 未満) で格納容器損傷に至ることはない。

ただし、津波高さ区分 2 (**9.7m**~**15.8m** 未満) において津波高さが **15.8m** 以上で格納容器損傷に至ると評価されたことから、津波高さ区分 3 (**15.8m** 以上) においても、津波高さ **15.8m** 以上で「炉心損傷直結」の起因事象が新たに発生すると同時に格納容器損傷に至ることから、津波高さ **15.8m** をクリフェッジとして特定した。(別紙 3.1.4.2.2(1)-17 参照)

⑤ 特重施設等の導入によるリスク低減効果の確認

別紙 3.1.4.2.2(1)-12 に第 1 回届出書における格納容器損傷防止対策の結果を示す。同シナリオでは収束シナリオが 1 つあり、津波高さ **11.4m** 以上で炉心損傷が発生し、同時に格納容器の機能維持に係る全ての収束シナリオが喪失することで格納容器損傷に至ることから、津波高さ **11.4m** を格納容器損傷のクリフェッジとして特定している。

一方で、特重施設等を考慮した今回の評価結果においては、④項に示すとおり収束シナリオが 6 種類あり、津波高さ **15.8m** がクリフェッジとして特定された。

収束シナリオの変化については、特重施設を導入したことによる特重施設を活用した影響緩和操作の追加により、収束シナリオ数が 1 種類から 6 種類に向上した。

クリフェッジ津波高さの変化については、代替交流電源からの給電機能において、特重施設の導入により空冷式非常用発電装置に加えて特重電源設備からも給電可能となっ

たことと、並びに、特重施設による代替格納容器スプレイ及びフィルタベントの機能が追加されたことから、クリフエッジ津波高さは **11.4m** から **15.8m** に向上した。

以上より、特重施設等の導入により収束シナリオ数は 1 種類から 6 種類に向上し、クリフエッジ津波高さは **11.4m** から **15.8m** に向上したことから、リスク低減効果を確認できた。

c. 使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策

i 評価方法

SFP にある燃料の損傷を防止するための措置について、第1回届出書の評価結果における「3.1.4.2.2(1)c. ii ① 起因事象の選定結果」及び「3.1.4.2.2(1)c. ii ② 各起因事象発生に係る許容津波高さ及び津波高さ区分の特定結果」を基に、以下の評価を実施する。

① 影響緩和機能及び収束シナリオの特定

第1回届出書の評価結果におけるクリフエッジシナリオに対し、特重施設等を踏まえた場合の影響緩和機能及び収束シナリオを特定する。

② 各影響緩和機能の喪失に係る許容津波高さの特定

①項にて特定した各影響緩和機能について、フロントライン系及びサポート系の各々に対し、機能喪失を引き起こす設備等とその許容津波高さを特定する。具体的には、影響緩和機能の機能喪失に係る許容津波高さは、フロントライン系とサポート系の機能喪失に至る各々の許容津波高さのうち、小さい方となる。

③ 各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さの特定

②項にて特定した各影響緩和機能の喪失に係る許容津波高さの結果から、各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さを特定する。具体的には、各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さは、当該収束シナリオに必要な各影響緩和機能の許容津波高さのうち、最も小さいものとなる。

④ クリフエッジ・エフェクト評価

①項にて特定した各起因事象のイベントツリーに対して、起因事象の発生及び各影響緩和機能の喪失による収束シナリオの変化を評価する。また、収束シナリオに変化を及ぼす起因事象の発生及び各影響緩和機能の喪失となる許容津波高さが、各クリフエッジ・エフェクトの津波高さとなる。

⑤ 特重施設等の導入によるリスク低減効果の確認

④項により得られた結果と第1回届出書におけるSFP燃料損傷防止対策の結果を基に、特重施設等の導入によるリスク低減効果について確認する。

ii 評価結果

① 影響緩和機能及び収束シナリオの特定

第1回届出書評価結果における津波高さ区分2(9.7m以上)で発生する起因事象である「原子炉補機冷却海水系の全喪失(SFP冷却機能喪失)」及び「外部電源喪失」について、別紙3.1.4.2.2(1)-13のとおり、影響緩和機能及び収束シナリオを特定した。

収束シナリオの特定においては、SFPの未臨界性が確保され、かつ、燃料が安定、継続的に冷却される状態に至るシナリオを収束シナリオ(冷却成功)とし、この状態に至らないシナリオを燃料の重大な損傷に至るシナリオ(SFP燃料損傷)とした。

なお、収束シナリオの詳細は以下のとおり。

・収束シナリオ①

起因事象発生の後、送水車を用いて海水をSFPに注入することにより安定、継続的な冷却が行われており、SFPにある燃料の重大な損傷に至る事態は回避される。

② 各影響緩和機能の喪失に係る許容津波高さの特定

①項にて抽出した各影響緩和機能について、フロントライン系とそれに必要なサポート系の関連を整理するとともに、各々の機能喪失を引き起こす設備等の許容津波高さの評価結果を用いて、各影響緩和機能の喪失に係る許容津波高さを別紙3.1.4.2.2(1)-14のとおり特定した。

③ 各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さの特定

「原子炉補機冷却海水系の全喪失(SFP冷却機能喪失)」及び「外部電源喪失」の収束シナリオ①の機能喪失に係る

許容津波高さについて、別紙 3.1.4.2.2(1)-15 のとおり特定した。

④ クリフエッジ・エフェクト評価

第 1 回届出書評価結果における津波高さ区分 2 (9.7m 以上) では、「原子炉補機冷却海水系の全喪失 (SFP 冷却機能喪失)」に加えて津波高さ 9.7m 以上で「外部電源喪失」の起因事象が新たに発生し、その収束シナリオは①の 1 種類となる。

そして、津波高さ 23.0m 以上で収束シナリオ①が機能喪失することで、全ての収束シナリオが機能喪失することとなる。(別紙 3.1.4.2.2(1)-17 参照)

ここで、「3.1.4.1.2(1) 各評価項目に対する共通的な前提条件及び留意事項」の d 項を踏まえ、発電用原子炉及び使用済燃料ピットが同時に影響を受けると想定すると、既に「3.1.4.2.2(1)b. ii 評価結果」にて評価した格納容器損傷防止策のクリフエッジである津波高さ 15.8m を超える場合には、環境線量が極めて高くなり使用済燃料ピット損傷防止対策である送水車による海水注水の実施が困難になることが予想される。したがって、使用済燃料ピット損傷防止対策のクリフエッジは、格納容器損傷防止対策のクリフエッジと同じ津波高さ 15.8m と特定した。

⑤ 特重施設等の導入によるリスク低減効果の確認

別紙 3.1.4.2.2(1)-16 に第 1 回届出書における SFP 燃料損傷防止対策の結果を示す。同シナリオでは収束シナリオが 1 つあり、津波高さ 23m 以上で送水車による海水注水機能が喪失し、SFP 燃料損傷に至る。ただし、格納容器損傷防止対策のクリフエッジである津波高さ 23m を超える場合には環境線量が極めて高くなり SFP 燃料損傷防止対策である送水車による海水注水の実施が困難になることが予想されることから、格納容器損傷防止対策のクリフエッジ

と同じ津波高さ **11.4m** を S F P 燃料損傷防止対策のクリフエッジとして特定している。

一方で、特重施設等を考慮した今回の評価結果においては、特重施設等の導入によって追加された収束シナリオはなかった。また、S F P 燃料損傷防止対策においては特重施設等の緩和策に期待できないが、格納容器損傷防止対策のクリフエッジ津波高さが **11.4m** から **15.8m** に向上したことにより、S F P 燃料損傷防止対策のクリフエッジ津波高さも **11.4m** から **15.8m** に向上した。

以上より、特重施設等の導入により収束シナリオ数の変化は認められなかったものの、クリフエッジ津波高さは **11.4m** から **15.8m** に向上した。

(2) 遷上解析による検証

クリフエッジ高さの津波を想定した遷上解析を行うことで、発電所敷地内における津波の流況を評価し、プラントに及ぼす影響について確認を行った。なお、「(1) 津波単独の評価」の結果、起因事象を引き起こす設備のうち、最も許容津波高さが低いものが海水ポンプであることを踏まえて、敷地への遷上経路の入口にあたり、基準津波の評価地点でもある 3, 4 号機海水ポンプ室前での津波高さをクリフエッジ津波高さとして評価した。

a. 炉心損傷防止対策

(a) 遷上解析で考慮する津波の設定

発電所敷地内における津波の遷上状況を分析するため、津波高さがクリフエッジ津波高さである E.L.+11.4m（建屋シール高さに該当）となる仮想的な津波を入力条件として設定した。

津波の波源は基準津波と同じ、若狭海丘列付近断層と隱岐トラフ海底地すべり（エリア B）の重畠とし、発電所に到来する津波高さが 3, 4 号機海水ポンプ室前で E.L.+11.4m となるように基準津波の波形を比例倍して、遷上解析で考慮する津波を設定した。

津波の計算は非線形長波理論に基づき、平面二次元の差分法を用いて数値シミュレーションを行った。数値シミュレーションの計算条件を第 3.1.4.2.2.1 表、計算格子分割を第 3.1.4.2.2.1 図に示す。また、遷上解析で想定する入力津波の時刻歴波形を第 3.1.4.2.2.2 図に示す。

(b) 敷地周辺の遷上・浸水域の評価結果

遷上解析結果のうち、第 3.1.4.2.2.3 図に最高水位分布を、第 3.1.4.2.2.4 図に最大浸水深分布を、第 3.1.4.2.2.5 図に 3, 4 号機建屋周辺で遷上波の高さが最大となる時刻付近の流速ベクトル分布を示す。

遷上波は 4 号機建屋及び特重建屋には到達しない結果とな

った。

(c) クリフエッジシナリオへの影響の評価

津波に対する安全裕度評価の結果においては、一様に広がる津波が水密扉及び貫通部止水処置等の施工高さである E.L. + 11.4m 以下である場合には、クリフエッジシナリオを収束させるための建屋内機器のタービン動補助給水ポンプや電気盤が浸水・水没することなく、炉心損傷や格納容器損傷を防止できることを確認している。上記における遡上解析の結果、3, 4号機海水ポンプ室前で E.L.+11.4m の津波が発電所に到達した場合、遡上波は4号機建屋には到達せず、遡上波は水密扉及び貫通部止水処置等の施工高さである E.L. + 11.4m を上回らないことを確認した。

① 建屋内機器への影響

建屋内機器への影響確認として、遡上波の建屋浸水対策への影響及び漂流物による影響について評価を行った。

a) 建屋浸水対策への影響

前述のように、4号機建屋周辺に遡上波は到達しないことから、遡上波による水密扉及び貫通部止水処置の建屋浸水対策への影響はない。

b) 漂流物による影響

前述のように、4号機建屋及び特重建屋周辺に遡上波は到達しないことから、漂流物による建屋内機器への影響はない。

② 屋外機器への影響

一方、クリフエッジシナリオを収束させるための機器は屋外にも設置されていることから、屋外機器に対する遡上波の影響について評価を行った。結果については、第3.1.4.2.2.7 図のとおり、クリフエッジシナリオを収束させるための屋外機器が浸水の影響を受けないエリアに設置又は保管されていることから、影響はない。

なお、「3.1.4.2.2(1) 津波の単独評価」における「3.1.4.2.2.(1)a.(a) ii 評価結果」、「3.1.4.2.2.(1)a.(b) ii 評価結果」、「3.1.4.2.2.(1)b. ii 評価結果」及び「3.1.4.2.2.(1)c. ii 評価結果」を踏まえて整理した防護すべき屋外機器（第 3.1.4.2.2.7 図）のうち、エリア b に保管されている「軽油ドラム缶」は津波遡上の影響を受ける。ただし、「軽油ドラム缶」についてはエリア h に同機器が保管されており、当該エリアは津波遡上の影響を受けないため、その健全性を維持できる。

「3.1.4.2.2 津波」及び「3.1.4.2.3 地震と津波の重畠事象」並びに「3.1.4.3.1 余裕時間に関する評価」における随伴事象の影響検討は、これらの評価結果を基に行う。

③ アクセスルート復旧開始時間への影響

アクセスルート復旧作業は事象発生直後から開始するが、そのうち津波冠水部については津波が敷地内から引いた後に復旧作業を開始する。第 3.1.4.2.2.6 図のとおり、津波冠水部となる取水場所及びアクセスルートの最低敷地高さ(E.L.+8.0m)での津波水位は、事象発生から約 2 時間後においてほぼ地表面高さに戻っている。

したがって、「3.1.4.3.1 余裕時間に関する評価」においては、津波冠水部のアクセスルート復旧作業を実施しない時間を、この考察を踏まえて設定する。

b. 格納容器損傷及び使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策

(a) 遷上解析で考慮する津波の設定

発電所敷地内における津波の遷上状況を分析するため、津波高さがクリフェッジ津波高さである E.L.+15.8m となる仮想的な津波を入力条件として設定した。

津波の波源は基準津波と同じ、若狭海丘列付近断層と隱岐トラフ海底地すべり（エリアB）の重畠とし、発電所に到来する津波高さが3, 4号機海水ポンプ室前で E.L.+15.8m となるように基準津波の波形を比例倍して、遷上解析で考慮する津波を設定した。

津波の計算は非線形長波理論に基づき、平面二次元の差分法を用いて数値シミュレーションを行った。数値シミュレーションの計算条件及び計算格子分割は a.(a)項の条件と同一とする。また、遷上解析で想定する入力津波の時刻歴波形を第3.1.4.2.2.8図に示す。

(b) 敷地周辺の遷上・浸水域の評価結果

遷上解析結果のうち、第3.1.4.2.2.9図に最高水位分布を、第3.1.4.2.2.10図に最大浸水深分布を、第3.1.4.2.2.11図に3, 4号機建屋周辺で遷上波の高さが最大となる時刻付近の流速ベクトル分布を示す。

遷上波は4号機建屋及び特重建屋には到達しない結果となった。

(c) クリフェッジシナリオへの影響の評価

津波に対する安全裕度評価の結果においては、一様に広がる津波が E.L.+15.8m 以下である場合には、クリフェッジシナリオを収束させるための建屋内機器の格納容器隔離弁や電気盤が浸水・水没することなく、格納容器損傷を防止できることを確認している。上記における遷上解析の結果、3, 4号機海水ポンプ室前で E.L.+15.8m の津波が発電所に到達した場合、遷上波は4号機建屋及び特重建屋には到達せず、遷

上波は E.L.+15.8m を上回らないことを確認した。

① 建屋内機器への影響

建屋内機器への影響確認として、遡上波の建屋浸水対策への影響及び漂流物による影響について評価を行った。

a) 建屋浸水対策への影響

前述のように、4号機建屋周辺に遡上波は到達しないことから、遡上波による水密扉及び貫通部止水処置の建屋浸水対策への影響はない。

b) 漂流物による影響

前述のように、4号機建屋及び特重建屋周辺に遡上波は到達しないことから、漂流物による建屋内機器への影響はない。

② 屋外機器への影響

クリフエッジシナリオを収束させるための機器は屋外に設置されていないことから、影響はない。

③ アクセルルート復旧開始時間への影響

クリフエッジシナリオを収束させるための機器は屋外に設置されておらず、特重建屋には常時要員が待機しており、アクセルルートを使用していないことから、影響はない。

第 3.1.4.2.2.1 表 数値シミュレーションの主な計算条件

項目	計算条件
計算時間間隔	0.1 秒
計算領域	大飯発電所周辺（南北約 49.5km、東西約 88.2km）
格子分割サイズ	150m→50m→25m→12.5m→6.25m
基礎方程式	非線形長波理論式及び連続式（後藤・小川（1982））
境界条件	沖側境界：自由透過の条件（後藤・小川（1982）） 陸側境界：完全反射条件（敷地外） 海上条件（敷地内）
潮位条件	E.L.+0.49m（朔望平均満潮位）
海底摩擦係数	マニングの粗度係数 $n=0.030m^{-1/3} \cdot s$ （土木学会（2016））
水平渦動粘性係数	0.0m ² /s
地殻変動量	考慮しない
計算時間	地震発生後 3 時間まで

基礎方程式：非線形長波理論式及び連続式（後藤・小川（1982））

$$\frac{\partial \eta}{\partial t} + \frac{\partial M}{\partial x} + \frac{\partial N}{\partial y} = 0$$

$$\frac{\partial M}{\partial t} + \frac{\partial}{\partial x} \left(\frac{M^2}{D} \right) + \frac{\partial}{\partial y} \left(\frac{MN}{D} \right) + gD \frac{\partial \eta}{\partial x} - K_h \left(\frac{\partial^2 M}{\partial x^2} + \frac{\partial^2 M}{\partial y^2} \right) + \frac{gn^2}{D^{7/3}} M \sqrt{M^2 + N^2} = 0$$

$$\frac{\partial N}{\partial t} + \frac{\partial}{\partial x} \left(\frac{MN}{D} \right) + \frac{\partial}{\partial y} \left(\frac{N^2}{D} \right) + gD \frac{\partial \eta}{\partial y} - K_h \left(\frac{\partial^2 N}{\partial x^2} + \frac{\partial^2 N}{\partial y^2} \right) + \frac{gn^2}{D^{7/3}} N \sqrt{M^2 + N^2} = 0$$

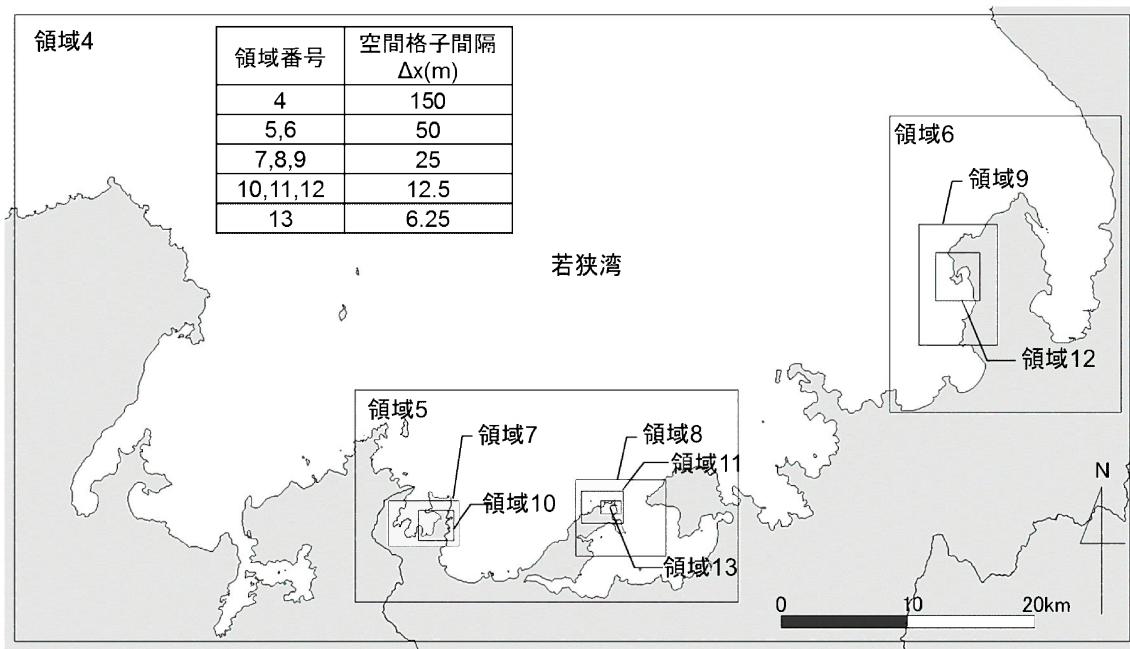
ここに、t : 時間、x、y : 平面座標、

η : 静水面から鉛直上方にとった水位変動量、

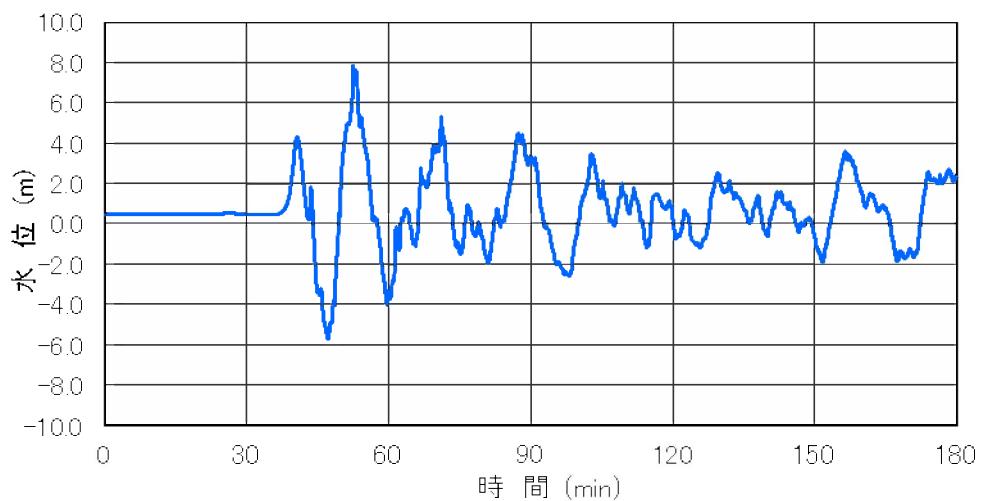
M : x 方向の線流量、N : y 方向の線流量、h : 静水深、

D : 全水深(D=h+η)、g : 重力加速度、

K_h : 水平渦動粘性係数、n : マニングの粗度係数



第 3.1.4.2.2.1 図 数値シミュレーションの計算格子分割

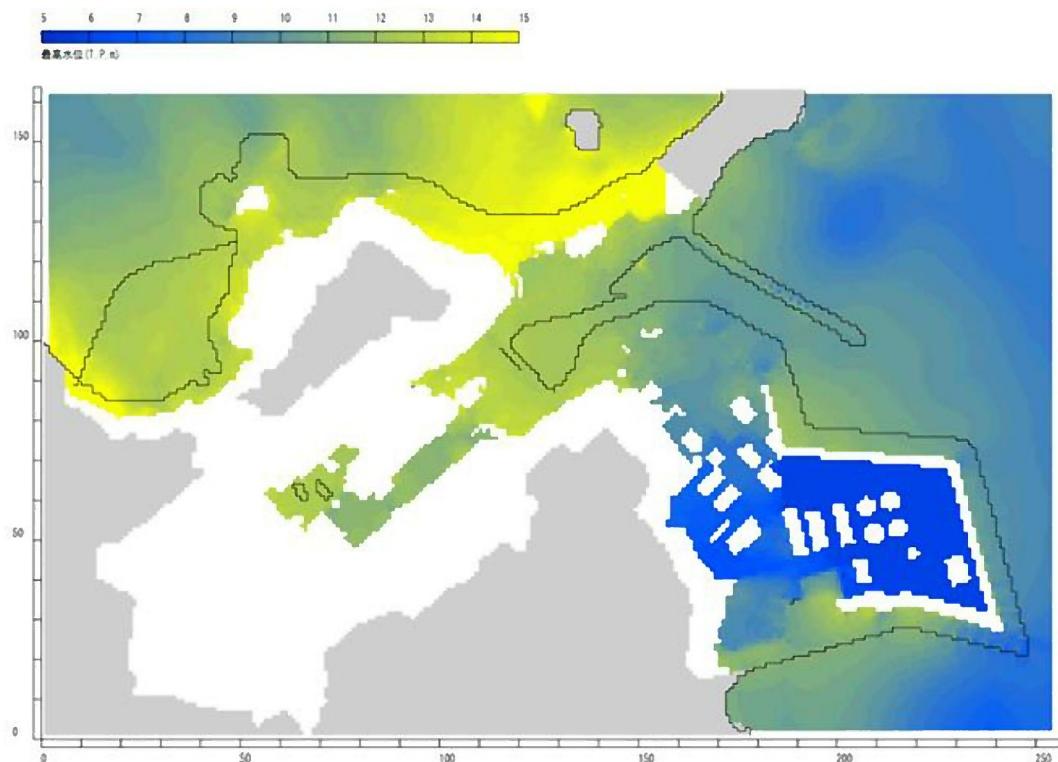


第 3.1.4.2.2.2 図 邋上解析で想定する入力津波の時刻歴波形

(鋸崎から約 1km 離れた海域 (水深 40m 地点))

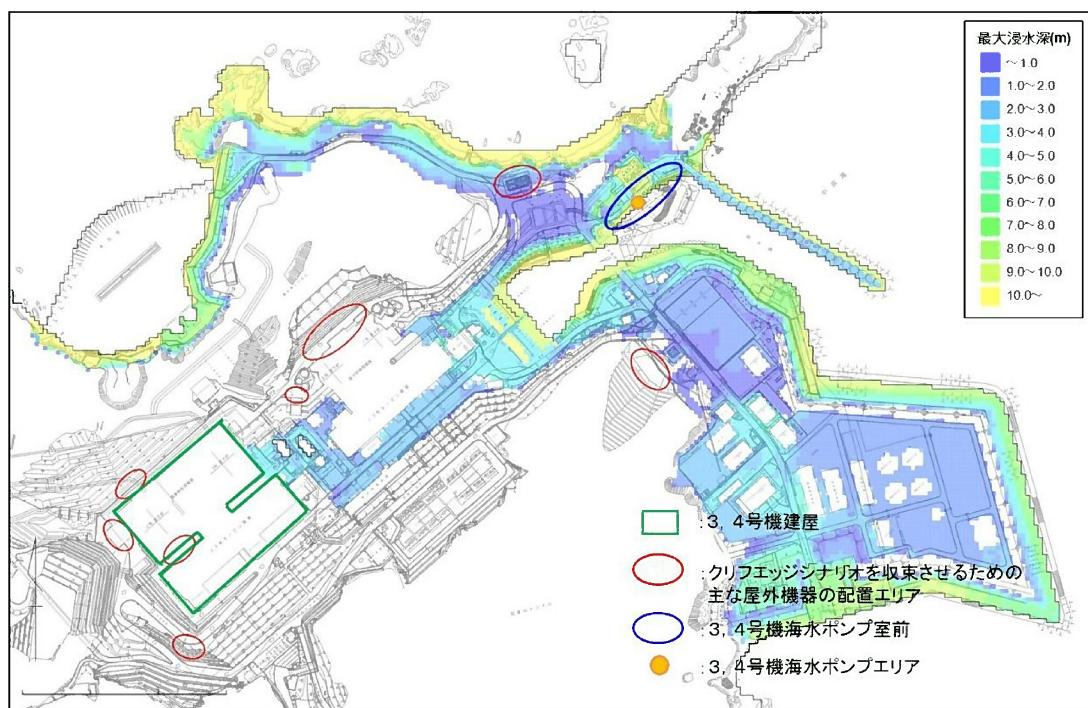
(3, 4 号機海水ポンプ室前潮位 : E.L.11.4m)

(初期潮位 : E.L. + 0.49m)



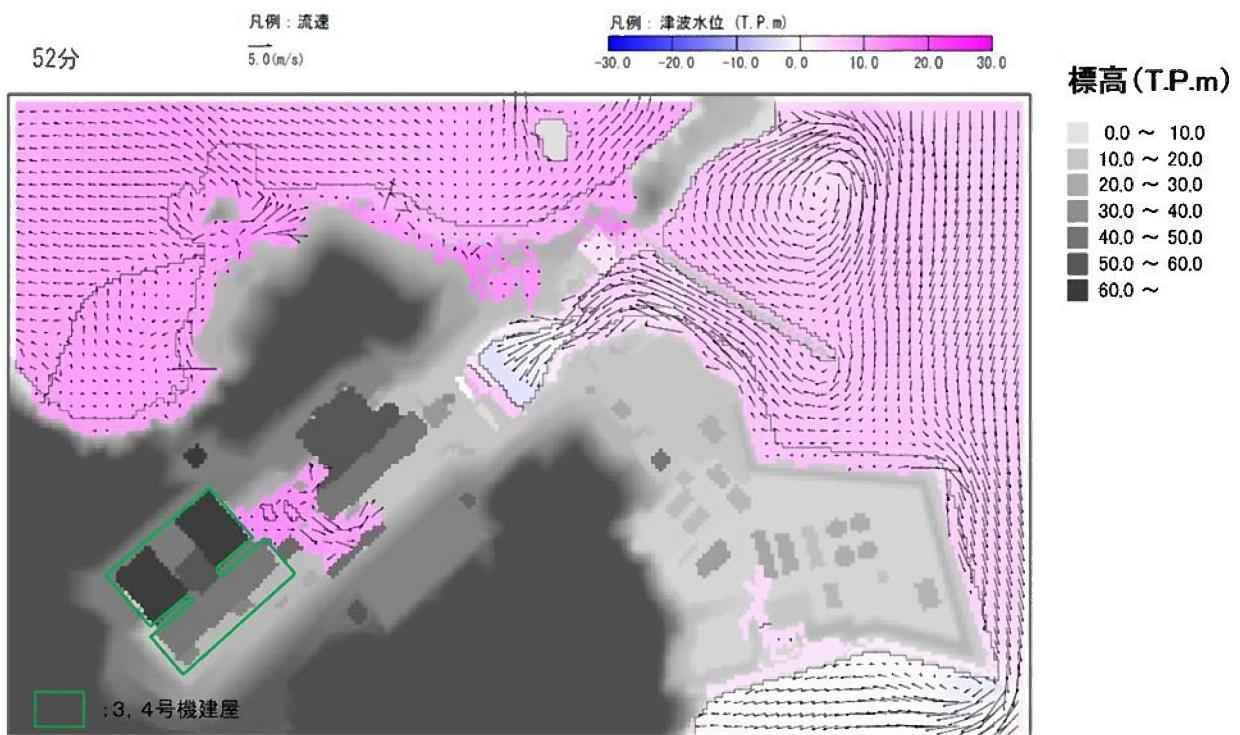
第 3.1.4.2.2.3 図 最高水位分布

(3 , 4 号機海水ポンプ室前潮位 : E.L.+11.4m)

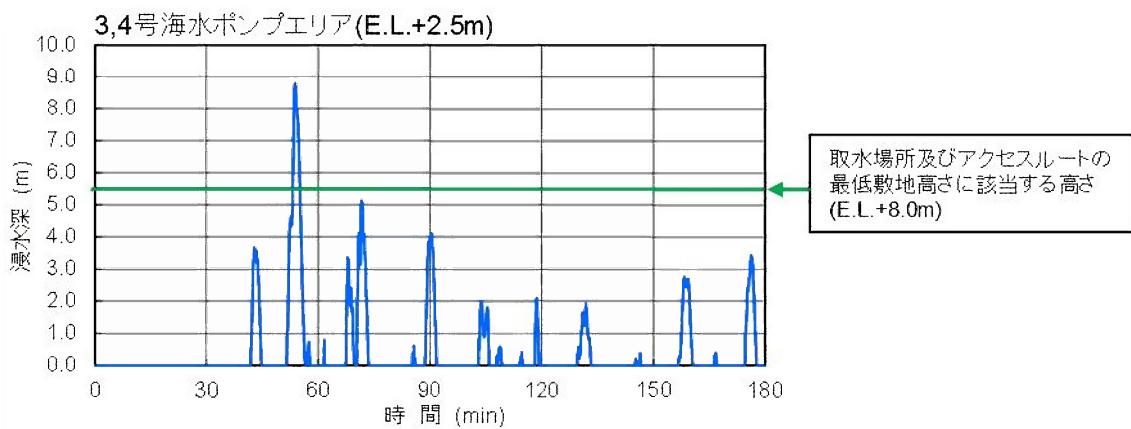


第 3.1.4.2.2.4 図 最大浸水深分布

(3 , 4 号機海水ポンプ室前潮位 : E.L.+11.4m)



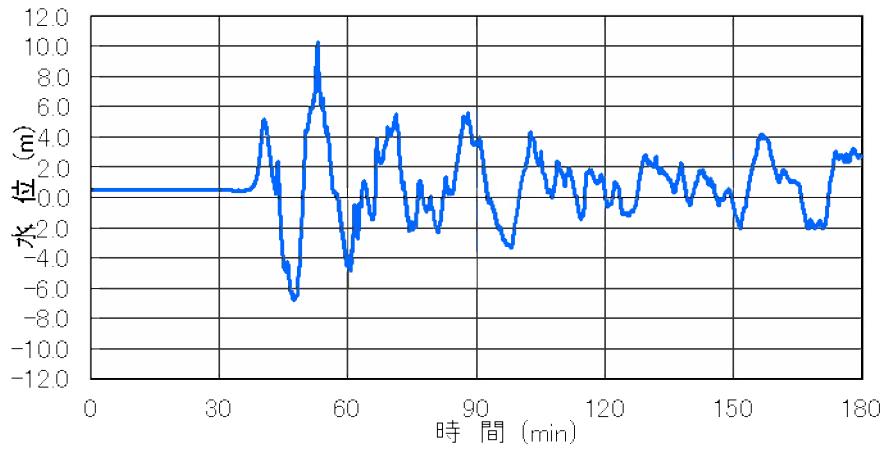
第 3.1.4.2.2.5 図 流速ベクトル分布
(3 , 4 号機海水ポンプ室前潮位 : E.L.+11.4m)



第 3.1.4.2.2.6 図 3 , 4 号機海水ポンプエリア (E.L.+2.5m)
の津波水位変化

参考資料に記載する。

第 3.1.4.2.2.7 図 防護すべき設備等の配置場所

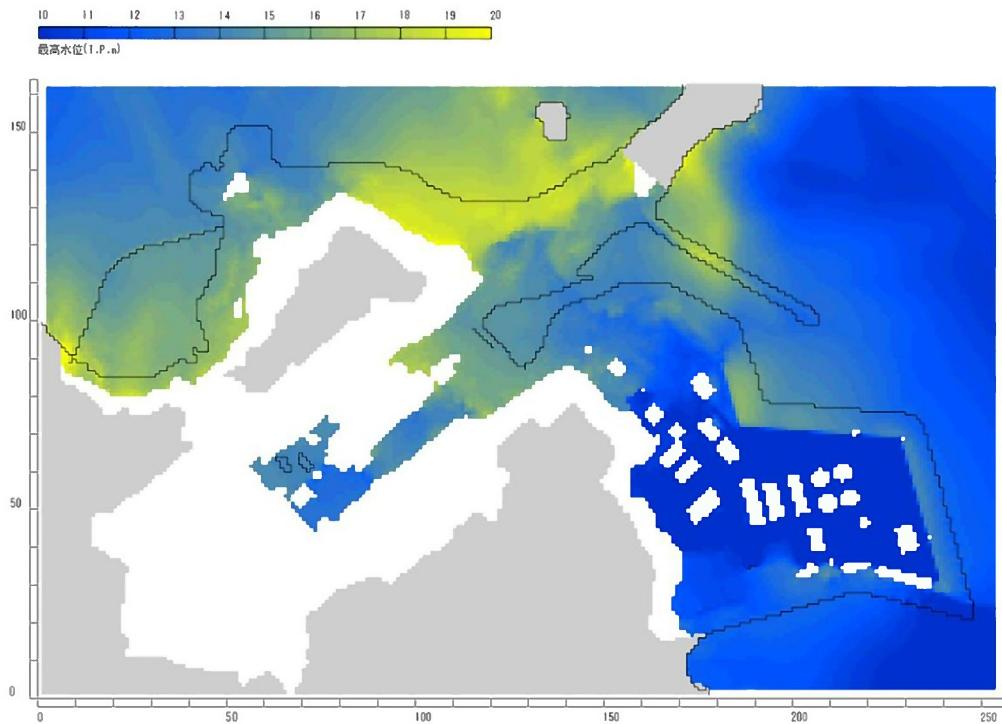


第 3.1.4.2.2.8 図 邋上解析で想定する入力津波の時刻歴波形

(鋸崎から約 1km 離れた海域 (水深 40m 地点))

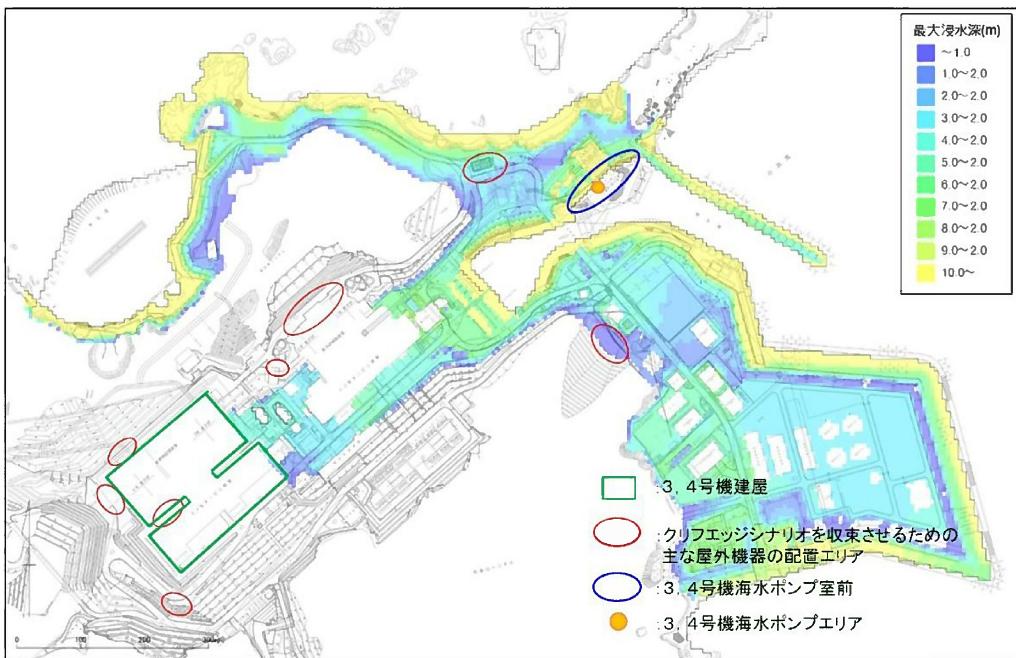
(3 , 4 号機海水ポンプ室前潮位 : E.L.+15.8m)

(初期潮位 : E.L. + 0.49m)

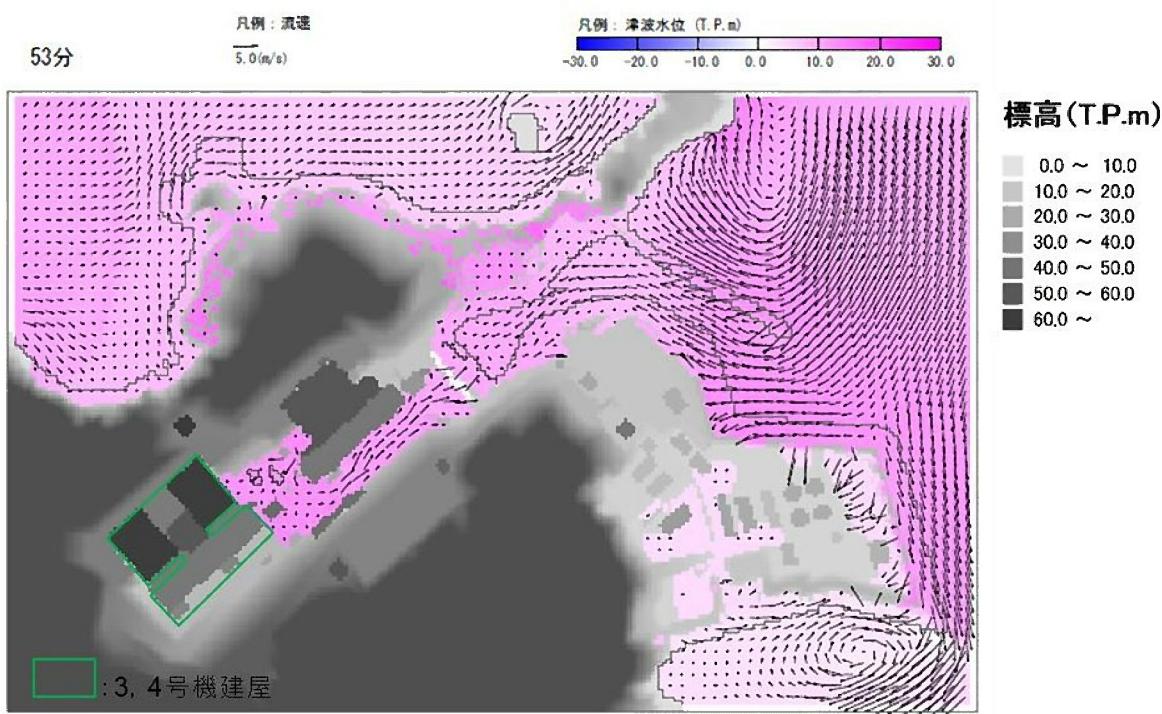


第 3.1.4.2.2.9 図 最高水位分布

(3 , 4 号機海水ポンプ室前潮位 : E.L.+15.8m)



第 3.1.4.2.2.10 図 最大浸水深分布
(3 , 4 号機海水ポンプ室前潮位 : E.L.+15.8m)



第 3.1.4.2.2.11 図 流速ベクトル分布
(3 , 4 号機海水ポンプ室前潮位 : E.L.+15.8m)

(3) クリフエッジ津波高さの決定

a. 炉心損傷防止対策

「(1) 津波単独の評価」では、水面が平らである仮想的な津波でクリフエッジ津波高さを評価した。その結果、炉心損傷、格納容器損傷及び使用済燃料ピットの燃料損傷のクリフエッジ津波高さは、建屋シール高さである **11.4m** と特定された。

「(2) 遷上解析による検証」では、上記の評価結果に対して遷上の影響を確認し、起因事象を引き起こす設備のうち最も許容津波高さが低いものが海水ポンプであることを踏まえて、敷地への遷上経路の入口にあたり、基準津波の評価地点でもある 3, 4 号機海水ポンプ室前での津波高さをクリフエッジ津波高さとして評価した。その結果、**11.4m** の津波が発電所に到達した場合、4号機建屋への遷上波は建屋シール高さである **11.4m** を上回らないことを確認した。さらに、遷上波による建屋内機器への影響、屋外機器への影響がないことについても確認した。

以上より、「(1) 津波単独の評価」でのクリフエッジ津波高さ **11.4m** を炉心損傷及び使用済燃料ピットの燃料損傷のクリフエッジ津波高さとする。

b. 格納容器損傷及び使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策

「(1) 津波単独の評価」では、水面が平らである仮想的な津波でクリフエッジ津波高さを評価した。その結果、炉心損傷、格納容器損傷及び使用済燃料ピットの燃料損傷のクリフエッジ津波高さは、建屋シール高さである 15.8m と特定された。

「(2) 遷上解析による検証」では、上記の評価結果に対して遷上の影響を確認し、起因事象を引き起こす設備のうち最も許容津波高さが低いものが海水ポンプであることを踏まえて、敷地への遷上経路の入口にあたり、基準津波の評価地点でもある 3, 4 号機海水ポンプ室前での津波高さをクリフエッジ津波高さとして評価した。その結果、15.8m の津波が発電所に到達した場合、4 号機建屋への遷上波は 15.8m を上回らないことを確認した。さらに、遷上波による建屋内機器への影響がないことについても確認した。

以上より、「(1) 津波単独の評価」でのクリフエッジ津波高さ 15.8m を格納容器損傷のクリフエッジ津波高さとする。

(4) 津波単独の評価に対する随伴事象の影響

a. 津波随伴外部火災

(a) 炉心損傷防止対策、格納容器損傷防止対策及び使用済燃料

ピットの燃料損傷防止対策への影響

津波随伴外部火災については、2017年5月24日、2020年2月26日に許可を受けた原子炉設置（変更）許可申請（以下、「設置許可」という。）及び2017年8月25日に認可を受けた工事計画変更認可申請、2021年8月24日に認可を受けた設計及び工事の計画の認可申請（以下、「工認」という。）において想定されている火災に対して、津波随伴の観点で火災源を選定する。

次に、「3.1.4.2.2(1) 津波単独の評価」を踏まえて特定される、炉心損傷防止対策、格納容器損傷防止対策及び使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策に対するクリフエッジを回避するために必要な緩和設備等を選定し、屋外設備等、屋内設備等及びアクセスルートに対する外部火災の影響を評価する。

1) 評価方法

1-1) 津波随伴外部火災として想定する火災源の選定

発電所敷地内（屋外）の火災源としては、設置許可及び工認においては、森林火災、発電所敷地内に存在する危険物タンク火災、航空機墜落による火災及び発電所港湾内に入港する船舶の火災が想定されている。

ここで、森林火災については工認で種々の評価条件を最も保守的に設定した評価を基に防火帯を設けており、仮に津波随伴外部火災が発生したとしても、工認での評価条件に包絡されると考えられる。また航空機墜落による火災については、その性質上、津波起因で起こらないと考えられる。したがって、森林火災及び航空機墜落による火災については火災源として選定しない。

一方、大飯発電所構内に存在する危険物タンクについ

ては、クリフエッジ津波高さ以下に設置されているものは遡上した津波により損傷し、内包する油が流出する可能性があるため、火災源として選定することとする。ただし、地下に埋設されたタンクについては津波により損傷しないため、火災源としては選定しない。

また、発電所港湾内に入港する船舶についても、津波により損傷し、内包する油が流出する可能性があるため、火災源として選定することとする。

上記より発電所敷地内（屋外）の火災源については、具体的には以下のものを選定した。

[発電所敷地内に存在する危険物タンクと燃料保有量]

- ・海生物焼却炉燃料タンク（重油、30kℓ）

[発電所港湾内に入港する船舶]

- ・発電所港湾内に入港する大型輸送船（重油、560kℓ）

1-2) 防護すべき設備等の選定

「3.1.4.2.2(1) 津波単独の評価」における、「3.1.4.2.2(1)a.(a) ii 評価結果」、「3.1.4.2.2(1)a.(b) ii 評価結果」、「3.1.4.2.2(1)b. ii 評価結果」及び「3.1.4.2.2(1)c. ii 評価結果」を踏まえて特定される、クリフエッジを回避するために必要な緩和設備等をまとめると、別紙3.1.4.2.2(4)a-1のとおり整理された。

2) 評価結果

1-1)項で特定された外部火災源が遡上した津波により損傷し、内包する油が流出した場合、火災の発生箇所を特定することは難しいため、津波評価での「3.1.4.2.2(2) 遡上解析による検証」で特定される津波の遡上域において火災が発生することとした場合の、屋外設備等、屋内設備等及びアクセスルートに対する外部火災の影響を評価した。

屋外の防護すべき設備等については、保管場所の敷地高

さが津波遡上高さに比べて十分に高い、3，4号機背面及び1，2号機背面に保管されている設備を使用することで、別紙3.1.4.2.2(4)a-1に示す必要数量を確保可能である。

また、屋内の防護すべき設備等が設置されている建屋については、津波評価での「3.1.4.2.2(2) 遡上解析による検証」を踏まえると、建屋は津波遡上波により浸水が生じないため津波随伴外部火災の影響はなく、建屋の健全性は確保できる。

アクセスルートへの外部火災の影響を確認した結果、消火活動に必要な設備であるポンプ車、泡原液搬送車、小型動力ポンプ付水槽車は、第3.1.4.2.2.12図で示す配置図の通り、保管場所の敷地高さが津波遡上高さに比べて十分に高い、3，4号機背面及び1，2号機背面に保管されおり、また「大飯発電所 防火管理所達」において、消火活動に必要な手順が整備されていることから、適切な消火活動を行えることを確認した。

以上より、クリフエッジを回避するために必要な緩和設備及びアクセスルートに対する外部火災の影響がないことを確認した。

参考資料に記載する。

第 3.1.4.2.2.12 図 防護すべき設備等の配置場所

参考資料に記載する。

各起因事象における収束シナリオ（津波：出力運転時炉心損傷（区分2））
起因事象：原子炉補機冷却海水系の全喪失及び外部電源喪失

参考資料に記載する。

フロントライン系とサポート系の関連表（津波：出力運転時炉心損傷（区分2））

起因事象：原子炉補機冷却海水系の全喪失及び外部電源喪失

参考資料に記載する。

各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さ及びクリフェッジ評価（津波：出力運転時炉心損傷（区分2）
起因事象：原子炉補機冷却海水系の全喪失及び外部電源喪失

参考資料に記載する。

第1回届出書における出力運転時炉心損傷防止対策の結果
起因事象：原子炉補機冷却海水系の全喪失及び外部電源喪失

参考資料に記載する。

各起因事象における収束シナリオ（津波：運転停止時炉心損傷（区分2））
起因事象：原子炉補機冷却海水系の全喪失及び外部電源喪失

		フロントライン系					
		影響緩和機能	空冷式非常用発電装置からの給電	恒設代替低圧注水ポンプによる炉心への注水	大容量ポンプによる補機冷却	高圧注入による再循環炉心冷却(海水冷却)	格納容器内自然対流冷却による格納容器除熱(海水冷却)
		設備	タンクローリー	4AM用代替再循環ライン第1電動弁	4A+C原子炉補機冷却水供給母管連絡弁	4B高圧注入ポンプ	4A+C原子炉補機冷却水供給母管連絡弁
サポート系	影響緩和機能	設備		14m	11.4m	11.4m	11.4m
	6.6kV AC電源	メタルクラッズスイッチギア	15.8m	○	○	○	○
	440V AC電源	パワーセンタ	15.8m		○	○	○
	125V DC電源	充電器盤	15.8m	○			○
	115V AC電源	計装用分電盤	15.8m	○	○	○	○
	バッテリー	4号機 A蓄電池	15.8m	○			
	空冷式非常用発電装置	タンクローリー	14m		○		
	大容量ポンプ	4A+C原子炉補機冷却水供給母管連絡弁	11.4m			●	●
	再循環切替	対象無し	対象無し			○	
RWSP			4充てんポンプ入口燃料取替用水ピット側補給弁A	11.4m	●		
影響緩和機能の許容津波高さ				14m	11.4m	11.4m	11.4m

○: フロントライン系の機能に必要なサポート系であることを示す

●: ○に該当する項目のうち、各緩和機能のうち最も許容津波高さの小さい項目であることを示す

フロントライン系とサポート系の関連表（津波：運転停止時炉心損傷（区分2））

起因事象：原子炉補機冷却海水系の全喪失及び外部電源喪失

参考資料に記載する。

各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さ及びクリフェッジ評価（津波：運転停止時炉心損傷（区分2））
起因事象：原子炉補機冷却海水系の全喪失及び外部電源喪失

参考資料に記載する。

第1回届出書における運転停止時炉心損傷防止対策の結果
起因事象：原子炉補機冷却海水系の全喪失及び外部電源喪失

参考資料に記載する。

各起因事象における収束シナリオ（津波：出力運転時格納容器損傷（区分2））
起因事象：原子炉補機冷却海水系の全喪失及び外部電源喪失（中高圧事象）

参考資料に記載する。

フロントライン系とサポート系の関連表（津波：出力運転時格納容器損傷（区分2））

起因事象：原子炉補機冷却海水系の全喪失及び外部電源喪失（中高圧事象）

参考資料に記載する。

各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さ及びクリフェッジ評価
(津波：出力運転時格納容器損傷（区分2）)
起因事象：原子炉補機冷却海水系の全喪失及び外部電源喪失（中高圧事象）

参考資料に記載する。

第1回届出書における格納容器損傷防止対策の結果
起因事象：原子炉補機冷却海水系の全喪失及び外部電源喪失（中高圧事象）

参考資料に記載する。

各起因事象における収束シナリオ（津波：S F P燃料損傷（区分2）
起因事象：原子炉補機冷却海水系の全喪失及び外部電源喪失

			フロントライン系	
サポート系	影響緩和機能		送水車による SFP注水(海水)	
	設備		軽油ドラム缶	
	関連するサポート系なし		23m	
	影響緩和機能の許容津波高さ		23m	

フロントライン系とサポート系の関連表（津波：SFP燃料損傷（区分2））

起因事象：原子炉補機冷却海水系の全喪失及び外部電源喪失

参考資料に記載する。

各収束シナリオの機能喪失に係る許容津波高さ及びクリフェッジ評価（津波：SFP燃料損傷（区分2）
起因事象：原子炉補機冷却海水系の全喪失及び外部電源喪失

参考資料に記載する。

第1回届出書におけるSFP燃料損傷防止対策の結果
起因事象：原子炉補機冷却海水系の全喪失及び外部電源喪失

評価対象	津波高さ区分	イベントツリーの起因事象	クリフェッジ・エフェクトを引き起こす津波高さ	クリフェッジ・エフェクト	各クリフェッジ・エフェクトを引き起こす機器	収束シナリオ			備考
						機能喪失した収束シナリオ	機能する収束シナリオ	機能する収束シナリオ数	
運転出力時炉心損傷	区分2 (9.7~15.8m未満)	原子炉補機冷却海水系の全喪失 外部電源喪失	9.7m	外部電源喪失	常用系メタルクラッドスイッチギア	—	①~③	3	—
			11.4m	補助給水系による蒸気発生器への給水(ターピン動)機能等の喪失	建屋シール	①~③	—	0	クリフェッジ
運転停止時炉心損傷	区分2 (9.7~11.4m未満)	原子炉補機冷却海水系の全喪失 外部電源喪失	9.7m	外部電源喪失	常用系メタルクラッドスイッチギア	—	①	1	—
			11.4m	恒設代替低圧注水ポンプによる炉心への注水機能等の喪失	建屋シール	①	—	0	—
	区分3 (11.4~15.8m未満)	原子炉補機冷却海水系の全喪失 外部電源喪失 余熱除去機能喪失 水位維持失敗 反応度の誤投入 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能喪失(CV外)	11.4m	余熱除去機能喪失 水位維持失敗 反応度の誤投入 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能喪失(CV外)	建屋シール	—	—	—	クリフェッジ
格納容器損傷	区分2 (9.7~15.8m未満)	原子炉補機冷却海水系の全喪失 外部電源喪失	11.4m	炉心損傷 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器スプレイ機能等の喪失	建屋シール	①~⑤	⑥	1	—
			15.8m	代替交流電源からの給電	安全系メタルクラッドスイッチギア	⑥	—	0	—
	区分3 (15.8m以上)	原子炉補機冷却海水系の全喪失 外部電源喪失 炉心損傷直結 CV機能喪失直結	15.8m	CV機能喪失直結	安全系メタルクラッドスイッチギア	—	—	—	クリフェッジ
SFP燃料損傷	区分2 (9.7m以上)	原子炉補機冷却海水系の全喪失(SFP冷却機能喪失) 外部電源喪失	9.7m	外部電源喪失	常用系メタルクラッドスイッチギア	—	①	1	—
			23.0m	送水車による海水注水機能の喪失	軽油ドラム缶	①	—	0	クリフェッジの津波高さは格納容器損傷と同じ15.8m

津波におけるクリフェッジ・エフェクト評価

	防護すべき設備等	出力時 炉心損傷防止 (11.4m [※])	停止時 炉心損傷防止 (11.4m [※])	出力時 CV損傷防止 (15.8m [※])	SFP損傷防止 (15.8m [※])
屋内設備等	原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、制御建屋、中間建屋、特重建屋	○ 屋内設備の防護	○ 屋内設備の防護	○ 屋内設備の防護	○ 屋内設備の防護
屋外設備等	・空冷式非常用発電装置(2台)	○ 空冷式非常用発電装置からの給電	○ 空冷式非常用発電装置からの給電	—	—
	・送水車及びホース類(1式)	○ 送水車による復水ピットへの水源補給	—	—	○ 送水車によるSFP注水(海水)
	・可搬式代替低圧注水ポンプ(1台) ・可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車(1台) ・仮設組立式水槽(1台)	—	—	—	—
	・大容量ポンプ(1台)	○ 大容量ポンプによる補機冷却	○ 大容量ポンプによる補機冷却	—	—
	・ブルドーザ(1台)	○ アクセスルート確保	○ アクセスルート確保	—	○ アクセスルート確保
	・タンクローリ(1台) ・燃料油貯蔵タンク(非常用所内電源、空冷式非常用発電装置、可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車及び大容量ポンプ用) ・重油タンク(非常用所内電源、空冷式非常用発電装置、可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車及び大容量ポンプ用)	○ 燃料補給	○ 燃料補給	—	—
	・軽油ドラム缶(送水車用)	○ 燃料補給	—	—	○ 燃料補給

※: 遷上を考慮したクリフエッジ津波高さ

<凡例>

○: 期待する

—: シナリオ上期待しない

3.1.4.2.3 地震と津波の重畠事象

地震に伴い発生する津波を考えた場合、その地震と津波の大きさにはある程度の相関性があるものと考えられるが、それを定量的に示すには現段階でデータや知見等が十分ではなく、相関性を適切に考慮することは困難である。そのため、本評価においては、HCLPFと許容津波高さのパラメータは、相互に独立のものとして扱い、両パラメータの全ての組合せを考慮することとする。本方法による評価は、地震と津波に対しあらゆる大きさの組合せを考慮しており、相関性を考慮した場合に比べ、安全側の評価となる。

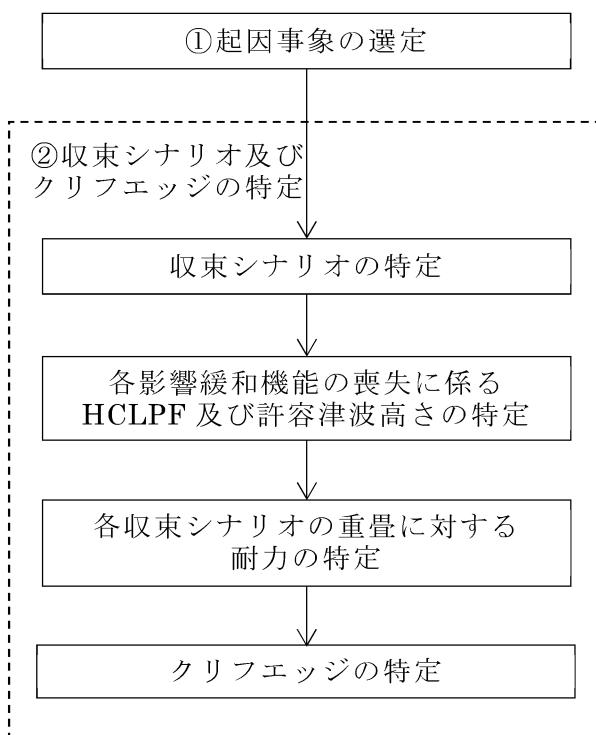
(1) 地震と津波の重畠事象の評価

a. 炉心損傷防止対策

(a) 出力運転時

i 評価方法

出力運転時の炉心損傷を防止するための措置について、以下の評価を実施する（第3.1.4.2.3.1図参照）。



第3.1.4.2.3.1図 クリフェッジの特定に係るフロー図
(地震と津波の重畠事象)

① 起因事象の選定

3.1.4.2.1(1)a.(a)項及び3.1.4.2.2(1)a.(a)項において実施した評価結果に基づき特定されたクリフエッジとしての地震加速度及び津波高さまでの範囲で、発生する各起因事象を選定する。具体的には、地震又は津波により引き起こされる起因事象に対する収束シナリオに対して、地震及び津波の影響を評価する。

また、選定された各起因事象発生や各影響緩和機能の喪失に係るH C L P F 又は許容津波高さについては、「3.1.4.2.1(1)a.(a) 出力運転時」又は「3.1.4.2.2(1)a.(a) 出力運転時」において評価した結果を用いる。

② 収束シナリオ及びクリフエッジの特定

① 項にて選定した各起因事象について、3.1.4.2.1(1)a.(a)項又は3.1.4.2.2(1)a.(a)項の検討において特定されている収束シナリオを対象に、各収束シナリオを成立させるための各影響緩和機能の喪失に係るH C L P F と許容津波高さのそれぞれの最小値を求め、それらの最小値の組合せを、当該収束シナリオに対する、地震及び津波への耐力として求める。その上で、全ての収束シナリオから、最も耐力を有するシナリオを抽出し、そのシナリオの耐力を地震と津波の重畳によるクリフエッジとして特定する。

ii 評価結果

① 起因事象の選定結果

3.1.4.2.1(1)a.(a)項ならびに3.1.4.2.2(1)a.(a)項の検討結果から、考慮すべき起因事象として、地震側の起因事象である「主給水流量喪失」、「外部電源喪失」、「主給水管破断」、「主蒸気管破断（主蒸気隔離弁上流）」、「主蒸気管破断（主蒸気隔離弁下流）」、「C V機能喪失直結」、「大破断L O C A」及び津波側の起因事象である「原子炉補

機冷却海水系の全喪失」、「外部電源喪失」を対象とした。

② 収束シナリオ及びクリフェッジの特定結果

(i) 地震による起因事象をベースとした評価

①項の各起因事象について、「3.1.4.2.1(1)a.(a) ii ③ クリフェッジ評価結果」で述べたように、「主給水流量喪失」と「外部電源喪失」は「外部電源喪失」に、「主給水管破断」、「主蒸気管破断（主蒸気隔離弁上流）」、「主蒸気管破断（主蒸気隔離弁下流）」は「主蒸気管破断（主蒸気隔離弁上流）」にまとめて評価をすることができる。そのため、本評価においては「外部電源喪失」と「主蒸気管破断（主蒸気隔離弁上流）」のイベントツリーを用いて、既に特定されている収束シナリオを対象に評価を行った。具体的には、第1回届出書の別紙3.1.4.2.1(1)-1 及び本届出書の別紙3.1.4.2.1(1)-1 で示した各起因事象に対するイベントツリーで示される全ての収束シナリオにおける各影響緩和機能の耐力として、HCLPF 及び許容津波高さの組合せの評価を行い、最も耐力を有するシナリオを抽出した（別紙3.1.4.2.3(1)-1 及び別紙3.1.4.2.3(1)-2 参照）。

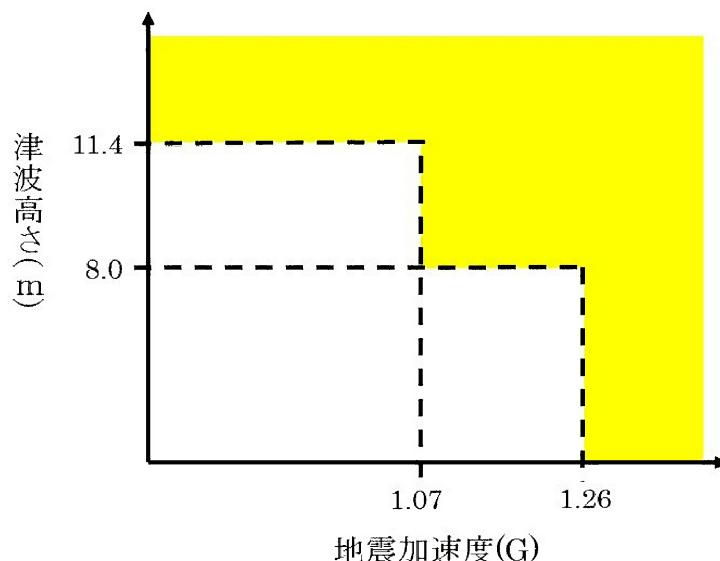
なお、「CV機能喪失直結」と「大破断LOCA」について、これらのうち「CV機能喪失直結」は影響緩和機能に期待せず直接炉心損傷に至るとみなすこと、また、その他の起因事象が同時に発生していることから、「CV機能喪失直結」のHCLPFである1.26G以上で、地震加速度に関わらず炉心損傷に至ると評価した。

(ii) 津波による起因事象をベースとした評価

①項の各起因事象について、地震との重畠を考慮するにあたっては、「外部電源喪失」の発生を想定することから、本評価においては、「原子炉補機冷却海水系の

全喪失」及び「外部電源喪失」のイベントツリーを用いて、既に特定されている収束シナリオを対象に評価を行った。具体的には、別紙 3.1.4.2.2(1)-1 で示した起因事象に対するイベントツリーで示される全ての収束シナリオにおける各影響緩和機能の耐力として、H C L P F 及び許容津波高さの組合せの評価を行い、最も耐力を有するシナリオを抽出した（別紙 3.1.4.2.3(1)-3 参照）。

(i)項、(ii)項の評価結果から、地震加速度 1.26G 以上、津波高さ 11.4m 以上及び地震加速度 1.07G 以上と津波高さ 8.0m 以上が重畠する領域では、炉心にある燃料の重大な損傷を回避する手段がなくなるため、その境界線がクリフエッジとして特定された（第 3.1.4.2.3.2 図参照）。



第 3.1.4.2.3.2 図 地震と津波の重畠に関するクリフエッジ評価結果
(出力運転時炉心)

(b) 運転停止時

i 評価方法

運転停止時の炉心損傷を防止するための措置について、以下の評価を実施する（第3.1.4.2.3.1図参照）。

① 起因事象の選定

3.1.4.2.1(1)a.(b)項及び3.1.4.2.2(1)a.(b)項において実施した評価結果に基づき特定されたクリフエッジとしての地震加速度及び津波高さまでの範囲で、発生する各起因事象を選定する。具体的には、地震又は津波により引き起こされる起因事象に対する収束シナリオに対して、地震及び津波の影響を評価する。

また、選定された各起因事象発生や各影響緩和機能の喪失に係るHCLPF又は許容津波高さについては、3.1.4.2.1(1)a.(b)項又は3.1.4.2.2(1)a.(b)項において評価した結果を用いる。

② 収束シナリオ及びクリフエッジの特定

①項にて選定した各起因事象について、3.1.4.2.1(1)a.(b)項又は3.1.4.2.2(1)a.(b)項の検討において特定されている収束シナリオを対象に、各収束シナリオを成立させるための各影響緩和機能の喪失に係るHCLPFと許容津波高さのそれぞれの最小値を求め、それらの最小値の組合せを、当該収束シナリオに対する、地震及び津波への耐力として求める。その上で、全ての収束シナリオから、最も耐力を有するシナリオを抽出し、そのシナリオの耐力を地震と津波の重畠によるクリフエッジとして特定する。

ii 評価結果

① 起因事象の選定結果

3.1.4.2.1(1)a.(b)項ならびに3.1.4.2.2(1)a.(b)項の検討結果から、考慮すべき起因事象として、地震側の起因事

象である「外部電源喪失」、「C V機能喪失直結」及び津波側の起因事象である「原子炉補機冷却海水系の全喪失」、「外部電源喪失」を対象とした。

② 収束シナリオ及びクリフエッジの特定結果

(i) 地震による起因事象をベースとした評価

①項の各起因事象について、「外部電源喪失」のイベントツリーを用いて、既に特定されている収束シナリオを対象に評価を行った。具体的には、別紙3.1.4.2.1(1)-5で示した起因事象に対するイベントツリーで示される全ての収束シナリオにおける各影響緩和機能の耐力として、H C L P F及び許容津波高さの組合せの評価を行い、最も耐力を有するシナリオを抽出した（別紙3.1.4.2.3(1)-4参照）。

なお、「C V機能喪失直結」は影響緩和機能に期待せず直接炉心損傷に至るとみなすことから、「C V機能喪失直結」のH C L P Fである1.26G以上で、地震加速度に関わらず炉心損傷に至ると評価した。

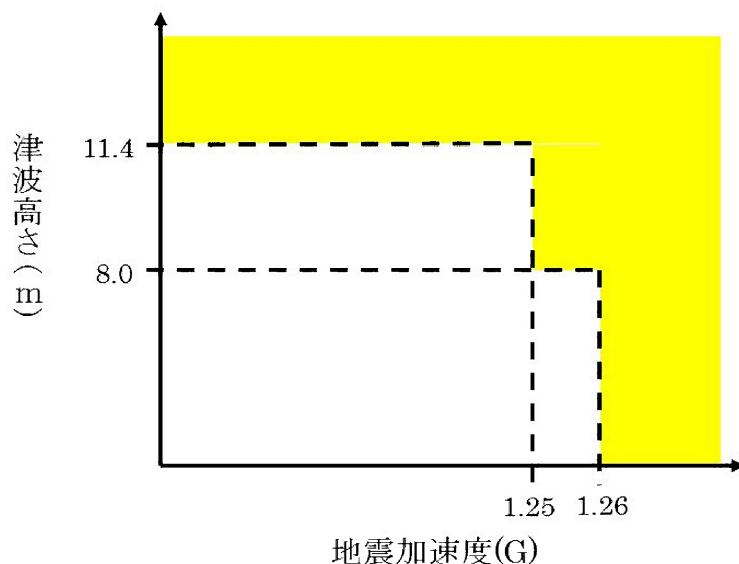
(ii) 津波による起因事象をベースとした評価

①項の各起因事象について、地震との重畠を考慮するにあたっては、「外部電源喪失」の発生を想定することから、本評価においては、「原子炉補機冷却海水系の全喪失」及び「外部電源喪失」のイベントツリーを用いて、既に特定されている収束シナリオを対象に評価を行った。具体的には、別紙3.1.4.2.2(1)-5で示した起因事象に対するイベントツリーで示される全ての収束シナリオにおける各影響緩和機能の耐力として、H C L P F及び許容津波高さの組合せの評価を行い、最も耐力を有するシナリオを抽出した（別紙3.1.4.2.3(1)-5参照）。

なお、津波高さ11.4m以上では、「原子炉補機冷却海

水系の全喪失」及び「外部電源喪失」の起因事象に係る収束シナリオの機能は喪失して、炉心損傷が発生する、よって、津波高さ 11.4m 以上で地震加速度に関わらず炉心損傷に至ると評価した。

この評価結果から、地震加速度 1.26G 以上、津波高さ 11.4m 以上及び地震加速度 1.25G 以上と津波高さ 8.0m 以上が重畠する領域では、炉心にある燃料の重大な損傷を回避する手段がなくなるため、その境界線がクリフェッジとして特定された（第 3.1.4.2.3.3 図参照）。



第 3.1.4.2.3.3 図 地震と津波の重畠に関するクリフェッジ評価結果
(運転停止時炉心)

b. 格納容器損傷防止対策

i 評価方法

格納容器損傷を防止するための措置について、以下の評価を実施する（第 3.1.4.2.3.1 図参照）。

① 起因事象の選定

3.1.4.2.1(1)b 項及び 3.1.4.2.2(1)b 項において実施した評価結果に基づき特定されたクリフェッジとしての地震加速度及び津波高さまでの範囲で、発生する各起因事象を選定する。具体的には、地震又は津波により引き起こされる起因事象に対する収束シナリオに対して、地震及び津波の影響を評価する。

また、選定された各起因事象発生や各影響緩和機能の喪失に係る H C L P F 又は許容津波高さについては、3.1.4.2.1(1)b 項又は 3.1.4.2.2(1)b 項において評価した結果を用いる。

② 収束シナリオ及びクリフェッジの特定

①項にて選定した各起因事象について、3.1.4.2.1(1)b 項又は 3.1.4.2.2(1)b 項の検討において特定されている収束シナリオを対象に、各収束シナリオを成立させるための各影響緩和機能の喪失に係る H C L P F と許容津波高さのそれぞれの最小値を求め、それらの最小値の組合せを、当該収束シナリオに対する、地震及び津波への耐力として求める。その上で、全ての収束シナリオから、最も耐力を有するシナリオを抽出し、そのシナリオの耐力を地震と津波の重畠によるクリフェッジとして特定する。

ii 評価結果

① 起因事象の選定結果

3.1.4.2.1(1)b 項並びに 3.1.4.2.2(1)b 項の検討結果から、考慮すべき起因事象として、地震側の起因事象である「主給水流量喪失」、「外部電源喪失」、「主給水管破断」、「主蒸

気管破断（主蒸気隔離弁上流）」、「主蒸気管破断（主蒸気隔離弁下流）」、「C V機能喪失直結」、「大破断L O C A」及び津波側の起因事象である「原子炉補機冷却海水系の全喪失」、「外部電源喪失」を対象とした。

② 収束シナリオ及びクリフェッジの特定結果

(i) 地震による起因事象をベースとした評価

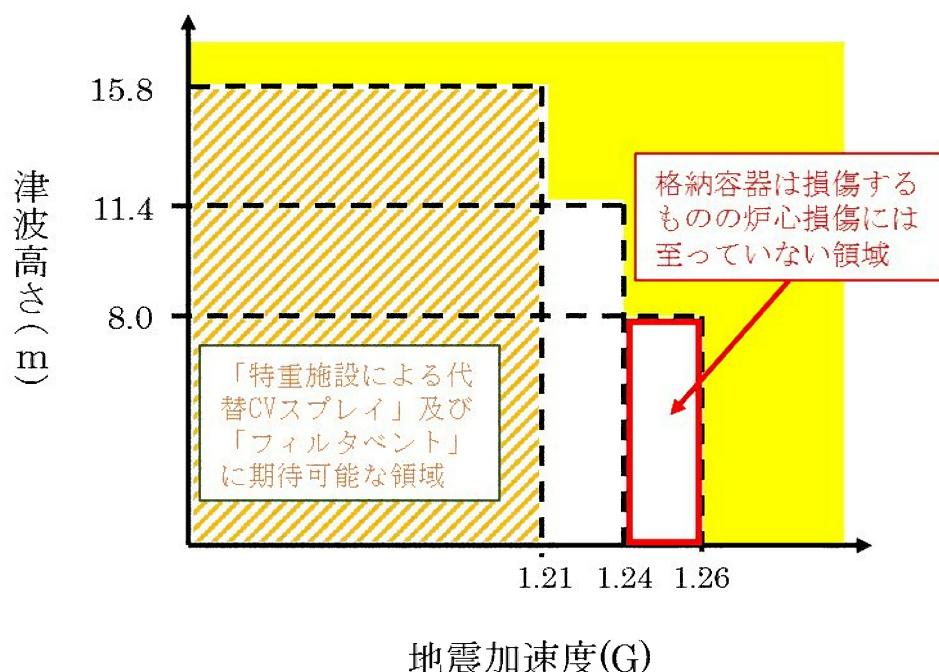
①項の各起因事象について、3.1.4.2.1(1)b. ii ③項で述べたように、「主給水流量喪失」、「外部電源喪失」、「主給水管破断」、「主蒸気管破断（主蒸気隔離弁上流）」及び「主蒸気管破断（主蒸気隔離弁下流）」が発生する地震加速度区分では炉心損傷に至らないことから、本評価においては「C V機能喪失直結」及び「大破断L O C A」を対象に評価を行った。これらのうち「C V機能喪失直結」は影響緩和機能に期待せず直接格納容器損傷に至るとみなすこと、また、その他の起因事象が同時に発生していることから、「C V機能喪失直結」のH C L P Fである1.26G 以上で、津波高さに関わらず格納容器損傷に至ると評価した。

(ii) 津波による起因事象をベースとした評価

①項の各起因事象について、3.1.4.2.2(1)b. ii ③項で述べたように、「原子炉補機冷却海水系の全喪失」が発生する津波高さ区分では炉心損傷に至らないことから、本評価においては「原子炉補機冷却海水系の全喪失」及び「外部電源喪失」のイベントツリーを用いて、既に特定されている収束シナリオを対象に評価を行った。具体的には、別紙3.1.4.2.2(1)-9のイベントツリーで示されるすべての収束シナリオにおける各影響緩和機能の耐力として、H C L P F及び許容津波高さの組合せの評価を行い、最も耐力を有するシナリオを抽出した（別紙3.1.4.2.3.(1)-6参照）。

この評価結果から、地震加速度 1.24G 以上、津波高さ 15.8m 以上及び地震加速度 1.21G 以上と津波高さ 11.4m 以上が重畠する領域では、格納容器の重大な損傷を回避する手段がなくなることとなる。

ここで、3.1.4.2.3(1)a.(a) ii 項の通り、炉心損傷（出力運転時）のクリフェッジは地震加速度 1.26G、津波高さ 11.4m 及び地震加速度 1.07G と津波高さ 8.0m の重畠となるが、当該クリフェッジ地震加速度及びクリフェッジ津波高さ未満の領域では炉心損傷に至らないため、格納容器が損傷したとしても放射性物質が環境中に放出されることはない。よって、格納容器損傷のクリフェッジとしては、地震加速度 1.26G 以上、津波高さ 15.8m 以上並びに地震加速度 1.21G と津波高さ 11.4m の重畠及び地震加速度 1.24G と津波高さ 8.0m の重畠と特定された（第 3.1.4.2.3.4 図参照）。



第 3.1.4.2.3.4 図 地震と津波の重畠に関するクリフェッジ評価結果
(格納容器損傷)

c. 使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策

i 評価方法

SFP にある燃料の損傷を防止するための措置について、以下の評価を実施する（第 3.1.4.2.3.1 図参照）。

① 起因事象の選定

3.1.4.2.1(1)c 項及び 3.1.4.2.2(1)c 項において実施した評価結果に基づき特定されたクリフェッジとしての地震加速度及び津波高さまでの範囲で、発生する各起因事象を選定する。具体的には、地震又は津波により引き起こされる起因事象に対する収束シナリオに対して、地震及び津波の影響を評価する。

また、選定された各起因事象発生や各影響緩和機能の喪失に係る HCLPF 又は許容津波高さについては、3.1.4.2.1(1)c 項又は 3.1.4.2.2(1)c 項において評価した結果を用いる。

② 収束シナリオ及びクリフェッジの特定

①項にて選定した各起因事象について、3.1.4.2.1(1)c 項又は 3.1.4.2.2(1)c 項の検討において特定されている収束シナリオを対象に、各収束シナリオを成立させるための各影響緩和機能の喪失に係る HCLPF と許容津波高さのそれぞれの最小値を求め、それらの最小値の組合せを、当該収束シナリオに対する、地震及び津波への耐力として求める。その上で、すべての収束シナリオから、最も耐力を有するシナリオを抽出し、そのシナリオの耐力を地震と津波の重畳によるクリフェッジとして特定する。

ii 評価結果

① 起因事象の選定結果

3.1.4.2.1(1)c 項並びに 3.1.4.2.2(1)c 項の検討結果から、考慮すべき起因事象として、地震側の起因事象である「外部電源喪失」、「SFP 燃料損傷直結」及び津波側の起因事

象である「原子炉補機冷却海水系の全喪失」、「外部電源喪失」を対象とした。

② 収束シナリオ及びクリフェッジの特定結果

(i) 地震による起因事象をベースとした評価

①項の各起因事象について、「外部電源喪失」のイベントツリーを用いて、既に特定されている収束シナリオを対象に評価を行った。具体的には、別紙 3.1.4.2.1(1)-11 で示した起因事象に対するイベントツリーで示される全ての収束シナリオにおける各影響緩和機能の耐力として、H C L P F 及び許容津波高さの組合せの評価を行い、最も耐力を有するシナリオを抽出した（別紙 3.1.4.2.3(1)-7 参照）。

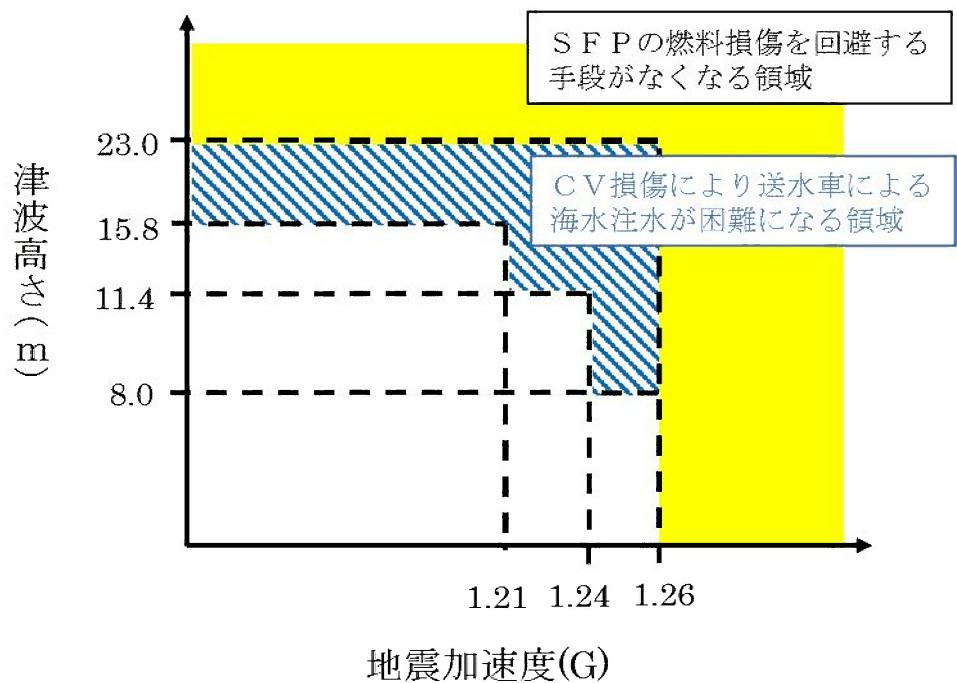
なお、「S F P 燃料損傷直結」については、影響緩和機能に期待せず直接燃料の重大な損傷に至るとみなすことから、「S F P 燃料損傷直結」のH C L P F である 1.26G 以上で、津波高さに関わらず S F P 燃料損傷に至ると評価した。

(ii) 津波による起因事象をベースとした評価

①項の各起因事象について、地震との重畠を考慮するにあたっては、「外部電源喪失」の発生を想定することから、「原子炉補機冷却海水系の全喪失」及び「外部電源喪失」のイベントツリーを用いて、既に特定されている収束シナリオを対象に評価を行った。具体的には、別紙 3.1.4.2.2(1)-13 のイベントツリーで示される全ての収束シナリオにおける各影響緩和機能の耐力として、H C L P F 及び許容津波高さの組合せの評価を行い、最も耐力を有するシナリオを抽出した（別紙 3.1.4.2.3(1)-8 参照）。

この評価結果から、地震加速度が 1.26G 以上又は津波高さが 23.0m 以上の領域では、S F P にある燃料の重大な損傷を回避する手段がなくなる。

ここで、「3.1.4.1.2(1) 各評価項目に対する共通的な前提条件及び留意事項」の d 項を踏まえ、発電用原子炉及び使用済燃料ピットが同時に影響を受けると想定すると、既に「3.1.4.2.3(1)b. ii 評価結果」にて評価した格納容器損傷防止策のクリフエッジである地震加速度 1.26G 以上、津波高さ 15.8m 以上並びに地震加速度 1.21G と津波高さ 11.4m の重畳及び地震加速度 1.24G と津波高さ 8.0m の重畳を超える場合には、環境線量が極めて高くなり使用済燃料ピット損傷防止対策である送水車による海水注水の実施が困難になることが予想される。したがって、使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策のクリフエッジは、格納容器損傷防止対策のクリフエッジと同じ地震加速度 1.26G 以上、津波高さ 15.8m 以上並びに地震加速度 1.21G と津波高さ 11.4m の重畳及び地震加速度 1.24G と津波高さ 8.0m の重畳と特定した（第 3.1.4.2.3.5 図参照）。



第 3.1.4.2.3.5 図 地震と津波の重畠に関するクリフエッジ評価結果
(S F P 燃料損傷)

(2) 遷上を考慮したクリフェッジの決定

- a. 炉心損傷防止対策、格納容器損傷防止対策及び使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策

「3.1.4.2.3(1)a.(a) ii 評価結果」、「3.1.4.2.3(1)a.(b) ii 評価結果」、「3.1.4.2.3(1)b. ii 評価結果」及び「3.1.4.2.3(1)c. ii 評価結果」を踏まえて特定されるクリフェッジに対して、遷上の影響を考慮したクリフェッジを評価する。

「3.1.4.2.2(2) 津波遷上解析による検証」の評価結果より、クリフェッジ津波高さである 11.4m 又は 15.8m の津波が発電所に到達した場合、4 号機建屋への遷上波は 11.4m 又は 15.8m を上回らないことを確認した。さらに、遷上波による建屋内機器への影響、屋外機器への影響がないことを確認した。

以上より、遷上の影響はないことから、「3.1.4.2.3(1) 地震と津波の重畠事象の評価」と同様の評価結果を適用する。

(3) 地震と津波の重畠事象の評価に対する随伴事象の影響

a. 地震随伴溢水

(a) 炉心損傷防止対策、格納容器損傷防止対策及び使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策への影響

1) 建屋内の防護すべき設備に関する溢水評価

地震と津波の重畠事象に対する「3.1.4.2.3(1)a.(a) ii 評価結果」、「3.1.4.2.3(1)a.(b) ii 評価結果」、「3.1.4.2.3(1)b. ii 評価結果」及び「3.1.4.2.3(1)c. ii 評価結果」を踏まえて特定されるクリフェッジシナリオ成立のために必要な設備のうち、建屋内に設置されているものを防護すべき設備とする。

これらの設備に対して、「3.1.4.2.1(2)a. 地震随伴溢水」の評価における「3.1.4.2.1(2)a.(a)②1-2) 溢水評価条件の設定結果」及び「3.1.4.2.1(2)a.(b)②1-2) 溢水評価条件の設定結果」で設定した溢水源及び溢水量並びに溢水経路により溢水水位を算出したところ、溢水水位は機能喪失高さに満たないことを確認した。

被水の影響についても、これらの設備に対して、「3.1.4.2.1(2)a.(a)①1-3-2-2) 判定基準」における判定基準のいずれかを満足することを確認した。

蒸気の影響についても、「3.1.4.2.1(2)a.(a)②1-3-3) 蒸気影響評価結果」において、蒸気を内包する設備のうちH C L P F が最も低いものについて、炉心損傷、格納容器損傷及び使用済燃料ピットの燃料損傷におけるクリフェッジ加速度の 1.26G を上回っていることを確認した。

また、地震と津波の重畠事象を考慮した場合においても、建屋境界部において止水処置を実施しているため建屋内の津波の流入はないことから、建屋内の溢水評価に際しては津波を考慮する必要はない。

以上より、建屋内の防護すべき設備に対して溢水による

影響はない。

2) 建屋外の防護すべき設備に関する溢水評価

地震と津波の重畠事象において防護すべき建屋外の設備は、地震と津波の重畠事象に対する「3.1.4.2.3(1)a.(a) ii 評価結果」、「3.1.4.2.3(1)a.(b) ii 評価結果」、「3.1.4.2.3(1)b. ii 評価結果」及び「3.1.4.2.3(1)c. ii 評価結果」で特定されるクリフェッジシナリオを踏まえて特定されるクリフェッジシナリオ成立のために必要な設備のうち、建屋外に設置されているものを防護すべき設備とする。選定した結果を第 3.1.4.2.3.1 表に示す。

第 3.1.4.2.3.1 表 防護すべき設備

防護すべき設備	設置高さ (E. L. [m])	機能喪失高さ (E. L. [m])
空冷式非常用発電装置 信号処理盤	33	34.27
	33	34.27
空冷式非常用発電装置 中継・接続盤	33	34.42
タンクローリー	14	14.25
	31	31.25
	31	31.25
可搬式代替低圧注水ポンプ	14	14.82
	31	31.83
	62	62.83
空冷式非常用発電装置	33	34.27
	33	34.27
送水車	14	14.16
	31	31.16
	62	62.19
大容量ポンプ	14	14.28
	31	31.28
	62	62.28
電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)	14	14.20
	31	31.21
	62	62.21

これらの設備は「3.1.4.2.1(2)a.(a)②2-2) 溢水評価条件の設定結果」で設定した溢水源に対して、溢水の流出経路上ではない又は設置場所周辺において溢水が滞留せずに低

位へ流下する地形等であることを確認した。

また、これらの設備は、津波評価での「3.1.4.2.2(2) 遷上解析による検証」で確認された、津波遷上の影響を受けない E.L.+15.8m 以上のエリアに必要台数が設置又は保管されている。津波遷上に加えて地震による屋外での溢水が発生したとしても、津波が敷地内に遷上している状況においては、溢水は津波遷上範囲全体に広がるため水位上昇への寄与は極めて軽微であると考えられることから、前述の防護すべき建屋外の設備の健全性は維持される。

- b. 原子炉建屋の背後斜面等のすべり及び剥落
- (a) 炉心損傷防止対策、格納容器損傷防止対策及び使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策への影響

1) 評価方法

1-1) 防護すべき設備等の選定

「3.1.4.2.3(1) 地震と津波の重畠事象の評価」における、「3.1.4.2.3(1)a.(a) ii 評価結果」、「3.1.4.2.3(1)a.(b) ii 評価結果」、「3.1.4.2.3(1)b. ii 評価結果」及び「3.1.4.2.3(1)c. ii 評価結果」を踏まえて特定される、クリフエッジを回避するために必要な緩和設備等を選定する。

ここで、屋内設備等の防護については、それらを設置する建屋を防護すべき設備等とする。

一方、屋外設備等については、その使用継続に必要となる燃料等に加え、ホース敷設等の屋外作業に必要なアクセスルートの整備に必要となる重機等についても、防護すべき設備等として選定する。

その結果、防護すべき設備等としては、別紙3.1.4.2.3(2)b-1 のとおり整理された。これらの配置場所を第3.1.4.2.3.6図に示す。

参考資料に記載する。

第3.1.4.2.3.6図 防護すべき設備等の配置場所

1-2) 防護すべき設備等への影響評価

地震単独の「3.1.4.2.1(2)b. 原子炉建屋の背後斜面等のすべり及び剥落」を踏まえて、防護すべき設備等への斜面崩壊の影響を評価する。

2) 評価結果

「3.1.4.2.1(2)b. 原子炉建屋の背後斜面等のすべり及び剥落」の評価結果より、屋外設備等及び3, 4号機建屋周辺の斜面は崩壊しない又は斜面から十分な離隔距離がある若しくはすべり方向が違うため、防護すべき設備の健全性は維持される。

なお、これは防護すべき設備等の機能維持の観点での確認結果であり、接近性、作業性の観点もあいまって格納容器損傷を防止できることについては、「3.1.4.3 事象進展と時間評価に関する評価」にて詳細に評価する。

c. 地震随伴内部火災

(a) 炉心損傷防止対策、格納容器損傷防止対策及び使用済燃料

ピットの燃料損傷防止対策への影響

津波単独による内部火災は発生せず、事象緩和機能への影響はない。また、「3.1.4.2.1(2)c. 地震随伴内部火災」において設定した評価対象区域には、「3.1.4.2.3(1) 地震と津波の重畠事象の評価」における、「3.1.4.2.3(1)a.(a) ii 評価結果」、「3.1.4.2.3(1)a.(b) ii 評価結果」、「3.1.4.2.3(1)b. ii 評価結果」及び「3.1.4.2.3(1)c. ii 評価結果」を踏まえて特定される、クリフェッジを回避するために必要な緩和設備が設置されている。

よって、地震と津波の重畠事象を考慮した場合、地震単独の地震随伴内部火災の評価結果に包絡される。そのため、地震単独の評価に対する随伴事象の影響のうち、「3.1.4.2.1(2)c. 地震随伴内部火災」と同様の評価結果を適用する。

d. 地震及び津波随伴外部火災

- (a) 炉心損傷防止対策、格納容器損傷防止対策及び使用済燃料ピットの燃料損傷防止対策への影響

地震及び津波随伴外部火災については、「3.1.4.2.1(2)d. 地震随伴外部火災」及び「3.1.4.2.2(4)a. 津波随伴外部火災」を踏まえて同様に、外部火災源に対する屋外設備等、屋内設備等及びアクセスルートに対する外部火災の影響を評価する。

1) 評価方法

- 1-1) 地震及び津波随伴外部火災として想定する火災源の選定

地震随伴外部火災における外部火災源は「3.1.4.2.1(2)d.(a)1)1-1) 地震随伴外部火災として想定する火災源の選定」のとおり、大飯発電所構内にある危険物タンクのうち変圧器絶縁油保管タンク（絶縁油、300kℓ）及び海生物焼却炉燃料タンク（重油、30kℓ）であり、津波随伴外部火災における外部火災源は「3.1.4.2.2(4)a.(a)1)1-1) 津波随伴外部火災として想定する火災源の選定」のとおり、大飯発電所構内にある危険物タンクのうち海生物焼却炉燃料タンク（重油、30kℓ）及び発電所港湾内に入港する船舶である。したがって、地震及び津波随伴外部火災における火災源は、これらを両方考慮して選定することとし、具体的には以下のとおりとする。

[発電所敷地内に存在する危険物タンクと燃料保有量]

- ・ 変圧器絶縁油保管タンク（絶縁油、300kℓ）
- ・ 海生物焼却炉燃料タンク（重油、30kℓ）

[発電所港湾内に入港する船舶]

- ・ 発電所港湾内に入港する大型輸送船（重油、560kℓ）

- 1-2) 防護すべき設備等の選定

「3.1.4.2.3(1) 地震と津波の重畠事象の評価」における、「3.1.4.2.3(1)a.(a) ii 評価結果」、「3.1.4.2.3(1)a.(b) ii 評価結果」、「3.1.4.2.3(1)b. ii 評価結果」及び「3.1.4.2.3(1)c. ii 評価結果」を踏まえて特定される、クリフエッジを回避するために必要な緩和設備等をまとめると、別紙 3.1.4.2.3(2)d-1 のとおり整理された。

2) 評価結果

前項で選定された防護すべき設備等に対する、外部火災源の影響を評価する。ここで、地震随伴外部火災においては、地震による影響として火災源の損傷及び防油堤内での火災を想定している。一方、津波随伴外部火災においては、津波による影響として火災源の損傷及び内包する油が流出した状態での火災を想定している。したがって、地震及び津波随伴外部火災においては、津波随伴外部火災による影響がより厳しい想定となる。

したがって、1-1)項で選定された外部火災源及び 1-2)項で選定された防護すべき設備等のうち、「3.1.4.2.2(4)a. 津波随伴外部火災」で評価した設備については、地震及び津波随伴外部火災の影響評価としては、結果として津波随伴外部火災と同じとなる。一方で、1-1)項で選定された外部火災源及び 1-2)項で選定された防護すべき設備等のうち、「3.1.4.2.2(4)a. 津波随伴外部火災」で評価対象外となっている設備である可搬式代替低圧注水ポンプ、可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車及び仮設組立式水槽については、保管場所の敷地高さが津波遡上高さに比べて十分に高い、1, 2号機背面に保管されているため、津波随伴外部火災の影響はなく、影響評価としては、結果として地震随伴外部火災と同じとなる。

各収束シナリオの重畠に対する耐力の評価結果（重畠：出力運転時炉心損傷（地震による起因事象をベースとした評価））

参考資料に記載する。

各収束シナリオの重畳に対する耐力の評価結果（重畳：出力運転時炉心損傷（地震による起因事象をベースとした評価））

参考資料に記載する。

各収束シナリオの重畠に対する耐力の評価結果（重畠：出力運転時炉心損傷（津波による起因事象をベースとした評価））

参考資料に記載する。

各収束シナリオの重畳に対する耐力の評価結果（重畳：運転停止時炉心損傷（地震による起因事象をベースとした評価））

参考資料に記載する。

参考資料に記載する。

各収束シナリオの重畳に対する耐力の評価結果（重畳：運転停止時炉心損傷（津波による起因事象をベースとした評価））

各収束シナリオの重畳に対する耐力の評価結果（重畳：格納容器損傷（津波による起因事象をベースとした評価））

参考資料に記載する。

参考資料に記載する。

各収束シナリオの重畳に対する耐力の評価結果（重畳：SFP燃料損傷（地震による起因事象をベースとした評価））

各収束シナリオの重畳に対する耐力の評価結果（重畳：SFP燃料損傷（津波による起因事象をベースとした評価））

参考資料に記載する。

	防護すべき設備等	出力時 炉心損傷防止 (1.26G、11.4m [*] 、 1.07Gと8.0mの重畳)	停止時 炉心損傷防止 (1.26G、11.4m [*] 、 1.25Gと8.0mの重畳)	出力時 CV損傷防止 (1.26G、15.8m [*] 、 1.24Gと8.0m、 1.21Gと11.4m [*] の重畳)	SFP損傷防止 (1.26G、15.8m [*] 、 1.24Gと8.0m、 1.21Gと11.4m [*] の重畳)
屋内設備等	原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、制御建屋、中間建屋、特重建屋	○ 屋内設備の防護	○ 屋内設備の防護	○ 屋内設備の防護	○ 屋内設備の防護
屋外設備等	・空冷式非常用発電装置(2台)	○ 空冷式非常用発電装置からの給電	○ 空冷式非常用発電装置からの給電	○ 空冷式非常用発電装置からの給電	—
	・送水車及びホース類(1式)	○ 送水車による復水ピットへの水源補給	—	○ 可搬式代替低圧注水ポンプによる格納容器スプレイ	○ 送水車によるSFP注水(海水)
	・可搬式代替低圧注水ポンプ(1台) ・可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車(1台) ・仮設組立式水槽(1台)	—	—	○ 可搬式代替低圧注水ポンプによる格納容器スプレイ	—
	・大容量ポンプ(1台)	○ 大容量ポンプによる補機冷却	○ 大容量ポンプによる補機冷却	○ 大容量ポンプによる補機冷却	—
	・ブルドーザ(1台)	○ アクセスルート確保	○ アクセスルート確保	○ アクセスルート確保	○ アクセスルート確保
	・タンクローリ(1台) ・燃料油貯蔵タンク(非常用所内電源、空冷式非常用発電装置、可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車及び大容量ポンプ用) ・重油タンク(非常用所内電源、空冷式非常用発電装置、可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車及び大容量ポンプ用)	○ 燃料補給	○ 燃料補給	○ 燃料補給	—
	・軽油ドラム缶(送水車用)	○ 燃料補給	—	○ 燃料補給	○ 燃料補給

※: 遷上を考慮したクリフエッジ津波高さ

<凡例>

○: 期待する

—: シナリオ上期待しない

各収束シナリオに必要な緩和機能に関連する設備等の一覧 (斜面崩壊による影響確認)

	防護すべき設備等	出力時 炉心損傷防止 (1.26G、11.4m [*] 、 1.07Gと8.0mの重畳)	停止時 炉心損傷防止 (1.26G、11.4m [*] 、 1.25Gと8.0mの重畳)	出力時 CV損傷防止 (1.26G、15.8m [*] 、 1.24Gと8.0m、 1.21Gと11.4m [*] の重畳)	SFP損傷防止 (1.26G、15.8m [*] 、 1.24Gと8.0m、 1.21Gと11.4m [*] の重畳)
屋内設備等	原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、制御建屋、中間建屋、特重建屋	○ 屋内設備の防護	○ 屋内設備の防護	○ 屋内設備の防護	○ 屋内設備の防護
屋外設備等	・空冷式非常用発電装置(2台)	○ 空冷式非常用発電装置からの給電	○ 空冷式非常用発電装置からの給電	○ 空冷式非常用発電装置からの給電	—
	・送水車及びホース類(1式)	○ 送水車による復水ピットへの水源補給	—	○ 可搬式代替低圧注水ポンプによる格納容器スプレイ	○ 送水車によるSFP注水(海水)
	・可搬式代替低圧注水ポンプ(1台) ・可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車(1台) ・仮設組立式水槽(1台)	—	—	○ 可搬式代替低圧注水ポンプによる格納容器スプレイ	—
	・大容量ポンプ(1台)	○ 大容量ポンプによる補機冷却	○ 大容量ポンプによる補機冷却	○ 大容量ポンプによる補機冷却	—
	・ブルドーザ(1台)	○ アクセスルート確保	○ アクセスルート確保	○ アクセスルート確保	○ アクセスルート確保
	・タンクローリ(1台) ・燃料油貯蔵タンク(非常用所内電源、空冷式非常用発電装置、可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車及び大容量ポンプ用) ・重油タンク(非常用所内電源、空冷式非常用発電装置、可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車及び大容量ポンプ用)	○ 燃料補給	○ 燃料補給	○ 燃料補給	—
	・軽油ドラム缶(送水車用)	○ 燃料補給	—	○ 燃料補給	○ 燃料補給

※: 遷上を考慮したクリフエッジ津波高さ

<凡例>

○: 期待する

—: シナリオ上期待しない

各収束シナリオに必要な緩和機能に関する設備等の一覧 (外部火災による影響確認)

3.1.4.2.4 その他自然現象に対するリスク評価

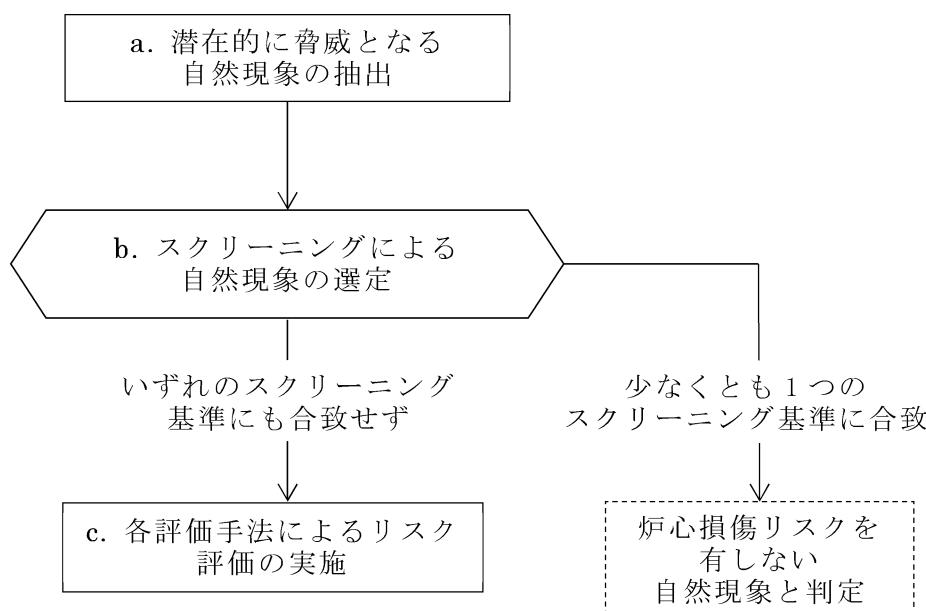
3.1.4.2.4.1 その他自然現象に対する単独評価

(1) 評価方針

地震、津波以外のその他自然現象に対する単独評価では、地震、津波の評価と同様に必ずしもクリフエッジを求めるような安全裕度評価を行うのではなく、各自然現象の特性に応じた評価手法によりリスク評価を実施する。具体的には日本原子力学会標準「外部ハザードに対するリスク評価方法の選定に関する実施基準：2014」（以下「学会標準」という。）を参考に評価を行う。

(2) 評価方法

その他自然現象のリスク評価を実施するにあたり、第3.1.4.2.4.1.1 図のフローに従い各自然現象に対する評価を行った。



第 3.1.4.2.4.1.1 図 その他自然現象の評価に係るフロー図

a. 潜在的に脅威となる自然現象の抽出

プラントに潜在的な脅威を与える自然現象として、2021年5月19日に許可を受けた原子炉設置（変更）許可申請

(以下「設置許可」という。)において、スクリーニングアウトされず評価対象となっている自然現象及び IAEA 特定安全ガイド No.SSG-25 「原子力発電所の定期安全レビュー」(以下「No.SSG-25」という。)に記載されている自然現象を抽出した。選定結果を第 3.1.4.2.4.1.1 表に示す。

第 3.1.4.2.4.1.1 表 プラントに潜在的な脅威を与える自然現象

No.	自然現象	引用元	備考
1	竜巻	設置許可	
2	火山	設置許可	
3	生物学的事象	設置許可	
4	森林火災	設置許可	
5	地滑り	設置許可	
6	風（台風）	設置許可	
7	凍結	設置許可	
8	降水	設置許可	
9	積雪	設置許可	
10	落雷	設置許可	
11	洪水	設置許可	
12	高潮	設置許可	
-	津波を含む洪水	No. SSG-25	津波は「3.1.4.2.2 津波」にて評価を実施し、洪水はNo. 11と同じ
13	竜巻を含む強風	No. SSG-25	
14	火災	No. SSG-25	
15	気象（降雨）	No. SSG-25	
16	気象（高温）	No. SSG-25	
17	気象（低温）	No. SSG-25	
18	気象（霧・もや）	No. SSG-25	
19	気象（かんばつ）	No. SSG-25	
20	気象（降雪）	No. SSG-25	
21	太陽風	No. SSG-25	
22	有毒・腐食性物質（火山灰）	No. SSG-25	
23	水理学的ハザード	No. SSG-25	
-	地震ハザード	No. SSG-25	「3.1.4.2.1 地震」にて評価実施
-	火山ハザード	No. SSG-25	No. 2と同じ
-	生物学的汚染	No. SSG-25	No. 3と同じ
-	落雷	No. SSG-25	No. 10と同じ

b. スクリーニングによる自然現象の選定

a. 項で抽出した潜在的に脅威となる自然現象に対し、学会標準を参考とした 5 つの基準（第 3.1.4.2.4.1.2 表）によりスクリーニングを行い、炉心損傷リスクを有する可能性のある自然現象を以下のとおりに選定した。また、その結果の詳細を別紙 3.1.4.2.4.1(2)b に示す。

＜炉心損傷リスクを有する可能性のある自然現象＞

- ・竜巻を含む強風
- ・火山
- ・生物学的事象
- ・積雪
- ・落雷

第 3.1.4.2.4.1.2 表 スクリーニング基準

スクリーニング基準		詳細
基準1	頻度	ハザードの発生頻度が極めて小さいことが明確である。
基準2	場所	ハザードがプラントに影響を与えるほど近傍で発生しない。
基準3	タイムスケール	ハザードが進展するタイムスケールがプラントの対処時間に比べて十分に長い。
基準4	起因事象	ハザードがプラントに到達したと仮定しても、炉心損傷につながる起因事象を引き起こさないことが明らかである。
基準5	包含	ハザードが他のハザードに包含される。

c. 評価手法の選定

b 項で選定した炉心損傷リスクを有する可能性のある自然現象に対し、それぞれの特性に応じて学会標準で定められている 5 つの評価手法（第 3.1.4.2.4.1.3 表）の中からリスク評価を実施した。

第 3.1.4.2.4.1.3 表 各自然現象に対する評価手法

評価手法	評価の方法
①ハザード影響分析	当該外部ハザードのプラントへの影響を保守的に仮定したとしても、プラントにおける炉心損傷に繋がる起因事象の発生及び安全機能を有する構築物、系統及び機器（S S C）が損なわれないことを、決定論的評価により確認する。
②ハザード頻度分析	プラントに影響を与える可能性のあるハザードレベル（設計基準を有する外部ハザードにおいては設計基準が該当する）を設定し、それを超過する外部ハザードの発生頻度を、保守的な解析により定量的に評価する。 なお、本評価では、発生頻度 $10^{-6}/\text{年}$ のハザードレベルと、プラントに影響を与える可能性のあるハザードレベルを比較することで、上記の評価を実施する。
③裕度評価	多数の事故シナリオを対象として、炉心損傷に繋がる起因事象の発生や安全機能を有するS C Cの機能喪失に対するハザードの影響を決定論的に設定することにより、炉心損傷リスクが必ず起こるハザードレベル及び支配的な事故シナリオを導出する。 ここで導出されるハザードレベルとプラントに影響を与える可能性のあるハザードレベルとの比を当該ハザードの炉心損傷に対する裕度として算出する。
④決定論的なC D F評価	炉心損傷につながる支配的な事故シナリオを対象として、炉心損傷につながる起因事象の発生や安全機能を有するS S Cの機能喪失に対するハザードの影響を決定論的に設定することにより、ハザードにより引き起こされるプラントの条件付き炉心損傷確率（C C D P）を定量的に評価し、ここで算出されたC C D Pに、プラントに影響を与える可能性のあるハザードレベルを超過する外部ハザード発生頻度を乗じることによりC D Fを評価する。
⑤P R A等の詳細なリスク評価	炉心損傷リスクを有すると判断される外部ハザードに対しては、確率論的リスク評価（P R A）を適用する詳細なリスク評価を行う。

(3) リスク評価

a. 龍巻を含む強風

(a) 龍巻を含む強風に対する設計

安全施設は、最大風速 100m/s の龍巻が発生した場合においても、龍巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組合せた荷重等に対して安全機能を損なわないために、飛来物の発生防止対策及び龍巻防護対策を行う。

i 飛来物の発生防止対策

龍巻により発電所構内の資機材等が飛来物となり、龍巻防護施設が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。

- ・飛来物となる可能性のあるものを固縛、建屋内収納又は撤去する。

- ・車両の入構の制限、竜巻の襲来が予想される場合の車両の退避又は固縛を行う。

ii 竜巻防護対策

固縛等による飛来物の発生防止対策ができないものが飛来し、安全施設が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。

- ・竜巻防護施設を内包する施設及び竜巻飛来物防護対策設備により、竜巻防護施設を防護し構造健全性を維持し安全機能を損なうことのない設計とする。
- ・竜巻防護施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備又は予備品の確保、損傷した場合の取替又は補修が可能な設計とすることにより安全機能を損なうことのない設計とする。

竜巻の発生に伴い、雹の発生が考えられるが、雹による影響は竜巻防護設計にて想定している設計飛来物の影響に包絡される。

さらに、竜巻の発生に伴い、雷の発生も考えられるが、雷は電気的影響を及ぼす一方、竜巻は機械的影響を及ぼすものであり、竜巻と雷が同時に発生するとしても個別に考えられる影響と変わらないことから、各々の事象に対して安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。

なお、強風（台風含む）に対する影響については、敷地付近で観測された最大瞬間風速は、舞鶴特別地域気象観測所での観測記録（1947年～2022年）によれば、51.9m/s（2004年10月20日）であることから、竜巻の評価で想定している風荷重による影響及び飛来物による影響の対策に包含される。

- (b) 竜巻を含む強風に対するリスク評価（ハザード頻度分析）
本評価では、ハザード発生頻度を定量的に判断すること

により当該自然現象がプラントに対して有意な炉心損傷リスクをもたらし得ないと判断できることから、ハザード頻度分析を以下のとおり実施した。

設置許可における竜巻のハザード曲線により算出した年超過確率 10^{-6} 値は、風速 87m/s である。この値は設計値である風速 100m/s を下回っていることから、竜巻を含む強風はプラントに対して有意なリスクはないと評価する。

b. 火山

(a) 火山に対する設計

火山灰による荷重は、敷地周辺の地質調査結果に文献調査結果等も参考にして、堆積厚さ 25cm として荷重を設定し、それに対し機械的強度を有する構造とすることで、安全施設の安全機能を損なうことのない設計としている。また、仮に設計を超える火山灰の堆積が発生したとしても、除灰による緩和措置をとることが可能であることから、安全施設の安全機能を損なうおそれはない。加えて、火山灰によるフィルタ等の閉塞が考えられるが、フィルタ交換による緩和措置をとることが可能であることから、安全施設の安全機能を損なうおそれはない。

(b) 火山に対するリスク評価（裕度評価）

本評価では、降灰等による緩和措置を実施可能であることと、評価対象（建屋）が明確かつ耐力の評価が可能であることから、裕度評価を以下のとおり実施した。

安全上重要な建屋における許容降灰厚さを第3.1.4.2.4.1.4表に示す。

第 3.1.4.2.4.1.4 表 安全上重要な建屋の火山灰の許容降灰層厚さ

建屋	許容層厚※(cm)
原子炉格納容器	118
原子炉周辺建屋	51
制御建屋	70

※荷重による評価

第 3.1.4.2.4.1.4 表のとおり、安全上重要な建屋のうち、最も許容降灰層厚さが低いものは原子炉周辺建屋の 51cm となる。この値は設計基準の値に対して大きな値であり、仮に 51cm を超える火山灰の堆積が発生したとしても、当該事象の進展は緩慢であり、また、事前に当該事象の予測が可能であることから、降灰等による緩和措置を実施することができる。

なお、火山灰による絶縁不良により起因事象として「外部電源喪失」が発生する可能性があるが、上記のとおり、安全上重要な建屋の許容降灰層厚さは十分大きく、除灰による緩和措置も実施可能であることから、「外部電源喪失」の収束シナリオのとおり対応可能である。よって、火山による降灰はプラントに対して有意なリスクがないと評価する。

c. 生物学的事象

(a) 生物学的事象に対する設計

生物学的事象に対して、クラゲ等の海生生物の発生、小動物の侵入を考慮する。

安全施設は、クラゲ等の海生生物の発生に対して、原子炉補機冷却海水設備に除塵装置を設け、また、小動物の侵入に対して、屋外装置の端子箱貫通部等にシールを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。

除塵装置を通過する貝等の海生生物については、海水ストレーナや復水器細管洗浄装置により、原子炉補機冷却水冷却器や復水器等への影響を防止する設計とする。さらに、

定期的に開放点検、清掃ができるよう点検口等を設ける設計とする。

(b) 生物学的事象に対するリスク評価（ハザード影響分析）

本評価では、プラントに対する影響を保守的に仮定したとしても当該自然現象がプラントに対して有意な炉心損傷リスクをもたらし得ないと判断できるため、ハザード影響分析を以下のとおり実施した。

小動物の侵入に対しては、(a)項で記載したとおり屋外装置の端子箱貫通部等にシールを行っていることから、プラントに対する影響を保守的に仮定したとしても安全機能に対して影響はない。

クラゲ等の海生生物の発生に対しては、(a)項で記載したとおり除塵装置を設けることによって、安全機能を損なうことのない設計としている。保守的な仮定として、取水路の閉塞等により原子炉補機冷却海水設備に影響を与え、起因事象として「原子炉冷却海水系の全喪失」が発生したとしても、別紙 3.1.4.2.2(1)-1 及び、別紙 3.1.4.2.2(1)-5 における「原子炉冷却海水系の全喪失」の収束シナリオのとおり対応可能である。

以上より、生物学的事象はプラントに対して有意なリスクはないと評価する。

d. 積雪

(a) 積雪に対する設計

敷地付近で観測された積雪の深さの月最大値は、舞鶴特別地域気象観測所での観測記録（1947～2022年）によれば、87cm（2012年2月2日）である。積雪荷重は、建築基準法に基づき、積雪量 100cm として積雪荷重を設定し、それに対し機械的強度を有する構造とすることで、安全施設の安全機能を損なうことのない設計としている。

また、仮に設計を超える積雪が発生したとしても、除雪

による緩和措置をとることが可能であることから、安全施設の安全機能を損なうおそれはない。

(b) 積雪に対するリスク評価（裕度評価）

本評価では、除雪等による緩和措置を実施可能であることと、評価対象（建屋）が明確かつ耐力の評価が可能であることから、裕度評価を以下のとおり実施した。

安全上重要な建屋における許容積雪厚さを第3.1.4.2.4.1.5表に示す。

第3.1.4.2.4.1.5表 安全上重要な建屋の許容積雪厚さ

建屋	許容積雪荷重 (N/m ²)	許容積雪厚さ※(cm)
原子炉格納容器	17,700	590
原子炉周辺建屋	7,775	259
制御建屋	10,500	350

※：積雪の単位荷重は1cm当たり30N/m²とする。

第3.1.4.2.4.1.5表のとおり、安全上重要な建屋のうち、最も許容積雪厚さが低いものは原子炉周辺建屋の259cmとなる。この値は設計基準の値に対して大きな値であり、仮に259cmを超える積雪が発生したとしても、当該事象の進展は緩慢であり、また、事前に当該事象の予測が可能であることから、除雪等による緩和措置を実施することができる。

なお、積雪では絶縁不良により起因事象として「外部電源喪失」が発生する可能性があるが、上記のとおり、安全上重要な建屋の許容積雪厚さは十分大きく、除雪による緩和措置も実施可能であることから、「外部電源喪失」の収束シナリオのとおり対応可能である。よって、積雪はプラントに対して有意なリスクはないと評価する。

e. 落雷

(a) 落雷に対する設計

雷害防止対策として、建築基準法に基づき高さ 20m を超える原子炉格納施設等へ日本産業規格（JIS）に準拠した避雷設備を設置するとともに、構内接地網と連接することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。さらに、安全保護回路への雷サージ電流抑制を図る回路設計としていることから、安全施設の安全機能を損なうことのない設計としている。

(b) 落雷に対するリスク評価（ハザード影響分析）

本評価では、プラントに対する影響を保守的に仮定したとしても当該自然現象がプラントに対して有意な炉心損傷リスクをもたらし得ないと判断できるため、ハザード影響分析を以下のとおり実施した。

i 評価の前提条件

落雷により影響を受けると考えられる設備は、それぞれ分散されていることから、落雷により同時損傷する可能性は非常に小さいと考えられるが、本評価では保守的に複数設備の同時損傷を考慮している。また、直撃雷の最大電撃電流値及び誘導雷サージの雷サージ電圧値に関わらず、対象とする設備が保守的に必ず損傷するものとして、以下の前提条件のもと評価を行う。また、以下の前提条件のイメージを別紙 3.1.4.2.4.1(3)e-1 に示す。

① 直撃雷による設備損傷

屋外設備への直撃雷により、直撃雷を受けた設備の機能喪失を想定する。ただし、連続して複数の屋外設備に直撃雷は生じないものとする。

② 誘導雷サージによる設備損傷

落雷により周囲の屋外ケーブル（金属材料が使われていない光ケーブルを除く）に大規模な誘導雷サージが発生し、それにより当該ケーブルに接続された設備にサージ電流が流れることで機能喪失に至ることを想

定する。誘導雷サージによる機能喪失範囲としては、屋外ケーブルで常時接続されている屋外機器及び屋内機器の接続部位まで持つ機能が同時に全て喪失することとする。ただし、連続して大規模な誘導雷サージが発生するような落雷は生じないものとする。

また、建屋内機器の接続部位がしゃ断器等で開放又は引出位置で縁切りされている場合には、接続されている屋外機器のみが誘導雷サージの影響を受け、機能喪失することとする。

③ 誘導雷サージによる誤信号の発信

設計想定以上の雷サージにより機器が誤動作する可能性があるが、機器の誤動作が生じたとしても、落雷による瞬間的な誤信号であれば、運転員による適切な評価がなされることから、影響はないとする。

④ 建屋内のみで構成される機器

建屋内のみで構成される機器については、建屋が鉄筋コンクリート造であり、かつ、十分に接地されており、また、その鉄筋量は一般建屋よりも多く緻密な格子状の空間遮蔽が形成されていることから、耐雷サージ性の高いファラデーゲージになっており、建屋内部の過度電位分布が平坦化されることから、影響はないとする。

ii 評価の結果

送電線は架空地線で直撃雷の低減対策を実施しており、また、安全系母線は複数の送電線系から受電可能のため、直撃雷により「外部電源喪失」に至る可能性は極めて低いと考えられるが、複数設備の同時損傷を考慮し、保守的に「外部電源喪失」の発生を想定する。

海水ポンプは、防護壁及び防護竜巻ネットで構成される対雷サージ性の高いファラデーゲージ内に接地されて

おり、直撃雷により機能喪失することは考えられない。また、しゃ断器の保護継電器により、誘導雷サージによるサージ電流が発生したとしてもしゃ断器が開放することで機器の損傷を回避する設計となっている。さらに、海水ポンプは複数機存在するため、全てが誘導雷サージにより同時に損傷する可能性は極めて低いと考えられるが、設計基準を超えた落雷を受けることから、保守的に誘導雷サージにより海水ポンプの機能喪失が喪失することとし、「原子炉補機冷却海水系の全喪失」の発生を想定する。

上記により、落雷により「外部電源喪失」及び「原子炉補機冷却海水系の全喪失」の起因事象が発生する。当該起因事象発生時のイベントツリーを別紙 3.1.4.2.2(1)-1 及び別紙 3.1.4.2.2(1)-5 に示す。また、当該起因事象発生時の緩和機能に必要な設備のうち、誘導雷サージにより損傷する可能性のある屋外設備を第 3.1.4.2.4.1.6 表に示す。

第 3.1.4.2.4.1.6 表 緩和機能に必要な屋外設備

設備	取り合うケーブルの通常時の接続状態 ●：常時接続 —：常時切り離し	取り合うケーブルの金属材料の有無 ●：金属あり —：金属なし
空冷式非常用発電装置	●*	●
空冷式非常用発電装置 信号処理盤	●	— (計装光ケーブル)
タンクローリー	—	
送水車	—	
大容量ポンプ	—	

*：通常時、しゃ断器は開放状態

第 3.1.4.2.4.1.6 表のとおり、緩和機能に必要な設備のうち、金属材料のケーブルが常時接続されている設備は

空冷式非常用発電装置であり、当該設備は誘導雷サージの影響を受ける可能性がある。しかし、当該設備は通常時はしや断器が開放状態であり、それにより縁切りされているため、誘導雷サージの影響は受けない。

以上より、落雷により「外部電源喪失」、「原子炉補機冷却海水系の全喪失」の起因事象が発生したとしても、緩和機能に必要な設備は落雷の影響を受けないことから炉心損傷を回避することができる。よって、落雷はプラントに対して有意なリスクがないと評価する。

3.1.4.2.4.2 地震又は津波に対するその他の自然現象の重畠

クリフェッジとなる地震及び津波が発生した状況に加え、地震又は津波とは独立なその他の自然現象の重畠が生じた場合に、クリフェッジに大きな影響を及ぼす可能性がある場合には、それを考慮したクリフェッジを特定する必要がある。

ここでは、大飯発電所の立地条件を踏まえて、クリフェッジとなる地震及び津波が発生した状況に加え、その他の自然現象が重畠して発生する可能性を十分に考慮し、クリフェッジの発生を防止するために必要な設備（以下「防護対象設備」という。）の機能維持、作業性及び接近性の観点から、その他の自然現象の重畠による影響を評価する。

なお、その他の自然現象の規模について、大飯発電所の敷地付近における観測データの最大規模等を考慮して設定することとし、具体的には大飯発電所4号機について、2021年5月19日に許可を受けた設置許可における想定と同等とする。

(1) その他の自然現象の重畠を考慮する自然現象の特定

大飯発電所の立地条件を踏まえて、クリフェッジとなる地震及び津波が発生した状況に加えて、重畠して発生する可能性があると考えられるその他の自然現象を特定するにあたり、設計上考慮されている自然現象（地震と津波を除く。）として、設置（変更）許可で整理された以下の12事象を対象に検討した。

- ・風（台風）
- ・火山
- ・降水
- ・凍結
- ・積雪
- ・落雷
- ・竜巻
- ・生物学的事象
- ・森林火災

- ・洪水
- ・高潮
- ・地滑り

ここで、火山については、設置許可及び工認での想定と同様に、地震、津波とは独立事象として扱い、クリフエッジとなる地震及び津波と、設計基準想定の火山の噴火の各頻度が十分小さいことから、クリフエッジとなる地震及び津波が発生した状況に加えて、重畠して発生することは考慮しない。

竜巻については、地震、津波とは独立事象であり、クリフエッジとなる地震及び津波と、設計基準想定の竜巻の各頻度が十分小さいことから、クリフエッジとなる地震及び津波が発生した状況に加えて、重畠して発生することは考慮しない。

洪水については、河川は大飯発電所が立地している大島半島になく、距離も離れているため、重畠の影響を考慮する必要はない

高潮については、「3.1.4.2.3 地震と津波の重畠事象」の評価に包含されるため、重畠の影響を考慮する必要はない。

また、地滑りについては、主な誘因として地震と大雨があるが、地震に起因する地滑りについては、「3.1.4.2.1(2)b. 原子炉建屋の背後斜面等のすべりおよび剥落」の評価結果のとおり、クリフエッジ地震動に対しては斜面崩壊によりクリフエッジシナリオに必要な緩和機器に影響を与えないことを確認している。また、大雨に起因する地滑りについては、土石流危険区域に土石流が流れ込むことを防止するための堰堤を設置するとともに、土石流が発生した場合には土石流と基準地震動の組合せの発生確率から、7日間以内に応急的な土砂撤去で堆積制限以下にできないと判断した場合にはプラントを停止する運用を定めている。よって、重畠の影響を考慮する必要はない。

以上より、大飯発電所の立地条件を踏まえて、クリフエッジとなる地震及び津波が発生した状況に加えて、重畠して発生す

る可能性があると考えられるその他の自然現象を以下のとおり特定した。

- ・風（台風）
- ・降水
- ・凍結
- ・積雪
- ・落雷
- ・生物学的影響
- ・森林火災

(2) その他の自然現象の重畠の影響評価

a. 機能維持

クリフエッジとなる地震及び津波が発生した状況に加え、前項にて特定したその他の自然現象が重畠して発生した場合を想定し、防護対象設備に対して、機能維持の観点から、その他の自然現象の重畠による影響を評価した。

ここで、その他の自然現象の重畠による影響が生じる場合は、地震と津波がプラントに及ぼす影響と同等の影響を有する場合（例えば地震による荷重に加えて、その他自然現象による荷重が重なる場合等）であり、プラントに及ぼす影響が異なる自然現象を、地震と津波に組合せたとしても（例えば地震による荷重に、落雷による電気的影響が加わる場合等）、各々の個別評価と変わることはない。

設置許可においては、各自然現象がプラントに及ぼす影響について別紙 3.1.4.2.4.2(2)a-1 のとおり整理されており、機能維持の観点でプラントに及ぼす影響としては荷重、温度、閉塞、浸水、電気的影響、腐食及び磨耗が該当するところ、これらのうち、地震と津波がプラントに及ぼす影響である荷重と浸水と同じ影響を有する自然現象を特定した結果、荷重に関しては風（台風）、及び積雪、また浸水に関しては降水が特定された。

このうち、荷重の観点では、まず風（台風）の重畠について、工認での整理と同様に、屋外の防護対象設備については風による受圧面積が相対的に小さいこと、また屋内の防護対象設備についてはコンクリート構造物等の自重が大きい建屋等内に設置されていること等から、風荷重の影響は小さいと考えられるため、重畠の影響を考慮する必要は無い。

また、積雪との重畠については、大雪が予想される場合には事前に除雪体制を整えるとともに、大雪が発生した場合には防護対象設備の除雪を行うこととしているため、重畠の影響を考慮する必要は無い。

浸水の観点では、降水の影響は津波に包絡されるため、重畠の影響を考慮する必要は無い。

以上より、クリフエッジとなる地震及び津波が発生した状況に対し、防護対象設備の機能維持の観点で、その他自然現象の重畠が影響を及ぼすことはない。

b. 接近性

接近性の観点は、別紙 3.1.4.2.4.2(2)a-1 のアクセス性が該当するところ、屋外アクセスルートに対しては、設置許可、工認において、その他自然現象による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保するとともに、必要に応じてブルドーザにより障害物を除去し、アクセスルートを確保できることを確認している。

また、屋内アクセスルートに対しては、その他自然現象による影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保している。

以上より、クリフエッジとなる地震及び津波が発生した状況に対し、防護対象設備への接近性の観点で、その他自然現象の重畠が影響を及ぼすことはない。

c. 作業性

作業性の観点では、高線量下、夜間、悪天候及び照明機能

喪失等を考慮する必要があるが、大飯発電所においては、実働訓練においてこれらの悪条件を想定し、必要な防護具や資機材等を活用した訓練を実施している。

以上より、クリフエッジとなる地震及び津波が発生した状況に対し、防護対象設備の作業性の観点で、その他自然現象の重畠が影響を及ぼすことはない。

別紙 3.1.4.2.4.1(2)b

No.	自然現象	引用元	スクリーニング基準*					選定結果	備考
			基準1 (頻度)	基準2 (場所)	基準3 (タイム スケール)	基準4 (起因 事象)	基準5 (包含)		
1	竜巻	設置許可				✓	×	No. 13 竜巻を含む強風に包含される。	
2	火山	設置許可				○	評価対象とする。		
3	生物学的事象	設置許可				○	評価対象とする。		
4	森林火災	設置許可			✓		×	発電所において最も厳しい条件で森林火災の影響評価を行い、評価上必要以上の防火帯を確保していることから、起因事象は発生しない。	
5	地滑り	設置許可			✓		×	安全施設の安全機能に影響を及ぼす恐れのある地滑り箇所には土石流が流れ込むことを防止するための堰堤を設置している。また、土石流発生後、堰堤の健全性を確保できる堆積制限位以下になるように、土砂撤去を行う手順等を整備し、堆積制限位以下でできないと判断した場合にはプラントを停止する手順等を整備し、的確に実施する運用としていることから、起因事象は発生しない。	
6	風（台風）	設置許可				✓	×	No. 13 竜巻を含む強風に包含される。	
7	凍結	設置許可			✓		×	安全施設は屋外機器で凍結のおそれのあるものに保温等の凍結防止対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計としていることから、起因事象は発生しない。	
8	降水	設置許可			✓		×	敷地の地表面は海に向けて順次低く設定されており、雨水は構外に排出されることから、起因事象は発生しない。	
9	積雪	設置許可					○	評価対象とする。	
10	落雷	設置許可					○	評価対象とする。	
11	洪水	設置許可	✓				×	大飯発電所周辺地域における河川としては、敷地から南方約7km のところに佐分利川があるが、発電所が立地している大島半島ではなく、敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはない。	
12	高潮	設置許可				✓	×	津波評価に包含される。	
13	竜巻を含む強風	No. SSG-25					○	評価対象とする。	
14	火災	No. SSG-25			✓	✓	×	No. 4 森林火災に包含される。	
15	気象（降雨）	No. SSG-25			✓	✓	×	No. 8 降水に包含される。	
16	気象（高温）	No. SSG-25			✓		×	気温の上昇は緩慢であり、一過性のものである。また、各設備は大きな熱容量を有していることから、気象による高温の影響はなく、起因事象は発生しない。	
17	気象（低温）	No. SSG-25			✓	✓	×	No. 7 凍結に包含される。	
18	気象（霧・もや）	No. SSG-25			✓		×	屋外設備は防滴・防水仕様となっており、高湿度・濃霧等の影響は生じない。また、屋内設備についても空調で管理されていることから、起因事象は発生しない。	
19	気象（旱魃）	No. SSG-25			✓		×	取水源は海水であり、旱魃の影響を受けないことから起因事象は発生しない。	
20	気象（降雪）	No. SSG-25				✓	×	No. 9 積雪に包含される。	
21	太陽風	No. SSG-25				✓	×	太陽フレアによる磁気嵐により誘導電流が発生する可能性があるが、日本では、磁気緯度、大地抵抗率の条件から地磁気変動が電力系統に影響を及ぼす可能性は極めて小さい。また太陽フレアによる電磁的障害については、上記の通りわが国における影響は極めて小さいことを鑑みれば、安全保護回路等には、落雷や電磁波対策を行い、鋼製筐体に収納され、遮蔽されていることから、起因事象は発生しない。	
22	有毒・腐食性物質 (火山灰)	No. SSG-25				✓	×	No. 2 火山に包含される。	
23	水理学的ハザード	No. SSG-25				✓	×	津波評価に包含される。	

*：スクリーニング基準は以下の通り。

基準1：ハザードの発生頻度が極めて小さいことが明確である。

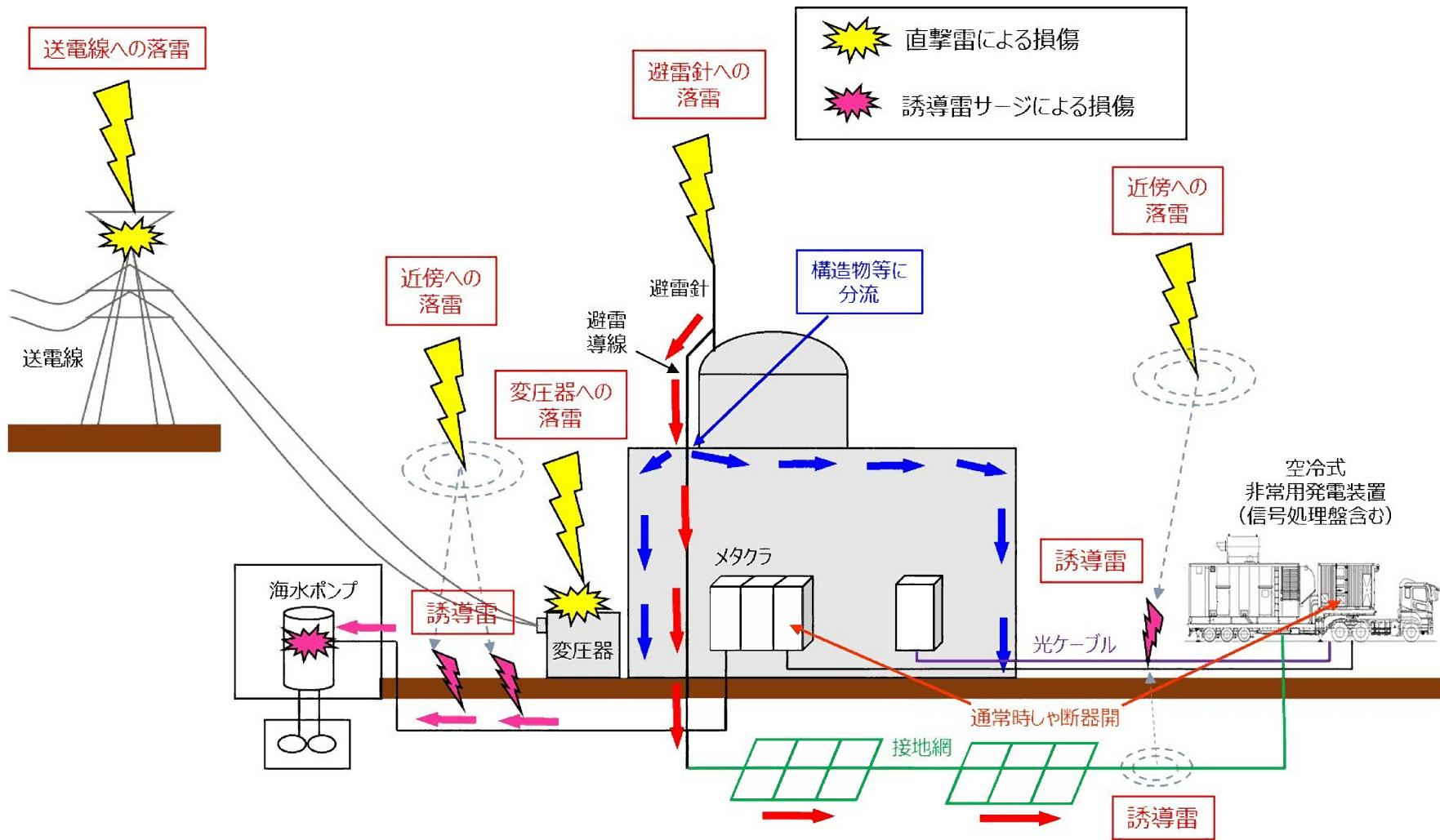
基準2：ハザードがプラントに影響を与えるほど近傍で発生しない。

基準3：ハザードが進展するタイムスケールがプラントの対処時間に比べて十分に長い。

基準4：ハザードがプラントに到達したと仮定しても、炉心損傷につながる起因事象を引き起こさないことが明らかである。

基準5：ハザードが他のハザードに包含される。

スクリーニングによる自然現象の選定



落雷による影響のイメージ

別紙 3.1.4.2.4.2(2)a-1

	プラントに及ぼす影響								
	機能維持							接近性 アクセス性	視認性
	荷重	温度	閉塞	浸水	電氣的影響	腐食	磨耗		
風 (台風)	○	—	—	—	—	—	—	○	—
降水	—	—	—	○	—	—	—	—	○
凍結	—	○	○	—	—	—	—	○	—
積雪	○	—	—	—	—	—	—	○	○
落雷	—	—	—	—	○	—	—	—	—
生物学的影響	—	—	○	—	○	—	—	—	—
森林火災	—	○	○	—	○	—	○	○	○
地震	○	—	—	—	—	—	—	○	○
津波	○	—	—	○	—	—	—	○	—

大飯発電所において想定される自然現象とプラントに及ぼす影響

3.1.4.3 事象進展と時間評価に関する評価

3.1.4.3.1 余裕時間に関する評価

(1) 評価の方針

「3.1.4.2.3 地震と津波の重畠事象」までのイベントツリーを用いたクリフエッジ評価においては、設計想定を超える地震又は津波に対する各緩和手段の地震又は津波に対する裕度を確認している。

ここで、設計想定を超える地震によって付随的に発生する背後斜面の崩壊や、津波防護施設を乗り越えるような津波の遡上波の影響には、大きな不確実さがあることから、アクセスルート確保や可搬設備を用いた屋外作業の準備時間に影響を与える可能性がある。

以上を踏まえ、本評価においては、緩和手段の準備等にかかる時間的余裕を把握することで、自然現象の持つ不確実さに対して脆弱点がないかについて確認する。

なお、屋内作業に関しては、それらの影響を受けないことから、本評価の対象外とする。

(2) 炉心損傷防止にかかる余裕時間

1) 評価対象

「3.1.4.2.3 地震と津波の重畠事象」において特定される、最も耐力を有する収束シナリオを評価対象とする。

ここで、出力運転時の炉心損傷防止及び運転停止時の炉心損傷防止のそれぞれに最も耐力を有する収束シナリオがあり、各収束シナリオにおける緩和手段の使用可否を整理した。余裕時間を確認する項目としては、屋外作業のうち比較的制限時間が短い作業を選定し、第 3.1.4.3.1.1 表のとおり「送水車を用いた復水ピットへの海水補給」とする。(整理結果の詳細については別紙 3.1.4.3.1(2)-1 参照)

第 3.1.4.3.1.1 表 収束シナリオで期待する屋外作業の一覧

緩和手段のうち屋外作業を伴うもの	取扱い及び考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・補助給水による蒸気発生器への給水 (タービン動) ・2次系水源の確保（送水車を用いた復水ピットへの海水補給） 	<u>余裕時間評価対象</u> 設置許可の有効性評価において最も早期に必要となる屋外作業であるため。
大容量ポンプによる補機冷却 高圧注入による再循環炉心冷却（海水冷却）	<u>余裕時間評価対象外</u> 設置許可の有効性評価において制限時間が 62 時間以上と評価されており十分に長いため。
格納容器内自然対流冷却による格納容器除熱 (海水冷却)	

また、本評価では下式に示す余裕時間を確認する。

$$\text{余裕時間} = \text{復水ピット枯渇時間} - \text{送水車を用いた復水ピットへの海水補給の準備完了時間}$$

2) 制限時間の確認

余裕時間を算出するにあたり必要となる制限時間、すなわち屋外作業完了時間の目標時間については、設置許可における運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故のうち、「全交流電源喪失」の有効性評価の結果を準用する。

具体的には別紙 3.1.4.3.1(2)-2 「全交流電源喪失 (R C P シール L O C A が発生しない場合)」に示すとおり、外部電源喪失、非常用所内交流電源喪失及び原子炉補機冷却機能喪失が発生し、緩和操作としてタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水と主蒸気逃し弁による2次系強制冷却を実施するが、炉心損傷防止対策のクリフェッジシナリオでは復水ピットが枯渇するのは、事象発生の約 18.7 時間後である。

なお、有効性評価の結果と本評価における評価条件の差異として、R C P シャットダウンシールの導入によって1次系保有

水量や1次系圧力が高めに推移し、2次系冷却完了時点での1次系・2次系エンタルピが大きくなる点が異なる。従って、有効性評価の評価条件の方が、1次系・2次系保有熱変化、つまり必要な除熱量が大きく保守的な条件設定であることから、本評価における復水ピット枯渇時間は有効性評価の結果に包絡される。

以上を踏まえ「送水車用いた復水ピットへ海水補給」の制限時間については約18.7時間と評価した。

3) 屋外作業時間の評価

3-1) アクセスルートの選定

送水車については、斜面崩壊や津波による浸水の影響を考慮し、第3.1.4.3.1.1図に示す保管場所に設置されているものを使用する。

ここで、津波遡上等の影響を踏まえ、取水ポイント及びホース敷設の最適なルートを考慮した結果、屋外作業に係るアクセスルートは第3.1.4.3.1.1図のとおりとなる。

参考資料に記載する。

第3.1.4.3.1.1図 保管場所及びアクセスルート図

3-2) 屋外作業の時間評価

屋外作業の余裕時間を評価するにあたり、以下の項目について各々評価した。

3-2-1) 屋外作業の開始時間

津波評価での「3.1.4.2.2(2) 遠上解析による検証」の結果を踏まえると、事象発生の約2時間後以降には、取水ポイントである3, 4号機海水ポンプエリアの高さE.L.+8.0mを津波高さが超えない結果となっている。

しかし、今回のような想定を越える津波が発生した場合、現実的には大津波警報が継続して発信されていることも想定される。ここでは、屋外作業の開始に関する具体的な判断基準として、大津波警報が解除されることに加え、潮位がほぼ通常時の高さに戻り、一定時間（目安としては潮位が戻るまでに要した時間の 2 倍程度）有意な変動が無いことを確認でき次第、屋外作業に着手することで作業員の安全を確保することとし、津波遡上範囲での作業着手を 4 時間後からとした。また、発電所敷地内で標高が高く、津波が遡上しなかった範囲については、上記の判断を待たず、必要な準備が出来次第、屋外作業に着手することとした。

3-2-2) 斜面崩壊発生箇所等の復旧時間

選定したアクセスルートについて、地下構造物及び地層変化部による段差発生箇所の復旧並びに周辺斜面の崩壊により発生した堆積土砂及び津波により発生したガレキの撤去に要する作業時間を評価する。

a. 復旧条件

アクセスルート上に発生した段差はブルドーザにより復旧する。堆積土砂及びガレキはブルドーザにより道路脇に運搬することにより撤去する。復旧条件は以下のとおりとする。

- ・ガレキ除去要員は、事象発生後周辺の状況を確認しつつ、ブルドーザまで移動しアクセスルート復旧作業を開始する。
- ・ブルドーザにはヘッドライトがついているので、夜間でも作業は可能である。
- ・復旧箇所は、通行車両の規格を考慮して、幅員 3.0m とし、勾配 10%以下とする。
- ・アクセスルートの復旧に要する時間は、被害想定をもとに、構内の移動時間や段差復旧並びに堆積土砂

及びガレキ撤去に要する時間を考慮することにより算出する。

- ・アクセスルートの復旧開始時間は、要員の移動時間に余裕を見込んで事象発生 30 分後とする。
- ・地下構造物及び地層変化部による段差の復旧時間については、評価及び訓練の結果から、1箇所の段差につき 10 分と評価する。
- ・ブルドーザの移動及び復旧速度は、評価及び訓練の結果から、第 3.1.4.3.1.2 表のとおりとする。

第 3.1.4.3.1.2 表 ブルドーザの移動及び復旧速度

	土砂崩落なし	土砂崩落あり
津波非冠水箇所 (ガレキを想定しない)	2km/h	85m/h (7 分/10m)
津波冠水箇所 (ガレキを想定する)	1.3km/h	50m/h

b. 復旧時間評価

アクセスルート復旧におけるブルドーザの移動ルート及び時間経過を示す。以下に示す第 3.1.4.3.1.2 図で①→⑤までを 4 時間 4 分（約 4.1 時間）にて復旧可能である。

参考資料に記載する。

第 3.1.4.3.1.2 図 アクセスルートの復旧時間

3-2-3) 屋外作業の準備完了時間の評価

アクセスルート復旧時間評価を踏まえ、屋外作業の準備完了時間を評価した。

蒸気発生器による炉心冷却（2次系冷却）継続のための復水ヒットへの海水補給については、第 3.1.4.3.1.3 図、第 3.1.4.3.1.4 図に示すとおり、約 5.4 時間で準備完了となる。

手順の項目	要員(数) (作業に必要な 要員数)	手順の内容 (現場作業)	経過時間(時間)												備考
			2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	
委員の召集															
アクセスルート復旧 (津波非浸水箇所)	緊急安全対策要員 1	ブルドーザによる移動及び復旧		0.5											
発生所構内津波浸水箇所の 影響考慮	—	津波による影響及び監視のため、発電所構内津波浸水 箇所のアクセスルートを復旧しない期間		2.4											
アクセスルート復旧 (津波浸水箇所)	緊急安全対策要員 1	ブルドーザによる移動及び復旧			4.0										
蒸気発生器への 給水確保(海水)	緊急安全対策要員 3u.5 4u.5	送水車の配備(津波非浸水箇所) (保管場所への移動、被材運搬、給水ホースの設置) 送水車の配備(津波浸水箇所) (被材運搬、給水ホースの設置)		0.1											蒸気発生器への給水は、復水タンクの水が枯渇する時間 (大飯3、4号機とも約18.7時間)までに対応が可能であ る。
				2.1											準備完了時間: 大飯3、4号機とも約5.4時間

第 3.1.4.3.1.3 図 2 次系冷却継続のための海水の復水ヒット補給の
対応手順と所要時間

参考資料に記載する。

第 3.1.4.3.1.4 図 2 次系冷却継続のための海水の復水ヒット補給の
屋外作業場所

4) 余裕時間の評価

2)項の制限時間及び 3)項の準備完了時間の評価結果を踏まえ、
余裕時間の算出を行った。結果は第 3.1.4.3.1.3 表のとおり約 13

時間であり、炉心損傷防止に係る対策は、制限時間内に十分に余裕をもって準備を完了させることができることを確認した。

第 3.1.4.3.1.3 表 余裕時間の評価結果

制限時間 (A)	準備完了時間 (B)	余裕時間 (A) - (B)
約 18.7 時間 (復水ピット枯渇時間)	約 5.4 時間 (送水車による復水ピットへの 海水補給)	約 13 時間 (13.3 時間)

(3) 格納容器損傷防止にかかる余裕時間

1) 評価対象

「3.1.4.2.3 地震と津波の重畠事象」において特定される、最も耐力を有する収束シナリオを評価対象とする。

ここで、収束シナリオにおける緩和手段の使用可否を整理した上で、余裕時間を確認する項目としては、屋外作業のうち比較的制限時間が短い作業を選定し、第 3.1.4.3.1.4 表のとおり「可搬式代替低圧注水ポンプによる格納容器スプレイ」とする。
(整理結果の詳細については別紙 3.1.4.3.1(3)-1 参照)

第 3.1.4.3.1.4 表 収束シナリオで期待する屋外作業の一覧

緩和手段のうち屋外作業を伴うもの	取扱い及び考え方
<u>可搬式代替低圧注水ポンプによる 格納容器スプレイ</u>	<u>余裕時間評価対象</u> 設置許可の有効性評価において最も早期に必要となる屋外作業であるため。
格納容器内自然対流冷却による 格納容器除熱（海水冷却）	<u>余裕時間評価対象外</u> 設置許可の有効性評価において制限時間が 24 時間以上と評価されており比較的長いため。

また、本評価では下式に示す余裕時間を確認する。

$$\text{余裕時間} = \text{燃料取替用水ピットが枯済する時間} - \begin{array}{l}\text{可搬式代替低圧注水ポンプ} \\ \text{による格納容器スプレイの} \\ \text{準備完了時間}\end{array}$$

2) 制限時間の確認

余裕時間を算出するにあたり必要となる制限時間、すなわち屋外作業完了の目標時間については、本評価で対象とする収束シナリオと、設置許可における運転中の原子炉における重大事故のうち「格納容器過温破損」の想定が類似していることから、この有効性評価の結果を準用する。

具体的には別紙 3.1.4.3.1(3)-2 に示すとおり、「格納容器過温破損」の解析条件としては、外部電源喪失、非常用所内電源喪失及び原子炉補機冷却機能喪失相当に補助給水機能喪失を仮定しており、格納容器損傷防止対策のクリフェッジシナリオである主蒸気管破断と比較した場合に、2次系破断による蒸気発生器 2 次側圧力低下による 1 次系の過冷却の有無に違いがあるものの、蒸気発生器 2 次側の除熱機能が喪失するという観点では同等である。

「格納容器過温破損」の有効性評価では、事象発生後約 3.1 時間後に炉心損傷に至り、約 3.6 時間後に恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器スプレイを開始する。そして約 17.9 時間後に燃料取替用水ピットが枯済することとなる。

ただし、「格納容器過温破損」での補助給水機能喪失と、クリフェッジシナリオでの 2 次系破断との差異による不確実さを考慮して 2 時間の保守性を加えることとし、「可搬式代替低圧注水ポンプによる格納容器スプレイ」の制限時間については約 15.9 時間と評価した。

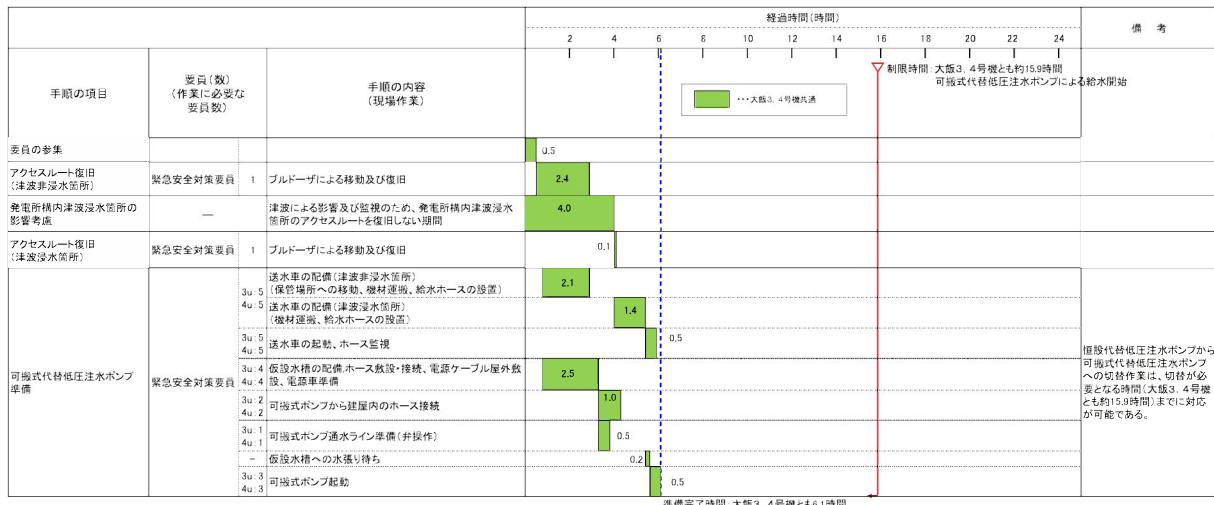
3) 屋外作業時間の評価

3-1) アクセスルートの選定

可搬式代替低圧注水ポンプ等については、斜面崩壊や津波による浸水の影響を考慮し、第 3.1.4.3.1.1 図に示す保管場所に設置されているものを使用する。ここで、津波遡上等の影響を踏まえ、取水ポイント及びホース敷設の最適なルートを考慮した結果、屋外作業に係るアクセスルートは第 3.1.4.3.1.1 図のとおりとなる。

3-2) 屋外作業の準備完了時間の評価

屋外作業の余裕時間を評価するにあたっては、(2)項「炉心損傷防止にかかる余裕時間」と同じ条件で以下の項目について各々評価した結果、第 3.1.4.3.1.5 図、第 3.1.4.3.1.6 図に示すとおり、約 6.1 時間で準備完了となる。



第 3.1.4.3.1.5 図 可搬式代替低圧注水ポンプによる格納容器スプレイの
対応手順と所要時間

参考資料に記載する。

第 3.1.4.3.1.6 図 可搬式代替低圧注水ポンプによる格納容器スプレイの屋外作業場所

4) 余裕時間の評価

2)項の制限時間及び 3)項の準備完了時間の評価結果を踏まえ、余裕時間の算出を行った。結果は第 3.1.4.3.1.5 表のとおり約 9 時間であり、格納容器損傷防止にかかる対策は、制限時間内に十分に余裕をもって準備を完了させることができることを確認した。

第 3.1.4.3.1.5 表 余裕時間の評価結果

制限時間 (A)	準備完了時間 (B)	余裕時間 (A) - (B)
約 15.9 時間 (燃料取替用水ピット 枯渇時間)	約 6.1 時間 (可搬式代替低圧注水ポンプ による格納容器スプレイ)	約 9 時間 (9.8 時間)

(4) 使用済燃料ピットの燃料損傷防止にかかる余裕時間

1) 評価対象

「3.1.4.2.3 地震と津波の重畠事象」において特定される最も耐力を有する収束シナリオを評価対象とする。

本評価で取り扱う収束シナリオは、起因事象として外部電源喪失と原子炉補機海水冷却系の全喪失が発生し、さらに非常用所内電源からの給電機能が喪失することで全交流電源喪失に至った状態において、屋外に保管されている送水車を用いて使用

済燃料ピットへ海水を補給することで使用済燃料ピットの燃料の健全性を確保する。したがって、「送水車による注水（海水）」の時間余裕を確認する。

また、本評価では下式に示す余裕時間を確認する。

$$\text{余裕時間} = \frac{\text{使用済燃料ピット水位が放射線の遮蔽が維持できる最低水位まで低下する時間}}{\text{送水車による海水注水の準備完了時間}}$$

2) 制限時間の確認

余裕時間を算出するにあたり必要となる制限時間、すなわち屋外作業完了の目標時間については、本評価で対象とする収束シナリオと、設置許可における使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故のうち「想定事故1」の想定が同一であることから、この有効性評価の結果を用いる。

具体的には別紙3.1.4.3.1(4)-1に示すとおり、原子炉補機冷却機能喪失と全交流電源喪失が発生し、SFP冷却機能及び注水機能が喪失した場合、使用済燃料ピット水温が徐々に上昇し、約12時間で100°Cに到達し、SFP水位は緩慢に低下する。その後、SFP水位が放射線の遮蔽が維持できる最低水位まで低下するのは、事象発生の約2.6日後である。

以上を踏まえ、送水車による注水（海水）の制限時間については約2.6日と評価した。

3) 屋外作業時間の評価

3-1) アクセスルートの選定

送水車については、斜面崩壊や津波による浸水の影響を考慮し、第3.1.4.3.1.1図に示す保管場所に設置されているものを使用する。ここで、津波遡上等の影響を踏まえ、取水ポイント及びホース敷設の最適なルートを考慮した結果、屋外作業に係るアクセスルートは第3.1.4.3.1.1図のとおりとなる。

3-2) 屋外作業の準備完了時間の評価

屋外作業の余裕時間を評価するにあたっては、(2)項「炉心損傷防止にかかる余裕時間」と同じ条件で以下の項目について各々評価した結果、第 3.1.4.3.1.7 図、第 3.1.4.3.1.8 図に示すとおり、約 5.4 時間で準備完了となる。

手順の項目	要員(数) (作業に必要な 要員数)	手順の内容 (現場作業)	経過時間(時間)												備考
			2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	
要員の収集				0.5											
アクセスルート復旧 (津波浸水箇所)	緊急安全対策要員 1	ブルドーザによる移動及び復旧		2.4											
発電所構内津波浸水箇所の影響考慮	—	津波による影響及び監視のため、発電所構内津波浸水箇所のアクセスルートを復旧しない期間		4.0											
アクセスルート復旧 (津波浸水箇所)	緊急安全対策要員 1	ブルドーザによる移動及び復旧		0.1											
使用済燃料ピットへの給水確保(海水)	緊急安全対策要員 3u: 5 4u: 5	送水車の配備(津波非浸水箇所) (保管場所への移動、機材運搬、給水ホースの設置) 送水車の配備(津波浸水箇所) (機材運搬、給水ホースの設置)		2.1				1.4							使用済燃料ピットへの給水 は、燃料ピット水位が3m低下 する時間(大飯3、4号機とも 約2.6日後)までに対応が可能 である。

第 3.1.4.3.1.7 図 使用済燃料ピットへの送水車ポンプによる海水注水の対応手順と所要時間

参考資料－6 に記載する。

第 3.1.4.3.1.8 図 使用済燃料ピットへの送水車による海水注水の屋外作業場所

4) 余裕時間の評価

2)項の制限時間及び 3)項の準備完了時間の評価結果を踏まえ、余裕時間の算出を行った。結果は第 3.1.4.3.1.6 表のとおり約 56 時間であり、使用済燃料ピットの燃料損傷防止にかかる対策は、制限時間内に十分に余裕をもって準備を完了させることができることを確認した。

第 3.1.4.3.1.6 表 余裕時間の評価結果

制限時間 (A)	準備完了時間 (B)	余裕時間 (A) - (B)
約 2.6 日 (約 62 時間 (最低水位 までの低下時間))	約 5.4 時間 (送水車による使用済 燃料ピットへの海水注水)	約 56 時間 (56.6 時間)

3.1.4.3.2 緩和機能の継続を必要とする時間の評価

(1) 評価の方針

本検討は、「3.1.4.3.1 余裕時間に関する評価」の評価結果を踏まえ、駆動用の燃料補給を必要とする影響緩和機能を対象として、発電所内に備蓄している燃料で事故対応が可能かどうかを評価する。評価期間については、設置許可での想定と同じく外部からの支援が期待できない期間として7日間を設定する。

なお、水源の枯渇時間に関しては「3.1.4.3.1 余裕時間に関する評価」において、復水ピット及び燃料取替用水ピットの枯渇時間を評価した。

(2) 継続時間評価

本評価においては、「3.1.4.3.1(2) 炉心損傷防止にかかる余裕時間」、「3.1.4.3.1(3) 格納容器損傷防止にかかる余裕時間」及び「3.1.4.3.1 (4) 使用済燃料ピットの燃料損傷防止にかかる余裕時間」で取り扱うシナリオにおいて、送水車及び可搬式代替低圧注水ポンプが使用する重油、軽油の燃料消費量について評価を行う。

ここで、上記の各シナリオについては、有効性評価において全交流電源喪失とし、事象発生直後から補機類が起動した最も厳しい条件にて発電所内に備蓄している燃料により必要な対策を7日間継続することが可能であることを第3.1.4.3.2.1表の通り確認している。(詳細については別紙3.1.4.3.2(2)-1参照)

また、「3.1.4.2.3 地震と津波の重畠事象」における「3.1.4.2.3(2)b. 原子炉建屋の背後斜面等のすべり及び剥落」の評価結果より、発電所に備蓄してある燃料である軽油ドラム缶、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは斜面崩壊及び津波遡上の影響を受けないことを確認した。

以上より、当該の緩和手段を7日間継続することが可能である。

第 3.1.4.3.2.1 表 燃料の消費量及び備蓄量

	起動を想定する補機	7日間での 消費量 (kℓ)	備蓄量(kℓ)
重油	・空冷式非常用発電装置 ・可搬式代替低圧注水ポンプ ・大容量ポンプ 等	191.6kℓ	548kℓ
軽油	・送水車 ・水中ポンプ	10.5kℓ	21.0kℓ*

* : 大飯 3, 4 号機合計の値

参考資料に記載する。

各収束シナリオにおける緩和手段の使用可否一覧

項目	主要解析条件	条件設定の考え方
解析コード	M—RELAP5	本重要事故シーケンスの重要な現象である炉心における沸騰・ボイド率変化、気液分離・対向流等を適切に評価することができるコード。
炉心熱出力 (初期)	100%(3,411MWt)×1.02	評価結果を厳しくするように、定常誤差を考慮した上限評価として設定。炉心熱出力が大きいため崩壊熱が大きくなることから厳しい設定。
1 次冷却材圧力 (初期)	15.41+0.21MPa[gage]	評価結果を厳しくするように、定常誤差を考慮した上限評価として設定。1次冷却材圧力が高いとともに、蓄圧注入の冷却材にミシングが遅くなるとともに、蓄圧注入のタイミングが遅くなることから、厳しい設定。
1 次冷却材平均温度 (初期)	307.1+2.2°C	評価結果を厳しくするように、定常誤差を考慮した上限評価として設定。1次冷却材平均温度が遅くなるとともに、蓄圧注入のタイミングが遅くなり、比較的低温の冷却材が注水されることがから、厳しい設定。
初期条件	炉心崩壊熱	FP：日本原子力学会推奨値 アクチニド：ORIGEN2 (サイクル末期を仮定)
	蒸気発生器 2 次側保有水量 (初期)	50t (1基当たり) 設計値として設定。

「全交流動力電源喪失」の主要解析条件
(外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失) (1/3)

項目	主要解析条件	条件設定の考え方
起因事象	外部電源喪失	外部電源喪失が発生するものとして設定。
安全機能の喪失に対する仮定	非常用所内交流電源喪失 原子炉補機冷却機能喪失	非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失するものとして設定。
外部電源	外部電源なし	起因事象として、外部電源が喪失するものとしている。
RCPシール部からの漏えい率（初期）	定格圧力において 約 4.8 m ³ /h (21gpm) (1台当たり) 相当となる口径 約 0.3cm (約 0.13インチ) (1台当たり) (事象発生時からの漏えい率を想定)	WCAP-15603 のうちシールが健全な場合の漏えい率の値として設定。
原子炉トリップ信号	1 次冷却材ポンプ回転数低減 (定格値の 92.6%、応答時間 0.6 秒)	トリップ設定値に計装誤差を考慮した低めの値として解析に用いるトリップ限界値を設定。検出遅れや信号遅れと定め時間等を考慮したための値として、応答時間を設定。
タービン動補助給水ポンプ	事象発生の 60 秒後に注水開始 200m ³ /h (蒸気発生器 4 基合計)	タービン動補助給水ポンプの作動時間は、信号遅れとボンプの定速達成時間に余裕を考慮して設定。
主蒸気逃がし弁容量	定格ループ流量 (ループ当たり) の 10% (1 個当たり)	定格運転時において、設計値として各ループに設置している主蒸気逃がし弁 1 個当たり定格主蒸気流量 (ループ当たり) の約 10%を処理できる流量として設定。
蓄圧タンク保持圧力	4.04MPa[gage] (最低保持圧力)	炉心への注水のタイミングを遅くする最低の圧力として設定。
蓄圧タンク保有水量	26.9m ³ (1 基当たり) (最低保有水量)	最低の保有水量を設定。
漏えい停止圧力	0.83MPa[gage]	1 次冷却材ポンプ封水戻りラインに設置している遮がし弁の閉止圧力を基に設定。

「全交流動力電源喪失」の主要解析条件
(外部電源喪失 + 非常用所内交流電源喪失 + 原子炉補機冷却機能喪失) (2 / 3)

項目	主要解析条件	条件設定の考え方
2 次冷却系強制冷却開始 (主蒸気逃がし弁開)	事象発生から 30 分後	運転員等操作時間として、事象発生の検知及び判断に 10 分、主蒸気逃がし弁の現場開閉操作に 20 分を想定して設定。
交流電源確立	事象発生の 24 時間後	—
1 次冷却材温度・圧力 の保持	1 次冷却材温度 208°C (約 1.7 MPa[gage]) 到達時 及び 1 次冷却材温度 170°C (約 0.7 MPa[gage]) 到達時	208°Cについては、蒸気発生器 2 次側冷却による 1 次冷却系の自然循環を阻害するおそれがある窒素の混入を防止する圧力である約 1.2 MPa[gage]に対して、0.5 MPa の余裕を考慮して設定。また、170°Cについては、余熱除去系への切り替え等を考慮して設定。
蓄圧タンク出口弁閉止	1 次冷却材圧力約 1.7 MPa[gage]到達 及び代替交流電源確立 (24 時間) から 10 分後	運転員等操作時間として、蓄圧タンク出口弁の駆動源である代替交流電源確立の検知及び判断に 10 分を想定して設定。
2 次冷却系強制冷却再開 (主蒸気逃がし弁開)	蓄圧タンク出口弁閉止から 10 分後	運転員等操作時間として、主蒸気逃がし弁の調整操作に 10 分を想定して設定。
補助給水流量の調整	蒸気発生器筒殻水位内	運転員操作として、蒸気発生器筒殻水位内に維持するようには設定。

重大事故等 対策に関連する操作条件

「全交流動力電源喪失」の主要解析条件
(外部電源喪失 + 非常用所内交流電源喪失 + 原子炉補機冷却機能喪失) (3 / 3)

参考資料に記載する。

各収束シナリオにおける緩和手段の使用可否一覧

項目	主要解析条件	条件設定の考え方
解析コード	M A A P	本評価事故シーケンスの重要な現象である炉心における燃料棒内温度変化、燃料棒表面熱伝達等を適切に評価することが可能であるプラント過渡解析コード。
炉心熱出力 (初期)	100% (3,411MWt) × 1.02	評価結果を厳しくするように、定常誤差を考慮した上限値として設定。炉心熱出力が大きいと崩壊熱が大きくなり、炉心冷却の視点から厳しい設定。
1 次冷却材圧力 (初期)	15.41+0.21MPa[gage]	評価結果を厳しくするように、定常誤差を考慮した上限値として設定。1次冷却材圧力が高いと原子炉格納容器へのエネルギー放出が大きくなり、原子炉格納容器冷却の観点から厳しい設定。
1 次冷却材平均温度 (初期)	307.1+2.2°C	評価結果を厳しくするように、定常誤差を考慮した上限値として設定。1次冷却材温度が高いため、原子炉格納容器冷却の観点から厳しい設定。
初期 炉心崩壊熱	F P : 日本原子力学会推奨値 アクチニド : ORIGEN2 (サイクル末期を仮定)	サイクル末期炉心の保守的な値を設定。燃焼度が高いと高次のアクチニドの蓄積が多くなるため、長期冷却時の崩壊熱は大きくなくなる。このため、燃焼度が高くなるサイクル末期時点を対象に崩壊熱を設定。
初期 蒸気発生器 2 次側保有水量 (初期)	50t (1 基当たり)	設計値として設定。
原子炉格納容器 自由体積	72,900m ³	評価結果を厳しくするように、原子炉格納容器自由体積の設計値に余裕を考慮した小さな値を設定。原子炉格納容器自由体積が小さいと、原子炉格納容器冷却の観点から厳しい設定。
ヒートシンク	設計値に余裕を考慮した小さい値	評価結果を厳しくするように、ヒートシンクが小さいと、原子炉格納容器冷却の観点に余裕を考慮した小さな値を設定。ヒートシンクが大きくなると、原子炉格納容器冷却の観点から厳しい設定。

「素因気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）」の主要解析条件
(外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故) (1 / 3)

項目	主要解析条件	条件設定の考え方
起因事象	外部電源喪失	起因事象として、外部電源喪失が発生するものとして設定。
安全機能の喪失に対する仮定 RCPシール部から漏えい率 (初期)	・外部電源喪失時における水機能喪失 ・補助給水機能喪失 ・原子炉給水機冷却機能喪失 約 4.8m ³ /h (1台当たり) (事象発生時からの漏えい率を仮定)	原子炉用所内交流電源及び格納容器内自然対流冷却の喪失を設定。代替格納容器スプレイ及び原子炉補機冷却機能の喪失を設定。 WCAP-15603 のシールが健全な場合の漏えい率として 1 台当たり約 4.8m ³ /h (21gpm 相当) を設定。
事故条件 外部電源	外部電源なし	「安全機能の喪失に対する仮定」に示すとおり、外部電源なしを想定。
水素の発生	ジルコニウム一水反応を考慮	水素の発生による原子炉格納容器圧力及び温度に対する影響を考慮する観点で、水素発生の主要原因となるジルコニウム一水反応を考慮。なお、水の放射線分解等による水素発生量は少なく、影響が軽微であることから考慮していない。

「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）」の主要解析条件
(外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故) (2 / 3)

項目	主要解析条件	条件設定の考え方
重大事故等対策に関する機器条件	1 次冷却材ポンプ回転数低 (定格回転数の 92.6%) (応答時間 0.6 秒)	トリップ設定値に計装誤差を考慮した低い値としてトリップ限界値を設定。検出遅れ、信号発信遅れ時間等を考慮して応答時間を設定。
蓄圧タンク保持圧力	4.04MPa[gage] (最低保持圧力)	炉心への注水のタイミングを遅くし、炉心損傷のタイミングを早める観点から最低保持圧力を設定。
蓄圧タンク保有水量	26.9m ³ (1 個当たり) (最低保有水量)	最低の保有水量を設定。
加圧器逃がし弁	95t/h(1 個当たり) (2 個)	加圧器逃がし弁の設計値を設定。
代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ流量	130m ³ /h	設計上期待できる値として設定
格納容器再循環エニッキト	1 基当たりの除熱特性： 100°C～約 168°C、 約 4.1MW～約 11.2MW	設計値より小さい値を設定。
加圧器逃がし弁開	開始	運転員等操作時間を考えて設定。
重大事故等対策に関する操作条件	一旦停止	炉心溶融開始の 10 分後 炉心溶融開始の 30 分後
代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの運転条件	格納容器再循環サンプル水位 71% 到達 (原子炉格納容器保有水量 2,000m ³ 相当) + 原子炉格納容器最高使用圧力未満	原子炉格納容器内注水の停止条件に余裕を見た値としする。 (燃料取替用ビット保有水のほぼ全量に相当する水量)
格納容器再循環エニッキトによる格納容器内自然対流冷却開始	再開 停止	運転員等操作時間を考慮して設定。 事象発生の 24 時間後
		格納容器内自然対流冷却の開始に伴い停止。 運転員等操作時間を考えて設定。

「凝囲気圧力・温度による静的の負荷（格納容器過温破損）」の主要解析条件
(外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故) (3 / 3)

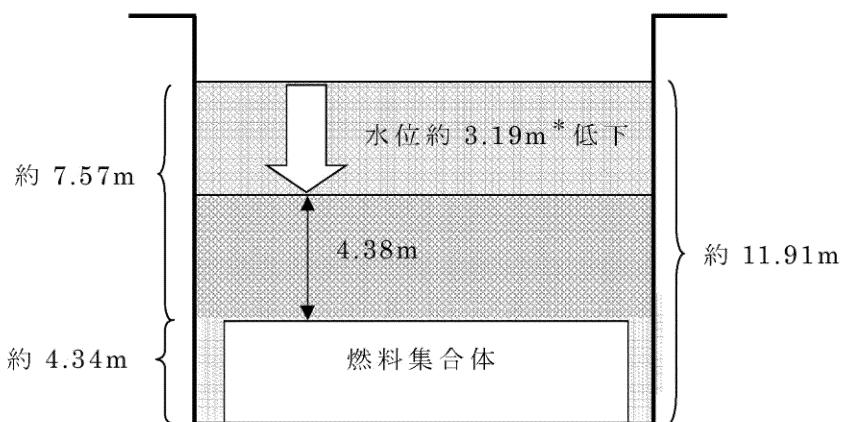
項目	主要評価条件	条件設定の考え方
使用済燃料ピット崩壊熱 事象発生前使用済燃料ピット 水温（初期水温）	11.674MW 40℃	核分裂生成物が多く崩壊が高めとなるようには、原子炉の運転停止後に取り出された全炉心分の燃料と過去に取出された燃料（1、2、4（3）号炉分含む。）を合わせて、使用済燃料ピット貯蔵容量を考慮した状態を設定。崩壊熱の計算に当たつては、核分裂生成物についてはORIGEN2を用いて算出し、 使用済燃料ピット水温の実測値に基づき、標準的な温度として設定。
事象発生前使用済燃料ピット 水位（初期水位）	燃料頂部より 7.38m	使用済燃料ピット水位の実運用に基づき設定。 使用済燃料取扱時の中央水槽の稼働率が燃料取扱時の許容水位以下となるための許容水位を保守的下水量は約 3.19m であり、評価に使用する水位低下量を保守的に 3m とする。これにより、使用済燃料ピット水位は燃料頂部より約 7.57m であるが、初期水位を燃料頂部より 7.38m と設定。
使用済燃料ピットに隣接する ピットの状態	Aエリア、Bエリア、 原子炉補助建屋キヤナル及び 燃料検査ピット接続	燃料取出直後の状態に基づき設定するが、水温100°Cまで上昇する時間の評価は、Aエリアのみを考慮して設定。また、水量は使用済燃料、ラック等の体積を除いて算出。
安全機能の喪失に対する仮定 事故条件	外部電源	使用済燃料ピット冷却機能及び注水機能が喪失するものとして設定。 外部電源がない場合とある場合は、事象進展は同じであることを想定。

「想定事故 1」の主要評価条件

(使用済燃料ピット冷却及び補給水系の故障) (1 / 2)

項目	主要評価条件	条件設定の考え方
放射線の遮蔽が維持できる 最低水位	燃料頂部から 4.38m	使用済燃料ピット中央水面の線量率が燃料取替時の遮蔽設計基準値(0.15mSv/h)となる水位を設定。
送水車の使用済燃料 ピットへの注水流量	25 m ³ /h	崩壊熱による蒸発水量に対して燃料損傷防止が可能な流量としで設定。
重大事故等操作 条件に 関連する 機器条件に 関連する 操作条件に	送水車による使用済 燃料ピットへの注水開始 事象発生の 5.2 時間後	使用済燃料ピット水位を放射線の遮蔽が維持できる水位に保つ必要があり、放射線の遮蔽が維持できる最低水位に到達するまでに注水操作を実施するとして、事象発生の確認及び移動に必要な時間等を考慮して設定。

「想定事故 1」の主要評価条件
(使用済燃料ピット冷却及び補給水系の故障) (2 / 2)



使用済燃料ピット水位概要図

	評価結果
①3m* 分の評価水量 (m ³)	—
A エリア	約 527 m ³
B エリア	約 342 m ³
A,B エリア間	約 6 m ³
原子炉補助建屋キャナル	約 52 m ³
燃料検査ピット	約 72 m ³
計	999 m ³
②崩壊熱による保有水蒸散量	19.44 m ³ /h
③3m 水位低下時間 (①／②)	約 2.1 日間
④水温 100°Cまでの時間	約 12 時間
合計 (③ + ④)	約 2.6 日間

* 使用済燃料ピット中央水面の線量率が燃料取替時の遮蔽設計基準値(0.15mSv/h)以下となるための許容水位低下量は約 3.19m であり、評価に使用する水位低下量を保守的に 3m とした。

「想定事故 1」の使用済燃料ピット水位低下時間評価結果

1-1. 燃料消費量（重油）に関する評価（全交流動力電源喪失を想定した事象）

燃料種別		重油	
号炉		3号炉	4号炉
時 系 列	事象発生直後～7日間 (=168h)	空冷DG (3号炉用2台) 起動 (保守的に事象発生後すぐの起動を想定) 燃費約397ℓ/h(定格負荷)×2台×24h×7日間=約133,392ℓ	空冷DG (4号炉用2台) 起動 (保守的に事象発生後すぐの起動を想定) 燃費約397ℓ/h(定格負荷)×2台×24h×7日間=約133,392ℓ
	事象発生直後～7日間 (=168h)	緊急時対策用発電機 (3,4号炉用1台) 起動 (保守的に事象発生後すぐの起動を想定) 燃費約18.1ℓ/h×1台×24h×7日間=約3,041ℓ	緊急時対策用発電機 (3,4号炉用予備1台) 起動 (保守的に事象発生後すぐの起動を想定) 燃費約18.1ℓ/h×1台×24h×7日間=約3,041ℓ
	事象発生直後～事象発生後24h後 (=24h)	可搬式代替低圧注水ポンプ用 エンジン式発電機 (3号炉用1台) 起動 燃費約126ℓ/h(定格負荷)×1台×24h=約3,024ℓ	可搬式代替低圧注水ポンプ用 エンジン式発電機 (4号炉用1台) 起動 燃費約126ℓ/h(定格負荷)×1台×24h=約3,024ℓ
	事象発生直後～事象発生後7日間 (=168h)	大容量ポンプ (3,4号炉用1台) 起動 燃費約310ℓ/h(定格負荷)×168h=約52,080ℓ	大容量ポンプ (3,4号炉用予備1台) 起動 燃費約310ℓ/h(定格負荷)×168h=約52,080ℓ
合計		7日間 3号炉で消費する重油量 約191,537ℓ	7日間 4号炉で消費する重油量 約191,537ℓ
結果		3号炉に備蓄している重油量の使用可能量は548kℓ(重油タンク(160kℓ、2基)、燃料油貯蔵タンク(114kℓ、2基)の合計)であることから、7日間は十分に対応可能	

1-2. 燃料消費量（軽油）に関する評価

燃料種別		軽油	
号炉		3号炉	4号炉
時 系 列	事象発生後～事象発生後7日間 (=168h)	3号送水車起動 燃費約54ℓ/h×168h=約9,072ℓ	4号送水車起動 燃費約54ℓ/h×168h=約9,072ℓ
	事象発生後～事象発生後7日間 (=168h)	3号水中ポンプ起動 燃費約8.5ℓ/h×168h=約1,428ℓ	3号水中ポンプ起動 燃費約8.5ℓ/h×168h=約1,428ℓ
合計		7日間 3,4号炉で消費する軽油量の合計 約21,000ℓ	
結果		発電所に備蓄している軽油量の合計は21,000ℓであることから、7日間は十分に対応可能	

燃料消費に関する評価結果

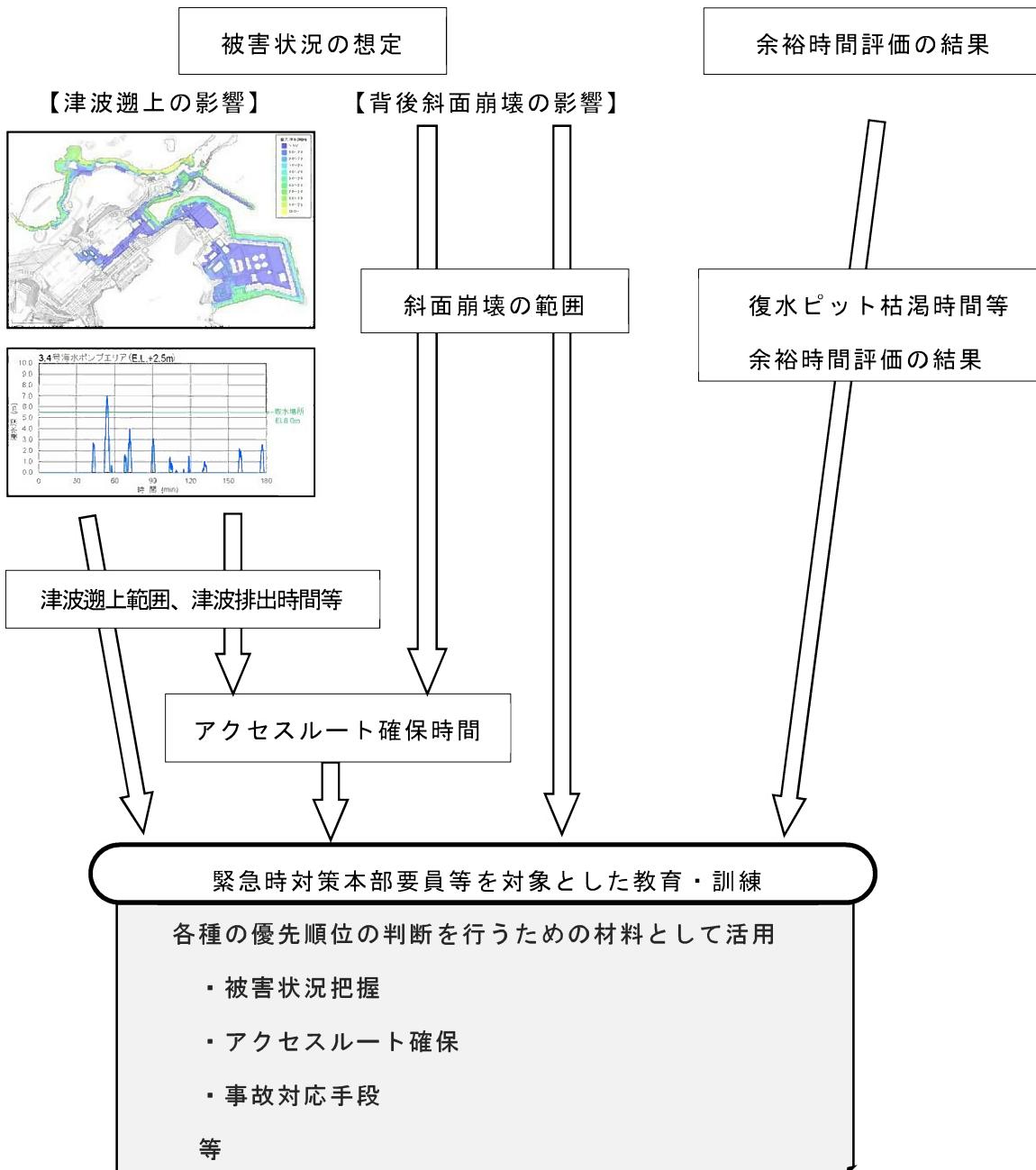
3.1.4.4 安全裕度評価より抽出された追加措置

安全裕度評価により抽出された追加措置及び期待される効果について以下に示す。

(1) 緊急時対策本部要員等を対象とした教育・訓練への活用

前項までの評価より、地震と津波の重畠事象及び随伴事象等が発生し、クリフェッジに到達した際には、使用可能な機器が限定されることに加えて、限られた時間余裕の中で必要な作業等を完了させる必要があることを確認した。

これらの評価から得られた被害状況の想定や、屋外作業の時間余裕にかかる知見を、今後の発電所での教育・訓練に活用することにより想定を超える自然現象への対応の強化が期待される。（第3.1.4.4.1 図）



第3.1.4.4.1図 緊急時対策本部要員等を対象とした教育・訓練への活用のイメージ